

平成30年第3回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
9月11日(火)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	8
7番 関 口 雅 敬 君	8
6番 野 口 健 二 君	19
2番 田 村 勉 君	19
5番 村 田 徹 也 君	25
4番 岩 田 務 君	36
3番 野 原 隆 男 君	39
9番 新 井 利 朗 君	41
8番 大 島 瑠美子 君	43
○町長提出議案の報告及び一括上程	50
○議案第32号の説明、質疑、討論、採決	51
・議案第32号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第33号の説明、質疑、討論、採決	53
・議案第33号 長瀬町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第34号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第34号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第35号の説明、質疑、討論、採決	56
・議案第35号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第36号の説明、質疑、討論、採決	58
・議案第36号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	

○議案第 3 7 号の説明、質疑、討論、採決	6 2
・議案第 3 7 号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	
○議案第 3 8 号～議案第 4 1 号の説明	6 6
・議案第 3 8 号 平成 2 9 年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第 3 9 号 平成 2 9 年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて	
・議案第 4 0 号 平成 2 9 年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て	
・議案第 4 1 号 平成 2 9 年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について	
○会議時間の延長	7 1
○延会について	8 6
○次会日程の報告	8 6
○延 会	8 6



9月12日（水）

○開 議	8 9
○議案等の説明のため出席した者の紹介	8 9
○議事日程の報告	8 9
○議案第 3 8 号～議案第 4 1 号の説明、質疑、討論、採決	8 9
・議案第 3 8 号 平成 2 9 年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第 3 9 号 平成 2 9 年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて	
・議案第 4 0 号 平成 2 9 年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て	
・議案第 4 1 号 平成 2 9 年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について	
○議案第 4 2 号の説明、質疑、討論、採決	1 3 7
・議案第 4 2 号 平成 3 0 年度長瀬町一般会計補正予算（第 2 号）	
○議案第 4 3 号の説明、質疑、討論、採決	1 4 5
・議案第 4 3 号 平成 3 0 年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	
○議案第 4 4 号の説明、質疑、討論、採決	1 4 7
・議案第 4 4 号 平成 3 0 年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	
○議案第 4 5 号の説明、質疑、討論、採決	1 4 8
・議案第 4 5 号 平成 3 0 年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	

○議案第46号の説明、質疑、討論、採決	150
・議案第46号 長瀬町固定資産評価員の選任について	
○議案第47号の説明、質疑、討論、採決	150
・議案第47号 長瀬町教育委員会委員の任命について	
○議案第48号の説明、質疑、討論、採決	151
・議案第48号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○請願第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	152
・請願第3号 長瀬町における受動喫煙防止対策に関する請願	
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	154
・発議第1号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書	
○議員派遣の件	155
○経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	155
○閉会について	156
○町長挨拶	156
○閉 会	157

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第69号

平成30年第3回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年9月6日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 平成30年9月11日（火）

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君		
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君		
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君	
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子	君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君	

不応招議員（なし）

平成30年第3回長瀬町議会定例会 第1日

平成30年9月11日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

7番 関 口 雅 敬 君

6番 野 口 健 二 君

2番 田 村 勉 君

5番 村 田 徹 也 君

4番 岩 田 務 君

3番 野 原 隆 男 君

9番 新 井 利 朗 君

8番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第32号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第33号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第34号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第35号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第36号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第38号～議案第41号の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子	君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平	健	司	君	
教育長	野	口		清	君		会計 管理 者	田	寫	俊	浩	君
総務課長	横	山	和	弘	君		企画 財政 課長	内	山	雅	人	君
税務課長	相	馬	孝	好	君		町民 課長	若	林		智	君
健康福祉 課長	中	畝	康	雄	君		産業 観光 課長	南			勉	君
建設課長	坂	上	光	昭	君		教育 次長	福	島	賢	一	君
代表 監査委員	柳		繁	夫	君							

事務局職員出席者

事務局長	野	口		晃		書記	中	畝	健	一
------	---	---	--	---	--	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（染野光谷君） 皆さん、おはようございます。

今日は、平成30年第3回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（染野光谷君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（染野光谷君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（染野光谷君） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成30年5月から7月に係る現金出納検査及び平成30年度工事監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

6月15日に、横瀬町町民会館で「ちちぶ農業協同組合第22回通常総代会」が開催され、出席いたしました。

6月22日に、横瀬町町民会館で「秩父町村議員クラブ総会」が開催され、副議長岩田務君、新井利朗君、大島瑠美子君、野口健二君、村田徹也君、野原隆男君、田村勉君、井上悟史君ともども出席いたしました。

6月25日に、秩父地域地場産業振興センターで「一般財団法人秩父地域地場産業振興センター評議委員会」が開催され、出席いたしました。

6月28日、29日に、埼玉県町村議会議長会による「町村議会議長県外研修」が開催され、石川県加賀市議会を視察してまいりました。

6月30日に、寄居町で「寄居町名誉町民、元埼玉県議会議員石渡勲氏の寄居町葬」が開催され、副議長岩田務君が出席いたしました。

7月6日に、秩父宮記念市民会館で「国道140号秩父中央バイパス建設促進期成同盟会定期総会」、「定峰峠トンネル開削促進期成同盟会」が開催され、出席いたしました。

7月9日、皆野町文化会館で「県道長瀬玉淀自然公園線寄居長瀬皆野地内改修促進期成同盟会総会」が

開催され、地元議員である関口雅敬君、井上悟史君ともども出席いたしました。

7月10日、秩父市役所で「秩父地域議長会第1回定例会」が開催され、副議長岩田務君ともども出席いたしました。

7月12日、秩父地方庁舎で「秩父地域三議員連盟第2回役員会」が開催され、副議長岩田務君ともども出席いたしました。

7月18日に、高知県土佐・長岡郡町村議員連絡協議会が「行政視察」でふれ愛ベース長瀬を訪れましたので、対応いたしました。

7月19日に、秩父市農園ホテルで「全国森林環境税創設促進議員連盟総会」が開催され、副議長岩田務君、野原隆男君、井上悟史君ともども出席いたしました。

8月1日に、秩父地域三議員連盟による「要望活動」が行われ、総務省、国土交通省、農林水産省、環境省、関東地方整備局を訪問いたしました。

8月6日、横瀬町役場で「ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

8月8日に、長瀬町長生館で「秩父郡市叙勲者連合会懇親会」が開催され、出席いたしました。

8月10日に、秩父市役所で「ちちぶ定住自立圏現況報告会」が開催され、副議長岩田務君、新井利朗君、大島瑠美子君、村田徹也君、野原隆男君、田村勉君、井上悟史君ともども出席いたしました。

8月14日、皆野町で「秩父音頭まつり」が開催され、出席いたしました。

8月20日に、さいたま市ホテルブリランテ武蔵野で「地方行政懇談会」が開催され、出席いたしました。

8月23日に、長瀬町役場で「県道長瀬児玉線改修促進期成同盟会」が開催され、副議長岩田務君、関口雅敬君、野原隆男君ともども出席いたしました。

8月24日に、埼玉県庁で秩父地域三議員連盟による「要望活動」が行われ、県知事、県議会議長を訪問いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（染野光谷君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。

本日、平成30年第3回9月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

9月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ことしの夏は国内最高気温を観測するほどの記録的な猛暑日が続いたかと思えば、東から西へ、過去に例のないルートをとどった台風が発生するなど、異例づくしの天候でございました。

特に平成30年7月豪雨や先日の台風21号では、西日本を中心に大変な被害が発生いたしました。被災された地域の皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復旧するよう願っております。

また、今月6日の未明には、震度7を観測する平成30年北海道胆振東部地震が発生し、大きな被害とな

っております。改めて自然災害はいつ起こるかかわからないと感じるとともに、今後も災害への備えは万全にしておきたいと気持ちを引き締めているところでございます。

さて、8月18日から9月2日まで、インドネシアのジャカルタで開催されたアジア競技大会に、当町出身の新井涼平選手が陸上競技のやり投げに出場いたしました。残念ながら7位入賞で、前回に続いてのメダル獲得はなりませんでした。今後は、2年後の東京オリンピック出場に向けて挑戦していく新井選手の活躍をご期待するものでございます。

ここで、6月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、産業観光課関係について申し上げます。

8月15日に、当町の夏を代表するイベントであります長瀬船玉まつりを開催いたしました。祭り当日は天候に恵まれ、約7万人のおお客様にご来場いただきました。台風の影響による荒川の増水により万灯船の運航を取りやめるなど、行事内容の一部に変更が生じたものの、大きな混乱や事故もなく、無事に祭りを終了することができました。これもひとえにご協賛いただきました皆様方を初め、祭りを支えてくださった多くの関係者のご支援、ご協力のたまものと改めて感謝申し上げます次第でございます。

また、翌日のボランティア清掃には、開始まで降っていた雨によって足元が悪い中、企業の皆様を初め、一般ボランティアの皆様、さらには小中学生の子供たちまで、総勢約600人のご参加をいただき、祭り会場周辺等の清掃作業を行っていただきました。早朝よりご協力をいただきました皆様方に心から御礼申し上げます。ありがとうございました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

例年、盆明けに実施していただいている秩北建設組合長瀬支部の皆さんによる小中学校3校の校舎等の修繕奉仕作業ですが、8月17日に実施していただきました。3校合わせて31カ所の修繕を実施していただき、大変ありがたく感謝をしております。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例案6件、平成29年度決算認定4件、平成30年度補正予算案4件、人事案件3件の合わせて17議案であります。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

いずれも町政進展のため、重要な案件でございますので、十分にご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

本日はよろしくようお願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（染野光谷君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（染野光谷君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議長からご指名申し上げます。

1番 井上悟史君

2番 田村勉君

3番 野原隆男君

以上の3名を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（染野光谷君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から13日までの3日間にいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から13日までの3日間に決定いたしました。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（染野光谷君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してありますが、一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

それでは最初に、7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、通告どおり質問をさせていただきます。

初めに、ユニバーサルツーリズムについて町長に伺います。ユニバーサルツーリズムは高齢者や障害の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行のことを言うようです。そこで、年間270万人の観光客が訪れる長瀬町はユニバーサルツーリズムの普及促進を図るため、どのような施策を検討しているのか伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のユニバーサルツーリズムについてのご質問にお答えいたします。

平成28年に官公庁が実施しましたユニバーサルツーリズムの促進に向けたモデル事業実施地域の募集に長瀬町観光協会が応募をいたしました。10地域の応募があり、選定された5地域には入りましたが、ユニ

バーサルツーリズムの指定を受けたわけではございません。選定されたことを受けて、専門家の指導のもと、地域の重要な観光施設、宿泊施設、トイレ、飲食店、土産物店、交通施設等、84カ所のバリア及びバリアフリー調査を観光協会職員みずからが行い、知見やノウハウの習得に努め、調査データをまとめ、バリアフリーマップを作成したとのことでございます。

また、町内の観光事業者や近隣市町村の観光関係者を対象に、ユニバーサルツーリズムに対する意識醸成と基礎的な知識習得のための勉強会も実施したと伺っております。講師を迎えて心のバリアフリーに関する座学、さまざまな障害への対応を学ぶ実践の二部構成で行ったとのことでございます。

平成29年度は、官公庁が実施した接遇マニュアル作成に係る旅行業分科会、観光地域分科会の構成員として観光協会の事務局長が参加し、高齢の方、障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアルの作成にかかわっているとの報告を受けております。

このような取り組みを、今後のユニバーサルツーリズムの普及促進に効果的につなげていくため、観光協会では、バリアフリー情報をホームページ上で公開し、広く周知するとともに、日々の実践によりノウハウを蓄積し、情報発信のさらなる充実を図っております。

現在協会からの町への動きはありませんが、町として対応する必要が出てまいりましたらば、ハードの整備等を行っていくのは財政的に難しい状況ではございますが、観光協会と連携しながら整備を進めていければと思っております。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今指定は受けてはいないということではございますけれども、対応策というものはまだ絵に描いた餅で議論しているのだらうと思います。私が町内を散歩している中で、このユニバーサルツーリズムを観光協会がやるのだというお話を、私にも最初の講演会聞きに来いということでは呼んでいただきました。本当に長瀬町観光協会は障害者に優しい観光地づくりをしたいのだという話で、私も一生懸命やってもらいたいことだな。障害者がいっぱい、どこへ行っても不自由なく観光ができるようになればいいなという思いです。ずっと待っているのですけれども、具体策はまだ形としてあらわれない。お金をかけていろんなところをやるのは本当に役場が一緒になってやらないと、ユニバーサルシートの設置だとか、例えば観光案内の掲示をするのもかなりお金がかかるのだらうと思います。だけれども、今歩いてみると、公共施設の車椅子の配備、こういうのにちょっと手が足りていないのではないのかなと思います。特にもっと具体的に言いますと、鳥居から長瀬駅の間、歩道、点字ブロックがついています。その点字ブロックを、本当に目の不自由な方があの点字ブロックを歩いて駅までは行けません。木の枝にぶついたり、もうすぐ歩道の柵があたりして、もうこういう細かいことからどんどん、どんどん進めていく必要が私はあるのだと思うのです。270万も来ていて、そういう障害者に優しい観光地つくっていくには、例えばコンビニ、長瀬町のコンビニ、今度長瀬の地区公園のところまでできたコンビニは車椅子の配慮がなされています。駐車場もね。ほかはありません。そういうことからして、観光協会はどんどん、どんどんお金のかからないことから始めていかないと、一遍にどおんとやろうたって無理なのだから、そういうところをちょっと町長、指導できませんか。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

歩道のご指摘いただきました。確かにそうだなという思いがいたしておりますけれども、あちらは県道でございますので、県のほうに早速にお話をしてみたいと思っております。

それから、インターネットを多分関口議員も見ていらっしゃると思いますけれども、中にもバリアに関してのいろいろな施策は載っております。その中でまた、きょう私も持ってまいりましたけれども、観光の横文字版、それですとか、あと観光のバリアフリーのこうしたものも観光協会のほうで用意をしておりますので、そちらもご活用いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今パンフレットを見せていただきましたけれども、私が言いたいのは、長瀬町観光協会がこのユニバーサルツーリズムに手を挙げたのは障害者に優しい観光地をつくりたいということで始めたことだから、私はあえてそういう絵に描いて、これからやっていくのは大事なだけけれども、もっと身近に自分たちの店の周りから始めていくことが大事なのだと。もう今270万来ていて、その中にも障害者います。私も何人かの障害者の方にお話を聞きました。車椅子ではとって行けない。例えば以前に町長もこっちの議員席にいたときに話がありましたけれども、岩畳が見える行政区観覧席、あそこを整備してという話が以前にこれ私も出しました。そのときに、今振り返ってみてどうですか。あの土地は、今度は町で所有しているのです。ああいうところを観光に、階段をおりるといったって無理なのだから、あそこを整備してあげて車椅子で行けるように。車椅子でどこへも行けませんという話でした。押して行く方に迷惑がかかるから、私はここで待っているのですと。あのお土産屋の一角で待っている。そういう状況なので、もっと早く、さっきも、県道だから県に言ってではなくて、町があそこで使っているのだから、本当にもう信号を渡ってきて、障害者が長瀬駅に行く、駅から鳥居の交差点に行く。あの点字無理ですよ。もうそういうことが平気でなっているのだから、早くやったほうがいいのではないのですかという。私は散歩でいろんな人の話を聞いたり、自分で歩いてみて、あの点字の上歩いてみました。木の枝にぶつきます。歩けません、とって。そういうことからいって、もっと観光協会に、270万も来る観光地なのだから、もっとしっかりせえと言葉をかけてあげる、もう一度お伺いをいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

町と連携をしてというお話でございますので、先ほども質問の中でお答えさせていただきました。そうした整備を観光協会と町が一体となって進めていきたいという考えでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、先ほど勉強会を開いたというお話もさせていただきました。その中で、高齢者、障害者に対する、どうしたお迎えをしたらよいのかということで、そうしたマニュアルにつきましても観光協会の皆様方を集めて勉強会を開いたわけでございまして、その中でだんだんと改革されてくるものと思っております。

それから、消防道路からは無理だというお話をいただきましたけれども、私は何度も岩畳に行っておりますけれども、その中でお客様によってはあそこのところを車椅子でおりてこられるお客様も大分いらっしゃるようでございまして、そうした光景も目にしているところでございます。しかしながら、若干急かなという思いはしております、これにつきましても何かよい方法をこれから考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、規則どおり次の質問に移りたいと思います。

2番目、災害時の対応について町長に伺います。最近異常気象と思われる災害が各地に発生しています。特に西日本豪雨災害などは記憶に新しいものがあります。以前から災害時の対応について繰り返し質問をしてきましたが、改めて次の3点について伺います。

1つ目。町の危機管理について伺いをいたします。

2番目、備蓄品の管理状況について伺います。

3番目、連絡体制について伺います。また、西日本豪雨災害被災地に対して町はどんな支援を行ったのか、あわせて伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の災害時の対応についてのご質問にお答えさせていただきます。

冒頭ご挨拶で申し上げましたけれども、このところ大変日本列島、災害が相次いでおります。その中で長瀬町もしっかりと気持ちを引き締めていかななくてはという思いでおるということを先ほどお話をさせていただきました。その中で、まず町の危機管理でございますが、長瀬町では長瀬町地域防災計画のほかに、役場職員の資料として長瀬町職員初動マニュアル、長瀬町避難勧告等の判断基準及び伝達マニュアルを定めており、これらに基づいて対応に当たっております。例えば避難指示についてでございますが、長瀬町避難勧告等の判断基準及び伝達マニュアル等に基づき避難が必要と判断した場合は、住民の皆様方へ防災行政無線及び戸別受信機による放送、ちちぶ安心・安全メールやエリアメール、町ホームページやSNSを利用した伝達、放送機器を搭載した車両による広報、また発令対象地区に当たっては、地元行政区長等への電話連絡など多様な手段での情報伝達を実施することになっております。ほかにもさまざまな事柄が定められておりますが、状況等に合わせて臨機応変に対応していく所存でございます。

次に、備蓄品の管理状況についてでございますが、台帳を作成し、物資等の管理を行っております。使用期限の迫った食料品などはローリングストックの考えに基づき、学校の児童生徒へお配りしております。機材なども庁舎内で管理しているものにつきましては、必要に応じて点検するよう努めております。また、民間業者と協定を締結し、町で配備仕切れない物資を補ったり、必要な物資を必要な分だけ供給できるような体制づくりを進めているところでございます。

次に、連絡体制についてでございますが、台風など事前に危機が察知できる場合においては、職員が役場に待機して対応できるようにしているほか、夜間や休日の場合は災害時專線電話への転送電話という形で対応できるようにしております。また、地震などの事前に察知できない災害の場合には、役場の勤務時間外ですと、電話に出られない場合がございます。そういった場合、消防署または警察署へご連絡いただければ、各機関から役場の担当者へ連絡が来るようになっております。突発的な災害が発生した場合、消防または警察のほうが迅速に対応ができますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、西日本豪雨災害被災地に対しての町の支援でございますが、今回の補正予算でお願いをしておりますが、埼玉県町村会として各町村10万円の寄附金を被災3県に送金する予定でございます。被災地では、大変逼迫した状況の中で、情報収集や救助活動を初め、非常に多くの業務を行わなければなりません。このため、人手不足による人員の派遣が第一となるわけでございますが、もちろん救援物資の受け入れや仕分け、避難所からの要望の取りまとめ等も行っておりますが、そういった状況の中で救援物資等の援助を行うには被災地のニーズに合ったものでなければ、かえって被災地の負担になってしまうことも考えられます。今後はそういった情報の収集体制等も検討しながら、観光立町の名に恥じないよう努力してまいります。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 危機管理で私が聞こうと思った職員の初動マニュアルという話が出てきました。以前私が質問をして、この職員初動マニュアルというものを徹底するよう始まって、今現在それが新しい職員たちにもこのマニュアルが徹底されて、いざ災害時には本当に活用できるように、全員が把握できているのかどうか。これが私にはちょっとまだ一人一人聞いたわけではないからわからないけれども、新入職員に対して初動マニュアルの徹底の仕方、しっかりと教育をしていただきたいということでこの質問も特に入れてあります。

それと、避難の話も出てきました。そこで町長にお伺いいたしますが、避難の放送をする前に、避難所はどこなのですかという声が結構町の住民の方々から私は聞きます。自分ちの近くの公民館は、あそこへ我々は逃げていくのかねという話も聞きます。町長さっきも言ったように、こちら側にいるときに私はずうっと前町長のときから災害についてうるさく言ってまいりました。その中で学校の耐震、大規模改造が早くできたというのが、この長瀬町すごいことです。トイレも和式ではなくきれいなトイレになっている。これは本当に執行部の担当課の皆さんのご理解とご協力で、住民がいざというときに学校を拠点にできるのだという前町長の思いで早くその耐震、大規模改造をやっていただきました。特に、もう私が胸を張って皆さんに言えるのは学校のトイレ。これは、住民の皆さんが本当に学校に行くと、「トイレがきれいでいいやな。ホテル並みだよ。本当にああいうのをつくっておいてよかったな」って言ってくれます。そこで、避難所を指定をするのに各公民館でいいのかどうか。私は井戸に住んでますから、井戸の中郷、下郷、上郷、これは急傾斜地の真下にその公民館が建っています。本当にもう災害時はどこにどうに避難したらいいかというものは、やはり3校、中学校ありますよね。この役場ももう隣り合わせで中学校ってあるのだから、ここがメインの拠点場所になって、第一小学校に近いところは第一小学校に避難、第二小学校に近いところは第二小学校に避難ができるように私は徹底していかなければならないのだと思っています。その場合に、以前も聞いたときに、避難所の開設は健康福祉課が開設をするのだと。これ健康福祉課長もこういう意識でいるかどうか町長に私は聞いているので、総責任者としてこの避難場所、しっかりとお答えをいただきたいと思います。

それから、例えば本当に災害が起こったとき、ここにいる10人の議員、これ出番全然ないですよ、以前も言ったけれども。どこで私たちは出ていけばいいのか。災害防災マニュアルにも議員のは書いていない。私がインターネットで、この災害の議員の話を調べたところ、各地域で議員の取り扱いがなっていないところが非常に多いと。長瀬町もその一つ。長瀬町だけではないのです。全国でいえば、いろんな市町村で議員が置いてきぼり。議員は、いつ出番があるかわからないのですから。例えばこの間大火災ありましたよね。一晩かかって鎮火がなったとき。私は散歩で行ったときに、もう総務課長あたりは本当にお疲れで、道路の縁石のところ、もう本当に疲れ切った態度をしているけれども、火事が起こっているときに私はオートバイであそこへ行きました。全然もう部外者です。やじ馬扱いです。「はい、ここはどんどん向こうへどいてください。」。では、議員は本当に災害時にどうやって何をするか。それは、私たちサイドが悪いのかもしれませんが。執行部にどうしたらいいのですかという話をしないのが悪いのかもしれないけれども、避難場所の話だとか、そういう中でも議員の話は一切出てこない。町長そこで、この緊急の危機管理、私はしっかりとここを聞きたいと思います。

それから、備蓄品は集中管理するのだと。以前私が聞いたときに、備蓄品はこの長瀬町役場で保管しておくから大丈夫だと。災害時には職員が配るという話。何か今いろんな人に聞くと中央公民館にも置くよ

うにという話も出ているようなことを人伝えで聞くので。もう一度集中管理で徹底しているのかどうか、これも聞いておきたいと思います。

それから、備蓄品の集中管理の話の中で、先ほどもあった障害者の、例えばトイレ、こういうのも本当に大丈夫なのかどうか。我々は使い方も何もわからないで、備蓄してあったとしても我々がどうにやって使えるようにできるのか全然わからない。しっかりこれ教えていただきたいと思います。

それから連絡方法。これは災害が起こるかもしれないというときには役場で対処するけれども、それ以外は警察、消防にやれと。以前もこの話はこのとおりでした。ずうっとおかしいなと思っているのは、例えばふだん、平時のときに何か起こったときに役場へ電話すると、役場の営業時間外のときに電話すると、もうテープです。消防にかかわること、警察にかかわることならいいですよ。以前私が宝登山神社の下で水道管がはねたと。この沢にこんなに水が流れることはないからと、その地域の人が上のほう見に行ったら水道管がはねていると。私は役場に電話連絡がついたのが8時40分でした。職員が出たので、多分誰か水道のほうに話が行っているかどうかわからないけれども、水道管がはねているよという話がようやくできたのがそういう時間です。いつ何が起こるかわからない今の時代、携帯電話あるわけです。そういうのでやるという考えは町長ないのでしょうか。お聞きをしたいと思います。

それから、熊本の豪雨災害には、町村会でお金をやるという話、これ私も仕方がないかなという思いでいるのだけれども、町長もこっちの議員席にいるとき、私が議員になりたてのときの新潟地震、ここで、長瀬で国体をやっているときに新潟地震が起きたと。そのときに私と同僚議員で新潟まで行くと。長瀬町の看板しよって「行くぞ」と言ったときに、国体をやっているから、終わったらお金をやるからいいよという話でした。私はその議会でも言ったのですけれども、長瀬町のPRのティッシュペーパー、ポケットティッシュ、それを在庫があるやつを新潟へ届けましょうよと。そうすれば、受け取った住民が、ああ長瀬町からの支援だと、PRにもつながると。だから、持っていきましょうよと言ったときに、国体をやっているから。よく調べたら、ポケットティッシュが1箱しかなかった。1箱ぐらい持っていったのではしようがないからというような話でしたので、このお話を聞きました。何か考えがあったら、これをまたお話をさせていただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

何かたくさんございましたので、どこからお話したらよいのかなという思いがいたしております。その中でまず初めに、災害ですので、災害の話からさせていただきたいと思います。

私ごとになりますけれども、今振り返ってみますと、議員時代には台風発生時ですとか、そのようなときの対応につきましては本当に執行部任せであったなとつくづく反省をしておるところでございますけれども、実はこの職につきましてからは、警戒警報が出ますと、マニュアルに沿って休日昼夜を問わず出勤し、役場待機という体制をとって現在おります。自宅待機の場合にはすぐに出勤できるよう支度を整えて仮眠をとるようにしております。多分ほかの職員も、特に管理職の皆様方は私と同様な体制をとっているのではないかとおもうところがございます。

また、先月宮沢区で発生いたしました火災では、私も夜中12時半まで現場で消火活動を見守っておりますけれども、なかなか鎮火の兆しが見えませんでしたので、ひとまず引き揚げさせていただき、朝7時半に現場に行ってみましたところ、6時過ぎに鎮火したとのご報告をいただき、担当課長、主幹、そして担当職員は一睡もせず現場で消火活動を見守っていたとの報告を受け、大変だったなと申し上げたところ

でございます。消火に当たりました北分署の職員、そしてまた長瀬町消防団の方々に心から感謝を申し上げ、出勤をいたしました次第でございます。

関口議員には朝5時ごろに状況把握にお越しいただいたそうでございます。そのご報告も受けました。大変ありがとうございました。その中で、私も考えたところでございますけれども、状況にもよりますけれども、時にはこのような現場を議員の方々にも見ていただきたいなという思いを持ったところでございます。台風のような、もう来るということがわかっております場合には、一晩中役場に詰めておるということも多々ございます。そういうときには、ぜひその状況を議員の皆様にも見ていただき、これから議員さんがどのようなこと対応が可能なのか考えていただき、そして議員さんの役割、これを議長さんを交えて話してみたいなと思ったところでございます。

それから、備蓄品につきましてでございますけれども、こちらにつきましては現在も集中管理ということで行っております。多分公民館にというお話がございましたけれども、これは今年の7月に起きた台風のときに公民館を避難所として開放いたしました。そのときにいろいろなものをあちらに持ち込みましたので、その状況を見た町民からそのような話があったのかなという思いがいたしております。

そして、避難所につきましてでございますけれども、これ避難所の災害マニュアルにつきまして、多分町、毎戸に配布してあると思っておりますが、その当時とはまた変わっております。つくりました当時は、いきいき館もございませんでしたし、ふれ愛ベースもなかったと思っております。そうした中で、これからはまたそちらも見直す時期に来ているかなという思いがいたしております。

また、災害トイレにつきましてもこれから備蓄品として災害トイレも確保することになると思っておりますけれども、今は公衆トイレも災害トイレはきちんとついておりますので、そちらもご利用いただけたらばと思っております。

また、議員が、水道が破裂したという中で連絡がつかなかったというお話をいただきました。役場に連絡して不可能であったならば、ベテランの議員でございますので、どなたか執行部の方と連絡がとれなかったのかなと非常に残念に思っているところでございます。いずれにいたしましても、町としてもしっかりとした対応に努めてまいりたいと思っております。これだけでよろしいでしょうか。まだございましたでしょうか。もし抜けている点がございましたならば、再々質問をお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長、忘れず言いますけれども、このハザードマップがもう古くなって、これではという話だったら早くこの保存版、これ保存版と書いてあるのだから保存していて、これを信用して私もずっと持っています。この質問をするときにこれ読んでみても、どこに逃げていったらいいのかなというところと公会堂だとか、そんなのが書いてあるのです。だから、今回本当にいろんなところで起こっていて、北海道だってそうですよ。こんな大きな地震が来る、土砂崩れが来るとは思わなかったというところでああいう事故が起こっているから、いつどこに来るかわからないから危機管理をしっかりしなければという話でさせてもらっているのです。今言うように、町長は議員も出番がないというのをよくわかっていただいてこれから考えるという話ですけれども、もう待たないですから。我々議員は本当に動かなかつたら町民の人に何言われるかわからないのだから。あの大雪の災害のときに、私が自分ちの前の道路を早くセンターラインが見えるようにあの大雪全部どかせました。そしたら、住民の人に何を言われたかと言ったら、議員は自分ちだけやっているのか。もっとこっちは来い。そういうことですよ。だから、大雪のときのもう

心構えわかっているのだから、早く検討をして皆さんが安心できるような体制づくりをしていただきたいと思えます。

あと一つ、どうしても今気になった答えが、関口議員はベテラン議員だから、水道、誰か執行部の職員うちの電話番号に連絡できなかったのかというお話です。私知っていますよ。どンドンしていいですか。そうではなく、そういう危機管理はやっぱり役場だから、私は筋を通して役場に言っている。それ役場通さなくて各個人のうちに電話していいのだったら電話しなくて私は行きますよ。宝登山神社のところの現場見ているのだから。あの近辺だって役場の職員いるでしょう。行けますよ、そんなことは。町長、そういうベテラン議員だから知っているでしょうとか、そんな言い方ではなくてしっかりしてくださいよ、責任者なのだから。笑い事ではないからね、これは。それで、避難所、もう本当にいいですよ、町長、私もお金うんとかけるとかなんとかという話ではなくて、避難所は公民館だとか、そういうのを指定しないで、今ふれ愛ベースができたからとか、いきいき館ができたからとか言っているけれども、例えばあのいきいき館なんか特に崖のところ建っているのだから、その中に避難させるのだったら何で学校と言わないのですか。もうあそこまで逃げていけば学校なんてすぐですよ。もう学校を拠点にして子供たちがふだんは安心安全で学校へ通える、本当に危機のときには住民がそこへお世話になれる、そういう学校をつくれば、3校あるのですから、それに中央公民館、保健センターもあるし、井戸、岩田は橋が崩れれば孤立するのだというのは前町長も言っていました。その場合、げんきプラザという話も出てきましたけれども、げんきプラザは埼玉県で消防、自衛隊、そういう方に使っていただくので、来てもらってもだめだとは言いませんけれどもという話ですから、井戸、岩田の区長さん方には本当に安全な一時避難場所をみんなで考えておく、そういうことが必要なのだと思うのです。さっきから言っている義援金の話も同じなのです、町長。お互いさま、もらっていけば返す、そういう考え方もあるし、本当に優しいのであれば、埼玉県この辺でいえば北本市、もうすぐ水が届くではないですか、向こうへ。そういう考えでもってやっていっていただきたい。もうふだんからそういうものを持ってもらって、何かのときには役立てる方法を考えなくてはならないのだと思えます。

いろいろ質問をしましたがけれども、町長も心の中で私が言っているのが少しでも聞き入れてこれから審議する中でこういう意見を大事にしながらかえて答えを出してもらえば、いい災害の体制ができると思えますので、いま一度、町長、職員の初動マニュアル徹底できているのかどうか、それから避難所開設、中央公民館したとき、全町にその広報はなされたのかどうか、それから例えば連絡体制、直す考えがあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

職員のご家庭に電話をするのはというお話をいただきましたけれども、私はこれは緊急時は仕方がないと思っております。職員は役場に勤めている。役場というのは役に立つ場所なのですから、そうした中で、これはどうしても通じない、いたし方がないというときには、これは当然職員として仕方がないのではないかと考えております。ぜひ私のところにも電話してください。お待ちしておりますので、よろしく願いいたします。

〔「俺、町長んちも知らねえんだ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） あら、そうですか。今度携帯の電話を、では教えます。よろしく願いいたします。

〔「みんな教えてください」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） はい。それから、先ほどPRという、被災地に対する応援のときに町をPRというのがございましたけれども、こういうときにちょっとPRはよろしくないのではないかなという感じがいたしましたので、これはちょっと改めていただきたいなと思っております。

それから、学校というお話をいただきました。そういうことも視野に入れながら、改めて保存版につきましても検討させていただきたいと思っております。

それとあとは、実は被災地で一番求めているのは多分議員もご承知だと思いますけれども、技術職なのです。特に土木。こういったものに関する能力のある方を非常に求めています。その中で長瀬町としては、残念ながらこの技術職というのは本当にごくごくわずかしきありません。これからどんどんそうした職員も育てていかなければならないのではないかなと思っておりますけれども、なかなかそこに至っていないという中で、ことしは1人県のほうに出しましたけれども、これからそうしたことも考えながらやっていきたいなと思っております。

あとは何でしょうか。今年の台風のとき準備態勢でございましたので、全町にお知らせしたわけではございません。もし避難勧告が出ましたときには、すぐにそちらに来ていただくということで開設をさせていただきました。今のところ幸いなことに長瀬町はまだそういった、そこまでは出ておりませんので、お越しいただくような放送はいたしませんでしたけれども、これからはそのようなことも考えていかなければならないなと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、3番目の教育費について町長にお伺いをいたします。

教育費については、過去2回質問を行いました。町長からは、教育費の違いは予算の組み方の違いや施設の有無によって違いがあると答弁を受け、やむを得ない部分はあると感じましたが、教育費を充実させてほしいという気持ちに変わりはありません。町長が就任から5年間における教育費の予算措置はわずかながら縮小傾向にあると思いますが、今後教育費を充実させる考えがあるか伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

毎年予算の編成につきましては国から示される基本的な方針や町の財政状況、さらには世の動向を把握しながらまちづくりの基本となる長瀬町総合振興計画に掲げられている基本理念に基づき、はつらつ長瀬の実現を目指し、重要度の高い事業に効率的かつ重点的に資源を集中させ、まちづくりの推進を目指しております。

私が町長に就任してからの教育費の予算につきましては、当初予算ベースから見ますと、若干ではありますが、減少しておりますが、決算ベースで見ると、ふえたり減ったり増減をしております。これらの主な要因は、教科書の改訂によります教職員の指導書やデジタル教科書の購入、また工事、修繕もその規模により年度間の増減が出てくるのは、これはやむを得ないことだと思っております。

また、児童生徒数も、残念ながら大変減少してきておりますことから、全児童生徒を対象に補助、助成をしております給食費の一部公費負担、修学旅行費の補助、入学祝金の支給などの事業費が減っていることから、減少傾向になっていると思っております。私は、これからの社会を形成していく子供たちの成長のため、豊かな教育環境の整備は重点施策の一つだと考えております。

2020年度には小学校プログラミング教育が必修となり、ICT教育にますます注目が集まります。当町

としましてもそれに対する整備は進めていかなければなりません。ただお金をかければ高度な教材や機材を購入でき、より高等な授業を行うことができるかもしれませんが、それをそろえたからよい教育だとは言えないと感じております。6月議会でも答弁させていただきましたが、お金でははかれない長瀬町の豊かな自然環境を初め、地域の皆様の人的環境にも恵まれている長瀬町でございます。また、先生方の日々の研さん、子供たちの頑張りがあってこそ学力向上、教育の充実につながっていると思っております。今後も限られた予算の中で優先的にやるべきことを検討し、教育費の充実を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、再質問をさせていただきます。

町長は、以前も予算の組み方が違うとか、今もお金をかけたらいいか悪いとかそういうお話をしますけれども、ほかの自治体では使わなければならない事業があるから、予算が多い。さまざまな説明の中で私が問題にしているのは、現在町長が組んでいる教育費について、過去5年間の平均予算を定義しているのであって、この5年間の教育費の平均が低い、これは町長も認めていただいた、前回認めていろいろ発言しております。そこで、私が目の前の問題を言っているのではなくて、あくまでも町長が就任されてからの予算について話をしているのであって、5年間という時間は、政策決定の範囲であれば中期計画の年月なのです。こうした時間軸で考えれば、ほかの町と比較し、長瀬は教育費が低い、これは町長の政治姿勢そのものにかかわる大きな問題で、これをどう捉えているのか伺いたいと思います。

それと、今の答弁の中でプログラミングの話が出てきました。教育費に多額なお金をかければそれでいい。私は、そういうことは言っていない。そのプログラミングがこれから必修化される前に、もう長瀬町は先ほども言ったように、耐震大規模改造いろいろ済んでいるから、建てかえも、そういうお金がかからないでいるのだから、ウサギと亀でいたのではだめなのです。そこで、もうよそのところよりも先手を切ってプログラミングを使用して、例えば船玉まつりの花火、これを子供たちにプログラム組んでもらって上げてもらいましょうよ。そういう教育も私は大事なのだと。町長、今私がこれ言ったので、もっとわかりやすく答弁でお願いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

私のところに、今現在来ております資料の中で考えてみましても、平成26年から30年度の間に児童数が100人も減っております。もう本当にこれにつきましては大変な問題であると私も思っているところでございますけれども、その中で教育費が100人に対して本当減っているかというところとそれほどでもないのです。それで、その中で一番私がお話したいのは、予算編成をする場合、当然教育委員会のほうから来年度はこういう事業をやりたい、ああいう事業をやりたいということで出てまいります。その中で精査させていただくわけでございますけれども、教育委員会から出てきたものに対してそれほどこれはだめ、あれはだめと切っているわけではございませんで、その中でやっておりますので、今現在、教育委員会の中のお話と、その予算を組むときの執行部のお話の中で厳しい要件、厳しい状況では私はないと思っております。

そしてまた、子供に例えばというお話で、花火のプログラムをというお話がございました。確かに奇抜なアイデアかもしれませんが、花火はちょっと難しいのではないかなと。例えばでございますのでね、危険物でございますから、それを全くそういったものにノウハウのない子供がというのはちょっと無

理かなという思いがしております。例えばの話でございますので、これからもっともっと現実的なよい案でも出てきましたときにはそういったこともこれから考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長、今のこの答弁を例えばインターネットで全国に発信したら、これはお笑い議会だと言われてますよ。私が言っているのは、プログラミングをやるのに花火の打ち上げるプログラムをやったほうがいいのではないですかというふうに。危険物だからと町長言っているけれども、町長、基本的にプログラミングをご存じですか。いやいや、ハハではなくて、今の答弁だとプログラミングを子供たちがやって、そのプログラムを花火屋さんが今パソコンでやるのです。花火を上げる。それは画期的な意見だと。町長、これNHKでやった話ですよ。NHKで、もうほかのところでやっているのです。5年生、6年生が学校でプログラミング、町長、聞いてくださいよ。プログラミングを教えている先生が地域と一体化になるように地域の花火大会に学校でこのプログラムをつくって花火屋さんに見せてどれがいいかを選んでもらって、第一部の代表5人だけでいいから取り上げて花火をやってもらいましょうといったときに、NHKでやったのだけれども、もう子供がそれ本当に大喜びでした。自分たちの学校でつくったあれが花火になるのだから。地域の花火大会に自分たちがつくった花火が花火屋さんが打ち上げるのだから、子供に打ち上げさせるなんて私一言も言っていない。そういう笑うような話は、町長もっと考えて答弁してもらったほうがいいと思います。

予算について教育委員会から上がってきたものを私がだめだとか、これって言っていないという話でいくと、では、これ教育費がどんどん、人数が少なくなって少ないというのを教育委員会のせいにするわけですね。そこだけ聞いて私は終わりにします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

花火大会の話ですけれども、小さな大会ならいいのですよね。ただ長瀬町のようなあの大きな大会ではちょっと私は無理ではないかなと思っております。それは本当に小さなもので、5つか、6つ、10ぐらい上げるとかいうのでしたらば、それはいいかなと思いますけれども、あれだけ大規模なものの中ではちょっと無理ではないかなという思いがして、そういう答弁をさせていただきました。

それから、教育費が減っている、減っているというお話をいただくのですが、今読み上げます。平成26年度の当初予算ですね、32億6,169万3,000円の中で教育費が占めるあれが2億7,155万5,000円ということで構成比が8.3%でございました。これは25年度までいろいろな建設費ですとか、そういうものがあつたわけでございますから、そこでちょっと減ったと思いますが、26年度が8.3%、平成27年度が8.7%、28年度が8.8%、29年度が8.2%、30年度が若干減りまして8.1%になっておりまして、それほど減っていないのではないかなという思いがしているところでございますけれども、このところはまた教育委員会とも相談をさせていただきながら来年度の予算編成につきましては相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 次、6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） では、6番、野口健二です。小型除雪機の設置効果について総務課長に伺います。

昨年、宝くじの助成金で希望する行政区に小型の除雪機を設置しました。ある議員の質問に、「昨年の積雪時、この除雪機を利用して除雪し大変喜ばれた。」と答えておりますが、実際の効果はどの程度あったのかお聞きいたします。

また、私の区でも除雪が大変スムーズにできたと喜んでおりましたが、しかし行政区の範囲が広いので、1台では長時間の除雪が必要であり、もう一台あるとありがたいとの声を聞きました。除雪範囲にもよると思いますが、行政区の希望があれば、小型除雪機を追加する考えがあるかお伺いします。

以上です。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、野口議員の小型除雪機の設置効果についてのご質問についてお答えいたします。

まず、除雪機の設置効果がどの程度あったかどうかということでございますが、運用を行政区または住民の皆様にお任せしておりますことから、利用回数や利用時間といった定常的な効果は把握しておりませんが、使用した行政区の区長さんからはおおむね好評をいただいております。

次に、小型除雪機を追加設置する考えがあるかということでございますが、町内においても降雪の多寡、除雪範囲の大小があると考えますが、まだ配備から1年を経過し、使用回数も一、二回程度となっておりますことから、それらのことを勘案し、追加整備について今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） では、これからの先の雪の降り方いろんなことがあると思いますけれども、それを見まして、できるものから前向きに考えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時35分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君の質問を許します。

○2番（田村 勉君） 2番の田村勉です。質問をいたします。

「広報ながとろ」の配布の方法についてなのですが、広報は行政サービスを広く住民に伝えるツールとして、全世帯に漏れなく配布することが求められているのではないかと思います。いろいろな事情により配布されていない世帯があるのかどうか。配布されていない世帯があるとすれば、配布する必要が

あるのではないか。そこで、広報の配布要件や配布方法などについて、町長にお伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

広報紙の配布方法としましては、各行政区の区長に配布を依頼させていただいております。また、配布する枚数につきましては、行政区ごとに区長に取りまとめていただき、その枚数のとおり配布させていただいております。

それから、広報紙の配布要件は定めておらず、誰でも受け取れるものでございます。しかしながら、現状は行政区を通じて配布という方法をとらせていただいているため、配布されていないといった世帯があれば、現状を調査して対応してまいりたいと思います。現状町といたしましては、長瀬町役場ホームページへの広報紙の掲載や、行政区に加入していない世帯などについては役場で配布しているご案内をさせていただいております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今の町長の答弁ですと、区長を通じて配布をしていると。同時に役場に置いてあったり、公民館に置いてあったりという形でもって届けられているという話なのですが、私のところにも届いていないという世帯もあつたりして、改めて広報の意義といいますか、法的根拠なのですか、これは大妻女子大学の紀要という、何か記録しておく、大学の先生が書いた本だと思っておりますけれども、その中で、公的機関の活動は国民、住民の信託に基づく活動であり、そこでの広報活動は、その内容を説明する責任があるとする民主主義の原理によるものだと。民間の企業の広報活動の法的根拠は、表現の自由にありますけれども、公的機関の広報活動の法的根拠は、全体の奉仕者という憲法15条にその根拠を持つということで、広報は基本的に広聴広報といいますけれども、やはり行政の側がやっていることを町民にあまねく知ってもらうということです。もちろん同時に広聴ですから、町民の皆さんの意見も聞いて、それで行政の運営をスムーズにやっていくということだと思っておりますけれども。

電話でもちょっとお伺いしたのですが、今の町長の答弁と符合するのですが、ある職員だと思っておりますけれども、要するに区長さんのほうから要請があれば、その分ふやして渡しているということなのです。これだとちょっと区長頼りというか、もちろん役所なんかに置いてあるわけだけれども、障害者とかお年寄りだとかということは、そういうところを、インターネットもちろんありますけれども、届けてもらわないと見れないという部分はあると思うのです。そういう意味で、行政の側として、つまり役所の側としてどのぐらいの世帯に届いていないのか。もちろんうちは要らないよと、2世帯一緒に住んでるから2部は要らないよというようなこともあるだろうし、そういういろんな事情あるかもしれないけれども、やはり行政の側、つまり自治体の側から全町民に届けるのだという立場で、届いていないところに対する調査をすとか、それで区長さんに改めてこっちのほうにも届けてもらいたいというふうな形で、町の側からもうちょっと積極的に全町民に届けるという努力が必要なのではないかと思うのです。その辺について、町のほうとしてどう考えているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

田村議員もおっしゃるとおり、広報は基本全町民にお届けするというのが、これは当たり前のことだと思っております。その中で先ほども答弁させていただきましたけれども、町としては行政区を通して区

長さんをお願いをして、全町民に届いているものと思っているわけですが、今後そこをもし配布されていないというご家庭があるようでしたら、現状を調査をして対応してまいりたいと思っております。

配布方法につきまして、長瀬町は昔から区を通して区長さんをお願いをしてという方法をとっておりますけれども、大きな市などでは、シルバー人材センターをお願いをしてというようなところもあるようでございます。しかしながら、財政的に長瀬町の現状ではちょっと難しいかなという思いがしてございまして、これからは今現在の配布方法がよいかどうかも勘案しながら最善の方法を考えてまいろうと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 先ほどの法的な問題についてもうちょっと申し上げたいことがあるのですが、さっきの続きなのですが、広報が届いていないために損害賠償が実際に請求されるというふうなこともあり得るといふにさっき述べた中で言っているのですが、その場合には行政広報に違法性があるかどうかというもので3個あるのだというふうに言っているのです。その一つは誤った情報を提供した場合、第2に、必要な情報を提供しなかった場合、3つ目に、国民、住民の人格権などを名誉侵害した場合、こういう場合に損害賠償などを請求されると。特に心配されるのは、第2の必要な情報を提供しなかった場合の事例として、年金支給の手続を広報で見なかったため受給がおくれた事例、こういった事例があるということなのです。だから、今町長が答弁しましたけれども、区長さんを通じてやる、全国的に見ても、いわゆる町会だとか区長会とか、そういうようなところを通じて配布しているのが7割ぐらい。あとはさっき言ったようにシルバーだとか、あるいは新聞の配達するものだとか、そういうことがありますけれども、今までのやり方だと、どうもやっぱり区長任せというか、区任せという感じが非常に強く感じるのです。いわゆる訴訟なんか起こされたら困るということももちろんありますけれども、まずやっぱり町の行政を全町民に知ってもらうという努力を、区の組織というのは要するに町の末端機関ではないわけですね。あれは民間団体です。そういう意味で、そういう町としてのもう少し積極的に努力してもらいたいと思うんですけども。

これはある行政区の問題なのですが、広報紙が、これは市なのだけれども、町会に対して配布手数料を支払い、町会加入者のみに各戸配布を行い、町会に加入していない者は配布しない事実があると。任意団体である町会加入の有無をもって市民を差別することは違法行為であり、この違法行為による支出は財務会計上、違法かつ不当だといふふうなことでもって訴訟事件も起きている自治体もあるということなのです。そういう意味で、そんなことが起きないようにする意味でも、と同時に長瀬町の行政をもっと町民全体に知らせるための努力ということを区長、もちろん区長を通じて配布することは大いに結構だと思うのですが、それだけに頼らないと。もちろんある公的施設に置いておくということも大事だと思うのですが。

実際問題調べてみると、今度配られた最新の「8月ながとろ」によると、世帯数は2,931だったかな、だと思ったのですが、実際何かの資料で見たら、発行されているのは2,800部だということなのです。それから見ると、どうもほかのところに置いたにしても、ちょっと足りないのではないかなという感じするのですが、いずれにしろ、足りる足りないはちょっとわかりませんが、区長ルートを通じて配るのだというふうなことではなくて、それ以外にもやっぱり全町民に届けるのだという努力、これを何か考えておられるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

毎戸に配らなければならないということに法律がなっているかどうか、私もちょっとわかりません。しかしながら、町では、ホームページでも、もし漏れているようでしたら役場に来てください、役場にありますよというお話、ことも載せてありますし、また区長さんへ問い合わせさせていただくということも可能なのではないかなと思っております。その中で、近年ここ何年かの中で、広報がない、届いていないという問い合わせがございましたのは1件のみでございまして、その方が役場にお電話いただきましたので、役場にありますから、どうぞお越しくささいということを持ちに来ていただいたということがございます。そのほかにはそういった事例は今のところございません。ですので、小さな町でございまして、ちょっとお隣に聞いてもらっても、うちは広報来ないのだけれどもという話をさせていただければ、では区長さんにちょっと聞いてみたほうがいいのではないですかとかということも多分可能なのではないかなと思っております。その中で、もし区長さんのほうに手持ちがないというようなことでしたら、ぜひ役場に問い合わせさせていただく、これが一番よいのではないかなと思ってるところでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 再質問ではないのですが、私が今質問した中身は、区長を通じて配布するという以外に、全町民に届けるという立場から町のほうとして、いわゆる積極的に努力する必要があるのではないかと、そういうことは考えていないのかどうかということをお伺いしたのです。済みませんが、もう一回お願いします。

○議長（染野光谷君） はい。

○町長（大澤タキ江君） ですので、ただいま申し上げましたとおり、小さな町ですので、そういった行動を起こしていただけたらと思っております。町といたしましては、ホームページですとか、それから区長さんにもお願いしているわけですから、小さな町ですので、ちょっと届いていないということをお発信していただければ、そのような行動はとれると思っておりますので、そのような方法をお願いをしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 次の質問。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 普通は3回ということなので、次に進みます。ほかにも質問ありましたけれども、私も改めて西日本豪雨災害、この問題について質問したいと思います。

土砂災害や河川の氾濫等により、15府県で200名以上の死亡者が出るなどの甚大な災害となった西日本災害、これはやはり地球温暖化に伴う気象変動が主な原因、こういうふうに言われております。長瀬町の上流には、合角、二瀬、浦山、滝沢ダムがあり、集中豪雨などで4つのダムが一斉に放流した場合、河川の増水による住宅の損壊など心配されますけれども、河川の氾濫を想定した災害について、どのような対策を考えているかお伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 田村議員の質問にお答えいたします。

河川の氾濫を想定した災害対策について、4つのダムが一斉に放流した場合の氾濫を心配しているようでございますが、河川の氾濫が起きないように、ダム機能の一つとして洪水調節機能がございまして、町を縦断する荒川上流に位置するダムにおきましては、荒川全体の洪水被害を減らすため、10年に1回の確率

で起こり得るような大洪水を想定して計画されており、河川の水位上昇は最小限に食い止めることが可能であり、4つのダムで連携をとりながら放流を行っていると同っております。

洪水時の町の対応といたしましては、地域防災計画及び職員初動マニュアルに基づき、台風の接近などにより町への被害発生が想定される判断基準として、災害対策本部を設置し、情報収集を行い、台風の直撃などの場合には消防団を含む各部との連携調整を行い、避難勧告発表の決定、警戒区域の設定、防災行政無線、広報車を利用した避難情報の広報、消防団、消防本部、警察署などによる避難誘導の要請、避難所の開設を行います。

また、避難勧告の伝達方法といたしまして、役場庁舎からの伝達につきましては、防災行政無線及び戸別受信機による放送、ちちぶ安心・安全メールなど各種メールサービス等を介しての伝達、役場ホームページ、SNSへの掲載、発令対象地域にあっては、地元行政区長等への電話連絡、埼玉県が構築する災害オペレーション支援システムを利用したLアラート、埼玉県防災情報メールの配信が挙げられます。

移動しながらの伝達につきましては、町が所有する放送機器を搭載した車両による広報、発令対象地区にあっては、町職員及び地元消防団員を派遣し、細かい内容の伝達を実施いたします。

いずれにいたしましても、大規模災害時における判断については早過ぎるということはなく、恐れずに指示を出す心構えが肝要であると考えており、今後も町として防災情報をいち早く確実に伝達し、町民の安全確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 西日本災害の特徴ですけれども、ある新聞に書かれているのは、西日本豪雨の一因となった線状降水帯の発生状況を明らかにする研究を文部科学省が始めたということで、線状降水帯のでき方というのは、積乱雲が発生して、それが列になって長時間続いて雨を降らせると。100年に1度という話が出ましたけれども、この長瀬でも、100年ではないのですけれども、寛保2年の例のあれ、ありますよね。あれのときは、とにかくあの140号よりも2メートル上まで水が来たというわけです。これはやはりハザードマップを見ても、土砂災害に対する対応というのが書かれているのですけれども、いわゆる洪水の、確かに100年に1つとも、通常個人の考え方というか、よく言われる正常性バイアスというのですか、俺は大丈夫だと、うちは大丈夫だというような主観的な思い込みというのがあらしいのだけれども、そういうので、災害は起きないのではないかという気持ちが町民の中にもある。

それから、行政側の中にもそういうのがあって、例えば例の東日本の場合なんかは、地震が想定されて、これだけまで起きる可能性があるよということに関係、研究、担当部門が言ったのだけれども、結局上層部のほうで、そういう問題についていわゆる無視されてしまったというので裁判にもなって責任を問うということも出ているわけです。

たしか例の寛保2年の例の洪水は4日4晩雨が降り続いたと。しかも、今から、1742年ですから、徳川時代でいうと8代将軍のころですけれども、雨が降ってどおっと来て、そしてあそこの地形として、矢那瀬のあたりが狭隘になっているということで、材木だとか家だとか、そういうものがあそこに引っかかって、ざあっとふえて、来たという背景があるわけです。

今総務課長の答弁があったけれども、そういうことにならないようにダムがあるからと言うのだけれども、このダム放流の問題について言うと、これは西日本の愛媛県の肱川のダムの問題があります。これは共産党の国会議員も行って、そこでもって調査して、担当者に聞いたらしいのですけれども、肱川ダムの

上流というか、上に鹿野川ダムと野村ダムというのがあって、これが放流するよという放送を30分前にしたと言うのだ。下の人はよく知らなかったり、あるいはさっき言った正常性バイアスではないけれども、余り被害ないのではないかというふうなことでもって、かなりの犠牲者が出たと。異常放流に入った際、下流の住民らにその危険性が伝わっていたのかというふうに聞いたならば、そこの所長はそれらも含めて今後の検討課題だというふうに答えていると。

ダムというのは、いわゆる寛保のときには当然ダムなんかなかったわけだけれども、今度ダムがあった、それでもってさっき言った西日本の集中的な豪雨が続いて、仮にそういうようなことが起きた場合には、少なくとも実際にあった寛保の洪水のレベルのときに達したらばどうするかということ想定して、やっぱりできる範囲のことを実際は考えておく必要があるのではないかと。関係する機関とも連絡をとり合いながら。例えばあそこの140号、第二小学校のところ、2メートルまで、もしかして来たとなると、どの辺のところの水没したのか。そうしたら、その人たちをどこに避難させるのかと。しかもなおかつ、お年寄りや障害者のことも想定しなければいけない。同時に避難場所についても、テレビでやっていたのはたしか新たに避難場所をつくるかということではなくて、例えば高台にあるうちのほうと相談をして、そのうちに一時避してもらうとか、そんなようなことを考えると、金を使わないようつくることはできると思う。したがって、やっぱりそういうことを想定してやる必要があると。

ダムは想定した雨に対しては有効だけれども、それを越えた洪水に対しては無力であることをしっかりと認識すべきだということ有識者のほうに言っているのです。だから、私なんかも素人だからわからないけれども、ダムができることによって、いわゆる寛保の大洪水のときと違った現象が起きる、そういう可能性も考えてみなくては。これは専門家に頼んで調べてもらったりなんかする必要があると思うのです。そういう意味で、ぜひ町民の命や財産を守るという立場の実際の、あるいは関係者として、その辺のところも今後検討していくような考えがあるのかどうか、この辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 田村議員の再質問についてお答えいたします。

ダム関係でございますけれども、浦山ダムについては先ほど申し上げましたように、100年に1度起こり得る規模の洪水、ダムに流れ込むのが毎秒1,000立方メートル、このうち計画ですと890立方メートルをダムにためて、下流に流すのは110ということで、約1割を下流に放流するというような形で計画になっております。滝沢ダムでは、毎秒1,850立方メートルを想定し、このうち1,550立方メートルをダムにためる。300を下流に流すということで洪水機能調節を行っております。これによりダム下流域の洪水被害の軽減を図り、4つのダムで連携をとりながら放流を行っているということで、先ほど西日本豪雨のお話が出ましたけれども、西日本豪雨では、期間内の降水量が最も多かった自治体が高知県魚梁瀬という場所なのですけれども、こちらが1,319.5ミリ、累積雨量で降ったということですが、仮に同規模の豪雨が秩父地域に発生した場合、洪水によって住宅が損壊するほどの被害を町に与える可能性は低いということが考えられております。しかし、先ほども田村議員のおっしゃるように、未曾有の事態、ダムがそのまま、ダムに降った水がダムを乗り越えて、全ての水が下流に押し流されるということも絶対ないということではありませんので、その辺については河川のほうの洪水ハザードマップについても各機関とよく検討いたしまして、それが必要なかどうかを含めて検討して、作成については行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 災害が非常に多くて、しかもそれが想定外ということがこのところかなり多く出てきています。一つのこれは例ですけれども、東日本大震災のときに岩手県の釜石では、「釜石の奇跡」と言われていたのですけれども、釜石の東中学校だとか小学校は、ほとんど津波に対して無害、被害者が出なかったと。日ごろの訓練ですね、そういうのが生きていて。ところが、もう一方で、これは宮城県の石巻の大川小学校というのはほとんどの生徒がやられてしまったと。これは非常に好対照になってるので。これはやっぱり日ごろの備え、これがやっぱりこうした結果を生んでいるということなので、まさか起こらないだろうということに対しても、やっぱり自治体の側としては心を引き締めて、そういう問題に対した場合でもどうするのかということ最低限準備しておく。さっき言ったように、そういったときの備え、140号から2メートルまで水が来た場合だったら、水没するところはどこなのか、それから避難場所をどうするのか、お年寄りや障害者をどうするのかということについて、ぜひとも検討するよう要望して、私の質問を終わります。

○議長（染野光谷君） 次、5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。町の財政状況と健全化施策について町長にお伺いします。

現在国の借金は1,071兆円に及び、国民1人当たりで換算すると850万円相当の金額になるようです。政府は、対外純資産が340兆円近くあり、国は潰れないと平然としています。近年地方財政は毎年度巨額の財源不足が生じ、従来地方の財源不足に対しては、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金により対応してきましたが、平成13年度からは、国と地方の責任の明瞭化、借り入れの透明化の観点から国の特例加算及び地方の臨時財政対策債の発行により対処しています。以来、臨時財政対策債の発行残高が増加し、地方財政の健全化の観点から課題となっています。本来あるべき地方財政の姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方債に依存せず、債務残高により圧迫されない状態であると考えます。

そこで、町の地方債の残高と、把握しているようであれば下水道組合分、広域市町村圏組合分の地方債の残高についてもあわせて伺います。

また、地方債総額における臨時財政対策債及び減税補填債の占める割合と、これらの年間償還額について伺います。

さらに、当町の財政状況を勘案した将来展望をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、平成29年度末における地方債残高につきましては、町債が30億2,795万2,000円、皆野・長瀬下水道組合が総額40億5,917万6,000円、秩父広域市町村圏組合が総額93億7,946万3,000円となっております。

また、平成29年度末における地方債残高のうち、臨時財政対策債及び減税補填債の占める割合と、これらの年間償還額についてですが、臨時財政対策債は、残高が19億5,177万7,000円で、地方債残高の64.46%を占めております。平成29年度は1億4,041万3,000円を償還し、今年度は1億4,995万6,000円を償還する予定でおります。

減税補填債は、残高が3,079万1,000円で、地方債残高の1.02%を占めており、平成29年度は847万3,000円を償還し、今年度は858万2,000円を償還する予定です。

地方債には、財政負担の年度間調整や世代間の負担の公平を図るなどのメリットがある一方で、後年度償還していく必要があり、町の将来負担を増加させる要因ともなります。町では、町債残高が増加しないよう起債額が当該年度の元金償還額を超えないよう努めているところでございます。

今後も厳しい財政状況が続くと考えられますので、限られた財源を有効に使うとともに、健全な財政運営を行ってまいります。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 私も前もって調べてみたのですけれども、町長の答弁のような数字だったかなと思いますが、この中で特に、皆野・長瀬の下水道分ですか、これについては40億云々という数字なのですか、これは皆野と折半をするという考えでよろしいわけですか。それとも長瀬町分だけという考えですか。

あと広域市町村圏で93億というふうなお話もありましたけれども、これらについても、この内容、町としての全体ではないのだと、または町全体でというふうな形の答弁をお願いできたらと思います。いずれにしても臨財債の占める割合が64.5%と、これ一般会計町債だと思えますが、つまり今の30億2,795万2,457円ある長瀬町の町債のうちの35.5%ぐらいですか、これ一般財源からの償還ということになるわけです。

近年の予算を見ていると、徐々に町債残高を減少させようというふうな傾向は予算書からも見受けられます。ただ、年度途中にやはり補正というふうな形で、また町債発行というふうなことが多いので、なかなか町債残高が減っていかないというふうなことで、ちょっとその辺の補正でというふうなやり方が続いていく限り財政の健全化というのに進まないような気がしますので、その点について1点。

臨時財政対策債は、政府のほうで当該地方自治体の責任と判断で発行するものであるというふうなことを言われているのですが、これいろいろな事業を行うことによってやはり発行しなければならなくなるというふうなことだと思いますので、今後の事業展開につきまして、発行を控え、財政力を上げていくというふうなことは必要なのではないかなと思いますので、その点について答弁をお願いします。

もう一点、税収が落ち込んでいるというふうなことは、これ明らかなことです。それにつきまして、財政健全化という意味合いから、まずは企業誘致による法人税の拡充、なかなか難しいことではありますが、これをどういうふうに進めるか、あと生産年齢層の拡大、これも大変課題は多いとは思いますが、また、観光振興における税収増、これについては、私は不明瞭な点があるというふうなことでふえているのか減っているのかというのがなかなかわからないのですが、この観光振興における税収増などについて、将来的に税収変動を見越した計画というのをお持ちなのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど答弁申し上げました数字は全体の数字でございます。その中で長瀬町分ということになるわけでございますけれども、これなかなか変動がありまして、確定することはできません。ただ、平成29年度の財政健全化判断比率を算出した際に、地方債の償還に係る負担等、見込み額が示されておりますので、これによりますと、下水道組合のほうで19億8,603万8,000円、広域が3億4,960万7,000円となっております。

それから、臨時財政対策債の件でございますけれども、議員ご承知のとおり、これは100%交付税に算入されるということになっておりまして、今の長瀬町の財政ですと、やはりこれを使って事業をしていか

ないとならないかなと思っております中で、なかなか、これもこのくらいと、ここまでは借金できますよという額が示されますので、それを超えない範囲の中でやらせていただいております。ということでご理解を賜りたいと思います。

それから、税金につきまして、税金が減っているというお話でございますけれども、議員ご承知のとおり、過日、これは申し上げてよろしいのでしょうか、ゴルフ場が破綻をいたしました。ここが大変焦げついております、ここのところが今町といたしましても非常に頭の痛いところでございます、これからどうということになるかなと思っておりますけれども、その中で観光に限ってというわけにはなかなかいかないのですが、商工業のほうは若干税金はふえております。ですので、幾らかそちらのほうに観光が上向いているからかなという思いはしております。それからあと計画は立てておりません。ということで、よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 財政の問題ですので、なかなか難しいと。特に予測も難しいというふうなところもあろうかと思いますが、今町長が例を挙げられたようなことで、不測の事態で企業が成り行かなくなるというふうなこともありますので、それによって税金が、法人税等マイナスになってしまうというふうなこともありますので、やはりまだ計画は立てていないというふうなことなのですけれども、ある程度の見込みを想定というのですか、して、これは数値として示してくださいということではありませんけれども、町として将来の税金額は、これある程度予測できると思いますので、その予測に沿って、あと事業を振り分けるといふようなことをぜひ実施していただけたらと思います。

あと最後に、長瀬町は財政健全化計画で行政改革大綱に沿って財政健全化計画で財政分析を行い、将来の見通しを立て、中長期的に安定した財政運営が行われる道筋を示すというふうなことで書かれているわけなのです、財政再建計画の中で。これ言葉としては確かにそうなのですが、今町長も答弁されたように将来的に立てられていないというふうなことなのですけれども、やはりいつも言われているように、いつまでも住みたい町の実現というふうなことで町民の税負担というふうなものを、これからふえていくのか、またそれほどふえないよと。要するに、これは施策の実行にかかってくるわけです。だから、その点を加味した、例えば具体的な歳出削減策として慣例事務事業の見直し、これは庁舎内をも含めてだと思えます。それから学校の合併、職員の削減、不要と思われる公共事業、委託料、補助金などについても見直ししていく必要があるのではないかなと思います。なかなかすぐ答えられないというのがありますが、何とか町長、そのときが来たら見直すというふうな答弁をいただいたわけなのですが、そういうことについて、そのときでなくて、これをどのようにお考えかということをもう一遍答弁お願いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

将来の見通しを立てるといふお話をいただきましたけれども、当然将来展望はするべきだと思っております、その中で少子化、高齢化の人口減少の中で、やはり財政は逼迫していくというのは目に見えているわけでございます、その中で村田議員がおっしゃいました慣例にとらわれずといふお話でございますけれども、当然3月の予算編成のときには一番そこを念頭に入れて予算編成を行っているわけでございます。特に今度30年度、これから退職される方が大分おります。その中で、退職される方は多いですけれども職員は極力減らすという方向に向かって進めてまいりたいという今考えでおります。

そしてまた、委託料のお話も出てまいりましたが、こちらにつきましてもいろいろ精査する中で委託し

た方が安いということもございますので、こちらもしっかりとどちらがよいかは精査をして進めてまいりたいと思っております。

また、補助金の見直しでございますけれども、長瀬町は他町村に比べて意外と補助金が少ないなという思いがしております。その中で町民にも我慢をしていただいている部分もございまして、なかなかこの見直しは無理かなという思いがしておりますけれども、いずれにいたしましても不要なものも出ておりますので、そういったものに関しましては切り捨てさせていただこうかと思っております。

これからますます財政状況は厳しくなるということがもうわかっているわけでございますので、その中で最少の経費の中で最大の効果を上げられるよう、入るをはかりて出るを制すということでこれからも進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、次に移りますが、今の町長の答弁にぜひそのようにお願いしたいと。ただ、1点だけ、補助金の率が低いと思われましてということなのですが、ちょっとここにデータ持っていないのですが、補助金の占める割合というのが以前私が調べたとき、ちょっと高かったのです。またこれは後で私のほうも調べてみますので、わかる範囲で調べていただければと思います。

次なのですが、学校部活動の指導について教育長にお願いします。日本中どここの学校でも行われている部活動は、学習指導要領では教育課程に位置づけられていません。そのために部活動の意義やあり方が論点になっています。文部省や県教育委員会では、部活動の指針として、平日、休日の1日以上を休養日とする方向性を示すとともに、各自治体に指針を策定するよう求めています。そこで、教育委員会では、部活動での教員の過重労働や生徒の負担軽減についてどこまで実態を把握しているか、また指針の策定状況について伺います。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

平成28年3月29日に埼玉県教育委員会が通知した効果的な部活動の指導のあり方についてに留意して、長瀬中学校では学校の決まりとして、活動時間を原則2時間以内とし、土日に休養日を設定できないときは平日に休養日を設けるよう学校全体で共通理解を図ってまいりました。ただし、大会前など例外的に部活動の延長等を校長の承認のもと実施してまいりました。

部活動での教員、生徒の負担軽減についての実態把握ですが、教員の多くからは、生徒たちを勝たせたい、もっと部活動をしたいという声が聞かれます。また、部活動終了後にも自主練習に励む生徒が大勢いる実態から、多くの生徒にとりましても過重な負担になっているとは今のところ考えておりません。とはいえ、教員にもそれぞれ生活があり、生徒にもさまざまなニーズがあります。この点も踏まえて長瀬町教育委員会では、スポーツ庁策定、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及び埼玉県教育委員会策定、埼玉県の部活動の在り方に関する方針等にのっとり、長瀬町立中学校における部活動の方針を策定いたしました。具体的な方針としては4点あります。1つ目に、活動時間について、平日2時間程度、休日3時間程度。2つ目、休養日の設定について、平日1日、休日1日を設定。3つ目、長期休業中に一定程度の休養期間を設定すること。4つ目、参加する大会を生徒の実態等を勘案して適切な範囲とすることです。

なお、国のガイドライン等では部活動の適正な数も重要視しております。長瀬中学校においても生徒、

保護者、地域の皆様のご意見をいただきながら、部活動の数についても検討するよう指導しているところでございます。部活動以外で教員が生徒一人一人と向き合う時間を確保するためには、これはとても大切なことであり、必要であると思っております。本方針は平成30年10月1日より施行し、その後必要な検討を加えて平成31年4月1日より実施を予定しております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 長瀬町では早速指針を策定し、来年度4月から施行というふうなお話、前向きなことではないのかなと思いますが、何点かお願いします。まず、こうなってくると、保護者のほうで競技力が低下するのではないかなというふうな声も上がろうかと思えます。それから、勝つ、負ける、それでは負けてしまうのではないかなというふうな声も上がるかと思えますが、まず学校部活動、運動部では40%の教師がその競技に対して専門性を持っていないというデータが文部省のほうで出ております。ということは、年少期に誤った動きを習得してしまう危険性もあると。それから、競技に対する燃え尽き症候群ということで、もう高校になったらやらないとかそういう人が大分多いと。それから、過度の活動による故障発生、野球肩とか、私の知り合いの整形外科医の先生はサッカー、バスケットボール、それから野球、特に小学生団体においては非常に故障を起こしやすく、専門性を持った指導ができていないというふうな声も聞きます。こんなふうなこともあると。

それから、やっぱり一番の大事なところは、教育の根本である学習指導の研修ということで、教師個人の生活圏が奪われる可能性がある。これも埼玉県調査です。これは埼玉県です。中学校教員、1日当たり在校時間平均が11時間32分だそうです。これは資料を見ていただければわかります。規定勤務時間を3時間以上上回っているというふうな、これは埼玉県全体です。これ部活で遅くなるとかそういうことだけではないです。これについては、もうブラック企業化していると、だから生徒に対して優しい心で接することができないというふうなこともあると。

これは中学校だけではありませんが、中学校よりもむしろ小学校が多いかもしれませんが、全員ではないですけれども、きのうも9時ごろまで電気がついていました。だから、9時ということは、退勤時間から4時間はたっているというふうな勤務状況もあるというふうなこと。これを今度は策定したらば、その批判ということも出てくるだろうと。そういうことについて保護者への説明がしっかりなされなければならないだろうというふうなこと。

それから、例えばあいた時間を今度は部活動がないからうちで勉強しようとか、違うことをやろうとか、自主練習をしようとか、そういう生徒たちも出てくるだろうと。それに対しての基礎知識も与えるような方策も練らなければいけないだろうと。

また、町として部活動の一環を地域型総合スポーツに移管するというふうなお考えがあるかどうかというふうなこと。また、部活動数を少なくという文部省の考えもあるというふうなお考えですが、これ1人が2つの部活動に所属するというふうなことなんかも可能性あるのではないかなと。例えば、入ったのだけれども、自分のやりたいことができないと。なぜかという試合に出られなくなるからです。2つの部活をかけ持ちでという可能性もあるのではないかと私は思います。特に小さいときはいろんなスポーツに経験するということがいいと思いますので、そんなことを教育委員会としてどうお考えか、再度お願いします。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 村田議員の再質問にお答えします。

たくさんありましたので、全部答えられるかどうかわかりませんが、足りないようでしたら、またお願いしたいと思います。

まず、一番最初に出されました練習時間が少なくなるということは、強さ、弱さの関係にもするのではないかということになると思いますけれど、これはやっぱり当然多少はいたし方ないのではないかなと考えております。やっぱり昔から練習にすぐるものはないということを出されますから、その辺、中学生の体力から比べれば、ちょっと今までは過度かなという感じがありましたので、抑えるというようなことでこういう指針等も出されているのではないかと。

また、それとともに、学校と子供たちだけではなくて、保護者の皆様方、それから地域の皆様方にもご理解をしていただかないとやっていけないということになると思います。これから来年の3月までにいろんな面でご協力やらお願いやらしていきたいなと考えております。

それから次に、中学ではどちらかというと専門は部活よりか授業のほうが中心ですから、教科の専門の先生を充てながら学習活動を進めておりますので、部活動では初めて野球を見るとか、初めてテニスを見たとかというような顧問の先生も出てくると思います。それなりに先生方もその部活の顧問になると一生懸命研究はしておりますけれども、やっぱり専門の方から見るとちょっとという方もいるのではないかなと。いずれにしても、その顧問のために子供たちを故障に導くとか、うまくいかなかったということになると、何のための部活かわかりませんので、この辺についてはこれからいろいろ考えていきたいなと思います。

今言われております外部指導者でしょうか、その辺の考えもこれから当然入れていかなければならないと思います。現在では、長瀬中学では6人の外部指導者の方に、本当にボランティアで、ここにいらっしゃる議員さんもそうですけれども、見ていただいております。学校では本当に助かっております。また、子供たちも喜んでおるし、保護者も協力的になって応援してもらっているのではないかなと思います。ただ、この外部指導者は頼めばいいと言うけれども、なかなか指導してくれる方の人員、それから時間的な考え、子供たちの3時過ぎから6時ぐらいまでの間になかなか来ていただく指導者というのが見つからないという現実もあるわけです。よその市町村等でも外部指導者を入れたいという話は聞きますけれども、その辺の管理、これから解決していかなければならないかなと思います。

また、子供たちが部活動を早く切り上げるということについて、その後の自主練習だとか、また長瀬中学ではそんなことはございませんけれども、生徒指導面の指導というようなことも当然出てくるのではないかなと考えておりますので、よりよい部活動の方向に考えていきたいなと思っております。

それから、最後に出ました子供たちにいろんな競技を体験させてほしいというお話も出ました。これについても当然考えられるのではないかなと思います。これについては学校と相談しながら考えてまいりたいと思っております。こんなものでよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ちょっと教育長の捉え方が私の質問と違った面があると思うのですが、私は競技力が低下するということを懸念をするのではなくて、保護者が懸念する人もいるのではないかなと。それに対して、そんなことはないのではないかと。要するにけがの防止とかそういうことで、こういうふうにしたほうがいいのではないかと。ちなみに言いますと、今全国大会とかいろいろあるので

すが、小学校、中学校は、私はあんなものは必要ないのではないかと思います。陸上競技に關すると、中学校チャンピオンが日本チャンピオンになるというのは2%なのです、日本陸連のほうで調べていて。100人中学チャンピオンは、一般になってからもう2人しかチャンピオンになれないのだと。過度の練習とかそういうことでやった結果がそうになってしまうので、もっとしっかり基礎的な動きをやりましょうよと、そういう形で今アジア大会でもリレー等活躍していますが、陸連のほうでもそんなふうなところに力を入れているというような状況があると思いますので、保護者のそういう弱くなってしまうのではないかというふうなことに關しては、この子の将来ということで、そういう意味で質問しましたので。では、教育長については答弁なしということで、次に行かせてもらいます。

それでは、縦割り行政の見直しについて町長にお伺いします。多様化する現代社会では、各課が連携した行政運営が不可欠と考えられます。例えば健康増進事業や介護予防などでは積極的に連携を行う余地があるのではないのでしょうか。今後さらなる高齢化による税収減や社会福祉費の増大などが想定されますが、各課が連携を強めることで健康で生きがいを持った高齢者の多い町を推進することも可能になると考えられます。そこで、過去の慣習にとらわれず、課をまたいだ事業展開や人員配置などにより縦割り行政の見直しを進める考えがあるかお伺いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、それぞれの課にはそれぞれに割り振られた事務があり、責任を明確にしてしっかりと対応することが組織の大前提であると考えております。その上で、複数の課や担当で対応すべき事案が発生した場合には情報を共有して、連携して取り組むことが大切であると考えます。実際にご質問の例に挙がっております健康増進事業や介護予防事業などでは、健康担当と介護包括担当で2つの担当が連携をし、協力して事業に取り組んでおります。これは長瀬町のような小さい自治体だからこそできる横の連携でありますし、他の業務においても連携が必要な場合は同様に取り組んでいるところでございます。

また、最近の例で申し上げますと、未来づくりプロジェクトチームという組織を立ち上げております。このチームは企画財政課が中心となり、さまざまな部署、役職、年齢の職員でチームを編成しているものであり、横断的に地域の活性化及び行政課題に係る施策提案等をしていくものであります。このチームで提案した事業等は担当課任せにすることなく、施策実現に向けてチームが最後まで責任を持って協力をしていくということで話し合いを進めているところでございます。

そのほか、縦割り組織の弊害を可能な限り解消するため、平成15年度にはグループ制を導入しております。また、社会情勢の変化や行政課題に機動的、柔軟に対応し、効率的でスリムな組織体制を目指し、事務分掌の見直しも随時行っており、直近では平成26年度に大規模な見直しを行っているところでございます。いずれにいたしましても住民ニーズに対応し、迅速、的確な行政サービス提供のため、今後も組織体制の最適化を図ってまいります。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今町長の答弁の中でちょっと言葉がわからなかったもので、後でまたもう一度、その課を超えた、その……

〔「未来づくりプロジェクト」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） 未来づくりプロジェクトチームですね。それは課を超えた枠で将来に向けての何か企画をしたりということだと思っておりますが、わかりました。

役場の庁舎の中の方はわかっていると思うのですが、一般町民にとって、役場の屋根の下に入ると、どの課でどういうことかというのがよくわからないというふうなことで、これは実際に来られた方の言葉なのですけれども、この案件は当課ではないのです、何課に行ってください。というようなことで課を言われたと。そちらのほうの課に行ったら、今担当がいなくて、これはわかりません。というようなことがあると。何しに来たのだというようなことがあると。そういうところは、要するにあとは、そのとき対応した人がはっきり言ってもう少し親切に対応しておけばそういうことはなかったのだと。

また、違うことなのですが、担当した方がその専門の人でなかったと、自分ではなかったというふうなことについて、要するに担当者以外は口を挟むなというようなこともあったということもあって、たらい回しにされたという住民の声になって、役場は不親切だというような風評にもなるということは、これはあると。実際にそういうこともあるというふうなことです。これは縦割り行政ということ、職員育成とかそういうところにもつながると思うのですが、そんなこともあると。訪れる住民は、業者の方かそういう人でない、相談に来られる方はなかなか課の内容がわからないというふうなところがあるので、もう少し縦割りから横への連携というふうなことで、特に随時横の連携がとれるような組織とかいいですか課長会議とかそういうことなのか。横で連携をとるときには課長がそのことを課長会議でやっているのか。そうではなくて、相談しなければならぬところは随時担当同士でやるとか、そういう方法をとっているのかについて。

それから、未来づくり、またちょっと名前が書いていないので覚えられないのですが、それは違う課のというか政策担当を他の課に提案もできるとか、そんなようなことととってよろしいのでしょうか。そういうことは違うのか、その点についてお伺いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

たらい回しの件が出てまいりました。実は区長会でもそのような事例が出てまいりました。これに関しましては、近年若手の職員が大分ふえておりまして、まだなかなかできないものから、マニュアルどおりの対応から抜けられないというような状況の職員がいるということも事実でございまして、それらの職員が今後臨機応変に対応できるように指導していかねばならないと、思っているところでございます。

それから、先ほどご質問の中に、例えばということで健康増進事業や介護予防などで積極的に連携を行う余地があるのではないかというようなお話が出てまいりましたけれども、これにつきましても議員ご承知のとおり、社協と協働で生活支援体制整備協議体というのを立ち上げまして、それを核に健康長寿事業をスタートさせたところでございまして、今回その中でながとろいってんべえマップというのを作成しているところでございます。これにつきましても、これからいろいろなところでこうした事業をやりますよという紹介をするわけでございますけれども、これにつきましても町の中で、庁舎の中でいろいろ相談させていただき、町一丸となってやっていける事業かなと思っております。これからの福祉、行政、社会、地域、これが三位一体となって行っていかねばならないと思っておりますので、地域の皆様方にもぜひ協力をしていただければなと思っております。

それから、未来づくりプロジェクトチームでございまして、これにつきましても、町全体を網羅した中で課題を、だから各課の課題ではなくて、自分たちが考える中で、このようにしていったら町がよくなるのではないかというような意見をそれぞれに出していただく中で、いろいろと議論をしていき、よりよい方向に町を進めていくということで立ち上げたチームでございまして、各課の中から1名ずつ出て

いただき、その一番の核は企画財政課で取りまとめということになっております。前もこれはやっていたのですけれども、やはり異動がございますので、なかなかいつも同じメンバーというわけにいかないというのがこれがちょっと課題かなと思っておりますが、また新しくこちらもちり上げましたので、そちらの中でいろいろな案を出していただき、よりよい方向に進めていきたいと思っております。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 私、揚げ足を取るつもりはありませんけれども、若い職員でそういうふうなというちょっとご発言は、これやはり職員の長として町長さんが統括されていますので、もしそういう点が先ほどご発言ありましたので、ぜひ早急にそういうところは改善して、町民が来たときに対応を十分できるようにということでお取り組みよろしくお願ひしたいと思います。

あと、縦割り行政についてなのですけれども、縦割り行政を改善するにはというようなことで、ちょっと私これ調べたことであれなのですけれども、まず前例でやっているような誰も見ない無意味な統計、調査物、めぐりの自治体がやっているからやるだけの、効果が不透明な事業はスクラップして、浮いた時間で進むべき方向を明確にするためのミーティングに時間を確保することが必要だというふうな、文献の中にありました。実際どういうふうなということにはわかりませんが、なかなか、だから行政の中身を考え直さないとこれできないのではないかなと。時間を浮かせるとか、そんなことを考えますが、縦割り行政の改善ということで2点ばかり。まず、課間の職員の融通、つまり繁忙期の偏る課もあるかもしれませんというふうなことで、年度途中で課間の職員の貸し借り、貸し借りというのですか、そういうこと。それから、年度途中異動、これ弊害があるのかどうかわかりませんが、こんなふうなことも業務の効率化ということでは私はいいのかなと外部から見ると思っていますので、この点についてお伺ひしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

不透明なものはカットするというお話いただきました。確かにそうだと思っております。特に長瀬町のような財政状況の中では、不要なものは不要でございますので、このところはしっかりと努めさせていただきたいと思っております。

それから、職員の融通というお話ございました。これにつきましては、特に税務課ですけれども、申告のとき、そのときには各課から出ていただいて協力をしていただいております。

それから、年度途中の異動ですが、これにつきましては、今までそうした経験ございませんけれども、職員がそこにしっかり腰を据えて仕事をするということに関して、ちょっと不可能かなという思いがしているところでございます。この経験がございませんので、こちらのほうはまた相談をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、今の件につきましては、私外部から見てそういうふうにしたので、そのことについてというふうなことだけで、ただ1点だけ、今行政のマッチングということが叫ばれていますので、特に縦割り行政の見直しでは行政のマッチングというようなことをご検討願えればと思います。

では、最後に、人口減対策について、これも町長にお伺ひします。平成27年度国勢調査をもとに推計した長瀬町の2020年の人口は6,751人とされています。人口の2.6人に1人が65歳以上の高齢者で、4.8人に

1人が75歳以上となるようです。20から39歳の女性は全体の6.5%ですので、出生数を上げるには厳しい状況と考えられます。全国の中には、地域や地域の人々と多様にかかわる者である関係人口に着目し、地域外から交流の入り口を増す創出事業が進められている地域もあるようです。当町では、観光による交流人口を増加させるとしていますが、地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待される関係人口の施策をどのように展開していくか伺います。また、定住人口をふやす地方創生事業のお試し移住定住用住宅借り上げ事業の進捗状況と期待される効果について伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の人口減対策についてのご質問にお答えいたします。

関係人口とは、言葉のとおり地域にかかわってくれる人口のことで、自分で気に入った地域に週末ごとに訪れたり、頻繁に通わなくても何らかの形で地域を応援してくれる人を表現しており、移住する定住人口や観光による交流人口でもない第3の人口とも言われております。町では、昨年度から実施している移住定住プロモーション事業において、長瀬町に興味を持たれている方に対して、長瀬の自然を感じていただくため、ハイキングやラフティングも実施しているほか、2地域居住や移住された方から町の魅力や体験談を語っていただくセミナーを開催しております。このような体験を通じて、交流人口から関係人口へ、そして関係人口から定住人口への増加を目指しているところでございます。今後は、総務省が実施している関係人口創出事業の全国各地のモデル事業なども参考にし、関係人口や定住人口の増加はもとより、町と継続的なつながりを持っていただく機会やきっかけを提供する取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

なお、当町におきましては、移住者の受け入れ促進や地域行事の応援等を支援する地域おこし協力隊が制度上活用できないこととなっております。地域おこし協力隊は関係人口や定住人口の増加に必要な制度であると考えますので、地域おこし協力隊を活用することができるよう、国や県に対して制度改正を要望してまいります。実際にこちらにつきましても要望しているところでございます。

最後に、お試し移住定住用住宅借り上げ事業につきましても、実施方法や必要経費等を検討した上で、今年度は移住定住プロモーション事業を重点的に実施することとし、事業の実施を見送ることといたしました。しかしながら、移住定住の推進は重要な課題であることから、定住促進事業住宅取得奨励補助金を交付するとともに、結婚から子育てまでの切れ目のない支援をしていくほか、県が設置した住むなら埼玉移住サポートセンターやNPO法人ふるさと回帰支援センターを活用し、長瀬町を県内外にPRし、移住定住人口の増加に努めてまいります。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 移住定住用住宅借り上げは、今年度は取りやめようというふうなことで、来年度やるかどうかということはまだわからないということですね。多分これ50万円ぐらいだったかな、予算をとってあったのですけれども。

プロモーション事業は多分270万円の予算だったと思うのです。このプロモーション事業がはっきりわからないのですけれども、1回やった、2回多分実施したのかなと思っています。今年度3回目というか、1回目はちょっと仮にやったということだと思うのですが、その事業の費用対効果というのがちょっと見えないというか、ここでなくて結構ですから、実際その内容がこうなっていて、それに対してこれだけの人が参加して、こういう意向があったというものを示していただければ、今でなくていいです。そうでないと、この事業が効果があるのかどうか、これによって例えば長瀬町に3人移住しましたとか、そういう

こと難しいと思うので。

あと1点は、町長が関係人口もふやしていくというふうなお話なのですが、そのためには、よく考える
と拠点がないと、やはりできないのではないかなというような気がします。お試し移住ではないけれども、
例えば1週間腰を据えてちょっととかという場合には、そういう場所、旅館に泊まりながらとか、なかなか
かそういう金銭的に余裕のある人はいいですけども、そうなると多分空き家とかいっぱいあるし、そう
いうのを調査をしたと思うので、もう一度そこを洗い出す場、そういうことが必要なのではないかなと思
います。

特にここで時間も余りないようですので、私のほうで提案なのですけれど、もう移住定住、どこの町、
村でもやっているようなことは特色あるところでないか難しい。確かに成功しているところもあるのです。
やはり海の近くとか、そういうある意味別荘地みたいなのところというところ、高齢になって退職
職して住んでいるとか農業をやっているとか、そんなのもあるのだけれども、この長瀬町の要するに、そ
ういう移住定住に対して利便性や不便性、不便さというのですか、こういうものの洗い出しというのはで
きているかどうか。そのマイナス要因をプラスにとるような発想もしていけたらいいのではないか。特に
長瀬町では農業が盛んか、林業が盛んかという、これちょっと今非常に厳しいと思うのです。なおかつ、
では住むということで、夏暑い、冬寒い、これはだめだ。だめではなくて、そこを発想の転換でこうい
うところなのだけれどもという考えはどうか。こんなこと言ったって来る人いないよ、来るかもしれないで
すよね。そういう発想。だから、これは例を林業、農業と気候に例を出したのですが、もう少しそういう
町の利便性とか不便さとかいうものを洗い出して、そういうことを周知したりすることは必要ではないか、
お考えかどうかというふうなことでもう一度お願いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

お答えはよろしいというお話でしたけれども、お試し移住につきまして、50万円の予算を実は組みまし
たけれども、この50万円というのは借上料だけだったわけでございまして、よくよく調べてみましたらば、
もうそこに体を持ってくるだけで生活ができるということをしなないとだめだということで、全て家具です
とか調度品、全ての物をその中にそろえるということが前提というお話を伺いまして、ちょっとこの予算
では無理かなということで、今年度は実施しないということになったわけでございます。

それからまた、実は長瀬町には定住促進事業は結構これ好評でして、いろんな方にご利用いただいでい
ます。よそから来ていただく方もかなりあるのですが、これがお若い方ではなくて、年配者が多いわけ
です。リタイヤ組が多いわけでございますので、その中で長瀬に来て、風光明媚でいいところだからとい
うことでお越しいただくわけですけども、そういった方たちに伺う中では、今までのところ、利便性です
とか不便ですとか、そういうお話を伺いますけれども、長瀬に来てよかったというお話は聞きますが、来
なければよかったというようなお話は今のところ伺っておりません。しかしながら、お越しいただいた皆
様方全員にお聞きしているわけではございませんので、こういった方たちにもし機会があればアンケート
でもお出しして、そんなところも洗い出して、長瀬町のよさ、そしてまた長所、短所、そうしたものを
出しながらこの事業を進めていけばよいかなと今思ったところでございますので、こんなこともこれ
からは考えながら、この移住定住促進事業も進めさせていただきたいと思ます。

それからまた、先ほど2地域居住の話もちょっといたしましたけれども、実は私が地方創生の本を
読んでいる中で、これからはもう日本全体が人口が減るのだから、2地域居住をしたほうがよいのではない
か

という学者の本が出ておりました、その中で、都会に例えば3日間働いて、田舎に2日間働く。その中で都会は70%の給料をいただき、田舎で30%の給料をいただくというような方法がよろしいのではないかとというような話が出ておりました。確かにいいなと思うのですが、これをどう割り振るかということが問題になるわけでございまして、都会の大きな企業さんあたりがそのような兼業を認めていただければ、これから日本も何とかやっているとはいえないかなという思いがしておりますが、そうしますと、やはり田舎のほうも潤っていくというような形がとれると思いますので、ぜひこのようなのを進めていければいいなと私も本を読みまして思ったところでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午後零時06分

再開 午後1時00分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（染野光谷君） 次に、4番、岩田務君の質問を許します。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

ICT教育について教育長に伺います。旧文部省は、情報化の発展により平成2年7月に情報教育に関する手引を作成しました。その後の情報化の進展には目覚ましいものがあり、情報教育の重要性はますます高まり、平成14年4月には新学習指導要領の完全実施を迎え、文部科学省では情報教育に関する手引の内容の全面的な見直しを行い、情報教育の実践と学校の情報化をまとめました。そして、平成22年10月には新学習指導要領に対応した教育の情報化に関する手引を作成しました。このようにICT（情報通信技術）の向上により、学校での情報教育や授業におけるICTの活用など、学校における教育の情報化についての充実が図られる中、当町の教育委員会の事務に関する点検評価報告書を見ますと、平成27年度の評価報告書から時代の変化に対応する教育の推進に授業におけるICT機器の活用があります。

そこで、当町のICTの活用実績について、今後のICT計画等について、教育におけるICTの必要性について、3点について伺います。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

まず、質問順に対しまして答弁が前後いたしますが、ご了承願います。まず、ICTの必要性について2点ご説明申し上げます。

1点目として、学習効果が高いという点があります。例えばデジタル教科書は紙の教科書と違い、学習の進度に合わせ豊富な動画資料が簡単に再生できます。漁港に行かなくても漁師の仕事ぶりを見ることができます。これまで紙の教科書の写真をもとに漁師の仕事を想像していた学習から、動画を見ることでその仕事の大変さなどを感じ取ることができる学習に転換することができます。

2点目として、時代の要請という点がございます。AIが日常生活に普及する現代、新学習指導要領では児童生徒に育成すべき資質、能力として情報活用能力、論理的思考力などを挙げました。そして、具体的な教育方法として、コンピューターを使ったプログラミング教育が2020年度から必修となります。コンピューターを中心にICTの整備は法的に必要となっています。

次に、当町のICTの活用実績と教育効果ですが、各学校には、国語、算数、数学、理科、社会、家庭科等の各教科でデジタル教科書を導入しています。また、各教室には有線LANが整備されており、教室からインターネットに接続することができます。中学校では、タブレット端末を活用し、生徒同士、生徒と教員、全員で意見を共有したり、発表したりする授業も展開されております。授業参観や学校公開では、保護者からも大変好評であったと聞いております。また、長瀬町に勤務する教員を対象としたICTアンケートによると、タブレット端末を活用した授業を展開している教員、タブレット端末があれば活用したいと考えている教員、さらに活用アイデアを持っている教員は多数ございます。

最後に、今後のICT計画についてご説明いたします。文部科学省が公表している平成28年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果では、目標項目に対する整備目標値と各市町村ごとの実際の達成率が記載されております。例えば教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数という項目では、目標値1台当たり3.6人に対して、長瀬町では1台当たり3.9人で、目標値まであと一歩といった状況です。長瀬町の小中学校におけるICTの整備率は、文部科学省調査の結果からは高くはありません。しかし、地域の実態に合った整備計画を策定するため、長瀬町教育委員会では平成29年度に文教大学教授今田晃一先生の協力のもと、今後の長瀬町におけるICTの整備計画を策定いたしました。整備計画の基本方針として3点示しました。まず1点目は、教育ICT機器の整備としてタブレット端末の早期導入、2点目は、校務事務の効率化として校務支援システムの導入、おしまいに3点目は、情報セキュリティの見直しと徹底、教職員の研修などです。限られた予算の中で長瀬町の子供たちの教育がより充実するよう、今後とも努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ただいま答弁をいただきましたが、平成30年3月発行のながとろ教育第38号を見ますと、第二小学校でのICT活用に関する記事がありました。通告にもありましたように、ICTの技術の進展は目覚ましいものがあり、文科省としても平成22年には新学習指導要領に対応した教育の情報化に関する手引を作成しております。そのような中、当町での取り組みを見返してみますと、平成27年度からICT機器の活用が記載されておりますが、その実績といたしますか、取り組みについては、今回のながとろ教育38号で初めて確認ができました。私も数年前からICTを活用した教育というものには興味はありましたし、さまざまな自治体等での賛否の意見も伺っておりましたところ、今回活用についての記事がありましたので、長瀬町教育委員会としての考えを伺うために質問いたしました。

必要性について、教育長からは学習効果の高さ、時代の要請があるというような答弁をいただきました。私も子育て世代の一人として小さな子供たちを見ていると、ICTの必要性を強く感じております。子供用のパッド型タッチペンを使う学習ゲームでは、平仮名や算数はもちろん、午前中もお話が出ておりましたが、プログラミングなど論理的に考えて問題を解決する力をつける問題を3歳の子供でも集中して飽きずに楽しそうに学んでいます。

また、数年前からは塾に通わずにインターネットを使い、在宅で講座や指導を受けられるようになりま

した。もちろん本や手書きの教材も必要だと思いますが、そういったものに小さいころから触れているのは個人的には悪くないと考えております。それは今の世の中で必要な技術とは何かを考えたときに、何をするにもパソコンやスマートフォンが欠かせない時代となっているからです。IT企業に勤めなくても、日報報告するにも、タイムカードを押すのにも、会計でレジを使うのにもパソコンを使い、インターネットに接続されているような時代です。昔と違い、現在では情報通信技術は必要不可欠な機器となっております。

そのような中、ICTを活用している教育の現場では、パソコンやタブレット、電子黒板などの教材が活用されているようですが、生徒からすると、パソコンやタブレットを操作することで授業をより楽しくわかりやすくすることもできます。先生にとっては生徒の情報管理はもちろん、授業で使う資料作成も簡易化でき、クラウドなどを活用することで都市部にも劣らない教育を受けられるようなシステムの構築が進められているようです。また入院や不登校などで授業を受けられない子供も在宅で教育を受けることができるようになるようです。とはいえ、こういったものには、いいところもあれば悪いところもございます。ぜひ長瀬町教育委員会としてもICT機器の活用を掲げられているわけでございます。先生はもちろん、保護者の方、生徒の意見も聞きながら、さらに長瀬町の小中学校の教育が進展し、子供たちにとっても学校を楽しく、そして、授業や勉強をもっと好きになってもらえることが望ましいのではないのでしょうか。これらの教育方法が成功し、子供たちに人気の授業が受けられる学校づくり、さらには学力アップをすることで、あわよくば移住定住促進の目玉の一つにもなるかもしれません。

そして、先ほども答弁にありましたが、第3期教育振興基本計画を踏まえた新学習指導要領実施に向けての学校のICT環境整備の推進についての通知では、2020年から順次全面实施される新学習指導要領において、情報活用能力を言語能力、問題発見解決能力等と同様に、学習の基盤となる資質、能力と位置づけるとともに、各学校において情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えるなどが明記されております。これらは、今後より積極的にICTを活用することを求めているものでございます。遅かれ早かれ、学校でのICTの活用には直面するわけでございますので、後回しにするのではなく先進になるように努力していただきたいと思っております。

再質問になりますが、聞いたところによりますと、中学校では無線LANが故障してしまって、教育委員会には話してあるけれども、予算の都合でまだ対応できていないといったお話を聞いておりますが、こちらについてはどうなりましたでしょうか。

また、当教育委員会としてICT教育を進める上で、予算のこともあると思っておりますが、ほかに何か懸念されていることがあればお伺いしまして、質問を閉じたいと思っております。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 岩田議員の再質問にお答え申し上げます。

さまざまなお質問をしていただきまして、まことにありがとうございます。本当にお聞きしておりますと、長瀬町教育委員会がよりよくなるためのご提案等が多数ございました。できればこれを全部かなえてみたいなんて考えておりますけれども、そうはいつでもなかなか予算等ありますので、できるだけ頑張っただけまいりたいと思っております。

まず、このICT機器を導入するに当たりましては、子供たちが授業を楽しく、学力の向上につながるような一助になればと思って導入しておるわけですが、長瀬町ではまだ課題としますと、よそと比べるとタブレットの導入がちょっとおくれております。それは何年か前にコンピューター教室の入れかえをする

ときに、入れかえの機会にタブレットに更新をしていこうかというような案がありまして、その辺の兼ね合いで今度各学校のコンピューター室のコンピューターの入れかえのときにまた考えるということで、なるべく早くタブレットを入れたいと思います。中学校には、今のところタブレットが8台入っております。各小学校にはまだ入っておりませんが、先生方が個人的なものを使ってやっていたり、また先ほどもお話ししましたように各教室でLANが組んでありますので、タブレットではなくても生徒用のコンピューターで対応しておるわけです。これからはタブレットを1人1台持っているところで活用できるよう、なるべく早く導入を考えておる次第でございます。

それから、今の子供たちの状況を見ますと、我々大人よりかスマホやコンピューターを使うのはなれております。学校でのパソコン教室の中に入ると、全員が生き生きといろんな活動に積極的に取り組んでおります。これをふだんから各教室でタブレットを使いながらやっていけばいいなと思っています。しかし、悪い面もありますから、その辺については考えながら、子供たちのよりよい教育のために頑張ってまいりたいと思います。

それから、最後の質問にありました、中学校の無線LANについては、ちょっと故障しておりますので、早急に修理をしたいと、先週でしたか、話がちょうどあったところでございます。ありがとうございました。なるべく現場のふぐあいについては素早い対応を心がけてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 次に、3番、野原隆男君の質問を許します。

○3番（野原隆男君） 3番、野原。質問します。岩畳周辺及び散策路の維持管理について、産業観光課長さんにお伺いいたします。

観光客や観光ボランティアの方から直接お話を聞いたところ、岩畳周辺や散策路では、春から秋にかけて草木の繁茂期には景観が損なわれたり、歩行が困難になる場所があるようです。以前台風により荒川が増水し、岩畳周辺や散策路は水につき、周辺に草木が茂ることはなかったようにも思います。現状のまま草木が繁茂し続けると、観光客の受け入れにも影響が及びそうです。そこで、岩畳周辺と散策路の維持管理についてお伺いします。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 野原議員の岩畳周辺及び散策路の維持管理についてのご質問にお答えいたします。

産業観光課では、河川や民有地の部分もあるため、直接的な維持管理はしておりません。野原議員もご承知と思いますが、岩畳周辺は規制が厳しい区域となっており、担当課で対応していくことは難しいため、関係機関に働きかけながら、どういう方法があるかを模索していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） ただいま産業観光課長より岩畳周辺及び散策路の維持管理についてのお答えをいただきましたが、確認の意味を含めて再度確認させていただきます。重複部分についても対応よろしくお願

いたします。

長瀬町の岩畳を中心としたエリアは、大正13年12月9日に国指定特別天然記念物と国指定名勝に同時に指定されています。埼玉県で国指定特別天然記念物と国指定名勝に指定されているのは、長瀬と三波石峡の2カ所です。さて、長瀬観光客の方や観光ガイドボランティアの方にお話を聞いた後、私も数回にわたり岩畳周辺を中心に現地調査をしてきました。百聞は一見にしかり、現場優先の気持ちで見えてきました。歩行困難場所について具体的に説明します。1つ目が岩畳の四十八沼の糸取り沼とよこべう沼からの水があふれ出て荒川に流れ落ちているため、幅1メートル以上がぬかるんだ状態です。散策路があります。ジャンプには私もちよっと勇気が必要でした。さらに草で隠れているため、ジャンプしたとき、乾いた場所を探して見つけていくことも災いしました。女性や特に高齢者の方やお子様は、通行が困難と感じました。ぬかるんでいる場所は岩畳の上流部で、ポットホールと対岸の女滝のちょうど真ん中あたりです。歩行困難の解消については、板の橋等の設置を提案いたします。

2つ目は、1つ目の歩行困難場所をジャンプした後、すぐ大きな階段上の岩畳を上った先です。約7メートルにわたって歩行路が草木に覆われて、両手でかき分けながら歩行するのが困難です。かき分け歩行は枝はね等により、後続で歩いている人の目に対して大変危険なことが発生するおそれがあると思います。

3つ目は、今までと違って歩行不能場所です。埼玉県立自然の博物館のリーフレットや岩畳の入り口の秩父ジオパーク看板または東屋にあるテーブル看板等を見ると、岩畳散策の際の歩行のみのお薦め散策コースが表示されています。場所は、先ほど説明した糸取り沼とよこべう沼の右脇を歩行して、南桜通りに出る散策路です。岩畳が見える付近の歩行は可能ですが、途中から歩行困難となり、最後は葛などの歩行不明となります。歩行不明の距離は目測約10メートルぐらいあります。私でも散策を諦めました。残念です。埼玉県立自然の博物館や虎岩、上長瀬駅に行くためには荒川沿いの岩畳を歩き切るか、岩畳階段まで戻っているは通り、南桜通りを歩くことが必要となります。つまり時間と距離が必要となります。町の宝といって過言ではない岩畳と、観光客の皆さんの楽しみと安全を守って、改めて行政としての総論ではなく、見解と具体的な対策についてお伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 野原議員の再質問にお答えします。

3点あったかと思いますが、散策路をきれいにしてほしい、板で橋をかけてほしいとか、あと草刈り等をしてほしいということだと思うのですが、先ほど議員もおっしゃったとおり、名勝、天然記念物というところもありまして、産業観光課だけの対応では非常に難しい場所であります。散策路につきましては、町が整備したところではないと思います。自然的にお客さんが来て通常通られてしまっている道なのかなというふうに感じております。整備を何するにしても、これは関係機関と本当に綿密な相談をしないと、この場でできる、できないの判断もできませんので、その辺はご了承願いたいと思います。観光で売っていくにはそれなりの手だては必要かなというふうには考えておりますが、その辺の規制等のクリアが大前提にありますので、その辺はご承知いただきたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 秩父地域では台風12号の影響で7月28日の夕方に1時間に51.5ミリの非常に激しい雨が降り、降水量も多大なものでした。観測史上1位の記録と記憶しております。また、台風21号も非常に激しい雨が降り、降水量も多大でした。さて、秩父地域には4つのダムがあり、治水効果に大きな効果

を上げています。西日本豪雨の教訓として、治水力の過信禁物やダムの減災効果の限界があることも知りました。岩畳の繁茂する雑草類など洗い流されるような大増水が考えられない状況です。もちろん大増水を望んでいるわけではありません。台風12号経過後、翌日7月29日及び台風21号通過後の9月5日に岩畳の最上部分を見た人に確認したところ、もと橋桁があった付近が最高位の水だそうです。このような状況が長く続いていけば、岩畳の散策エリアはたくさんの草木により縮小傾向となることが懸念されます。岩畳周辺と散策路の確保及び安全対策への対応が何としても必要と考えているところです。私だけの心配でしょうか。

そこで、さいたま市桜区の国指定特別天然記念物の田島ヶ原サクラソウの自生地では、毎年1月に草焼きが行われています。ことしは1月18日に草焼きが行われました。近年増水が減ることにより乾燥化が進み、オギやヨシが繁茂しています。草焼きは地面の日当たりの確保と焼却灰のサクラソウへの肥料の供給も果たしています。国指定特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地で草焼きが可能であるなら、同じ指定を受けている長瀬岩畳周辺でも歩行散策路の確保が、観光客の安全向上の面からも何らかの対策ができるのではないかと考えています。高齢者に聞いた話では、岩畳でも記憶では2回ほどの野焼きを実施したことがあるそうです。私自身も野焼きの検討実施を希望しているわけではありません。埼玉県文化資源課や埼玉県立自然の博物館などから、所有者つまり長瀬町から国指定特別天然記念物の現状変更の申請が出され、受理及び認可されれば、希望する対策の措置は可能であることを確認しています。ぜひ100年先、200年先の長瀬岩畳周辺の維持管理に最善の方法を検討いただきたいと思います。

最後に、9月6日に現地を見たところ、瀬月荘前の岩畳の散策路から哲学の道までは刈り払い機によりきれいになっておりました。現状に驚きました。散策路の歩行は大変スムーズでしたが、散策路に車の入った跡がありまして、そこぬかるみで出なかったような車のタイヤの跡がありまして、それがそのままであると、またそこに水たまりができて、散策路に不便がかかるのではないかなと思いますので、ぜひ早目の処置を、それから行っていないのでわからないのですけれども、処置をしてもらったほうがいいのではないかと思います。今度は、行政としての総論及び今後の方針等について再度お伺いいたします。これで私の質問は終わります。賢明なるよりよき回答を期待しております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 野原議員の再々質問にお答えします。

先ほども申したとおりで、規制が厳しい区域ということをご承知をさせていただいたかと思いますが、その辺の手続等もいろいろ難しい問題もありまして、今すぐできるというご回答はこの場ではできかねます。とはいえ、関係機関とよく相談をしながらよりよい方法を見つけ出すのが一番いいのかなというふうに考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

○9番（新井利朗君） 質問いたします。近隣プールの積極的利用と利用料金の格差解消について町長にお伺いいたします。

プールでの運動は、浮力により腰、膝、足への負担が少ないことや、水の抵抗に対して全身を使う有酸素運動で消費カロリーが高いなどのメリットがあるため、水泳だけの目的でなく、筋力保持や健康維持のために中高年を中心に利用されています。健康増進や介護予防目的等で積極的にプールを利用したほうが良いと思いますが、当町にはプールがありません。

そこで、皆野町ではプールでの健康増進や介護予防事業を行っているので、当町の町民もこれらの事業に参加できるよう調整を進めることについてお伺いいたします。

また、筋力保持や健康増進、介護予防を積極的に進めるために皆野町町民と同額で利用できる補助事業を導入する考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、皆野町のプールでの健康増進や介護予防事業に参加できるよう調整を進めることについてでございますが、皆野町では、ふれあいプール・ホットを利用した介護予防教室を行っております。この事業につきまして、皆野町に確認をいたしましたところ、プールは高齢者向けに設計されておらず、事業実施に当たっては危険防止のため、細心の注意を払い実施しなければならず、事業への参加者を抑制している状況であり、町外の方の参加は困難とのことございましたので、これらの事業に長瀬町民が参加できるよう調整を進めることは考えておりません。

次に、皆野町民と同額で利用できる補助事業を導入する考えがあるかについてでございますが、近隣には民間施設含め、有料で利用できる施設が複数あり、それらを利用している方もおります。皆野町のプール利用に限って補助することは、他施設を利用されている方とバランスを欠くことになると考えておりますので、補助事業を導入する考えはございません。

なお、町ではこれまでも元気モリモリ体操、足腰らくらく教室、歌の教室など、介護予防普及啓発に努めており、引き続きこれらの事業へ参加していただけるよう取り組んでまいります。

○議長（染野光谷君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） できない旨の回答をいただきました。皆野町では現状としてそういうふうな状態であるということですが、実際のところ高齢者向けにできていないといっても、高齢者の利用も実際多いのです。利用者が多いから抑制したいところでもありますけれども、共同事業はできないまでも、結局そのところに長瀬町民、いわゆる町外者という欄がありまして、そこに額を払えばそれなりに参加できるようになっております。事業としての参加というよりも時間の設定、午前、午後、夜間というふうな3つの設定があるだけでやっておりますので、長瀬町民も参加できなくはないというふうに理解をいたしております。

それと同時に料金の差が5割増しぐらいになっているのです。そんなふうなところから多少健康増進することによって医療費の削減とか、介護予防のほうにも非常につながっていったりするものでありますので、そういう点から考えて、いろんな事業を健康長寿事業ということの中で、長瀬町は陸上の、また室内の運動をされておりますけれども、水中運動も大変効果があるというふうなことを認識したものです。ですから、そういうことでお願いいたしました。ただ、今すぐに料金的に解消するというのは難しいかもしれません。それをぜひ、長瀬町長は皆野町の出身でもありますし、大変度胸もあるし、愛きょうもある方ですので、その辺のところ、皆野町にも少し寄っていただいて、ご協力いただき、両方でいい町つくろうというふうなことで動いていただけるとありがたいなと思います。ちなみに、70歳以上になります

と、料金が半額になりまして、70歳前の料金に近い状態で長瀬町民も利用できますので。その時間帯を活用させてもらって、大いに利用できる人がふえ、健康長寿の人がふえるということを願っている質問なのです。ぜひ長瀬町長にもその辺もう一度ご努力いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。質問としては以上です。ご回答は努力をお願いするだけです。よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

○8番（大島瑠美子君） 8番、大島瑠美子です。それでは、質問させていただきます。

1、不納欠損処分について、町税の徴収については担当職員を初め、徴収関係者が一丸となり努力していることは認めています。不納欠損処分することはやむを得ないことと思いますが、町税の不納欠損額を確定するまでに至った経緯や徴収経過を伺います。不納欠損処分をする前に法令に基づいた未納者に対する差し押さえ件数と金額についても伺います。

○議長（染野光谷君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、大島議員の不納欠損処分についてのご質問にお答えいたします。

初めに、町税の不納欠損額を確定するまでに至った経緯と徴収経過についてのご質問でございますが、町では滞納事案が発生いたしますと督促、催告、電話催告、隣戸訪問等を順次実施し、再三の納税指導にもかかわらず、納税されない滞納者に対しましては徹底した財産調査を実施した上で、財産の差し押さえや納税誓約書を徴取するなど、時効の中断と徴収強化に努めているところでございます。しかし、経済的な理由等により、どうしても納税が困難な方もおられますので、そのような方につきましては、随時納税相談を実施し、個別に生活状況等を聞き取りする中で、その方に合った納税指導を行っております。

また、こうした納税相談とあわせて、個々の滞納者の資力や財産、生活状況等を把握するための実態調査も行っており、調査の結果、差し押さえ可能な財産がない方や、差し押さえすると生活が著しく困窮するおそれのある方、所在と財産がともに不明である方など、法律に基づく滞納処分の執行停止要件に該当すると判断したものについては、滞納処分の執行を停止するなどの措置を講じております。町税におきましては、この滞納処分の執行停止期間が3年継続した場合や滞納処分の執行停止に係る即時消滅要件に該当した場合、さらには地方税の消滅事項が成立した場合に、その滞納額を不納欠損額として処分することになります。

この後の決算審査でもご説明いたしますが、平成29年度決算における一般会計の不納欠損額は、4税合わせて230万8,679円となっております。今後も不納欠損処分を行うに当たっては、個々の滞納者の状況を的確に把握し、正しく納税されている多くの納税者の納税意欲を低下させることのないよう、秩父県税事務所を初め、関係機関の協力を得ながら債権回収に全力で取り組むとともに、厳正に滞納処分を実行するなど、税負担の公平性の確保と徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

最後に、差し押さえ件数と金額についてのご質問でございますが、平成29年度中に行った差し押さえ件数は10件でございます。金額は317万1,287円となっております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 一般会計事項別明細書を見させていただいています。それで、この中で見ますと、

不納欠損額全部で230万8,679円と言われました。確かにそれはそれでいいのですけれども、町県民税は15万9,079円、だけれども、固定資産税が205万円あるのです。そうしますと、固定資産税の分で差し押さえ件数で317万というのはこれは入っていないくて、ただ今これやっただけ、不納欠損する分は入っていない金額ですか。

それから、あと軽自動車税の4万8,200円というのがあるのですけれども、軽自動車税というのは金額もそんなに多くないので、件数にすると、4万8,000円という10件近くだと思いのけれども、それにつきまして、もうトラックがなくなってしまった。あと廃棄処分だとかというのがそちらに含まれているのかどうかということ、それからもう一つは、調定額が9億1,483万3,869円となっています。収入未済額が9,273万3,000円です。そうしますと、約1割がまだ未納で、滞納というので、現年度課税分と滞納繰り越し分を入れると、町税の大体約1割がまだもらっていないということで、これは順次不納欠損をする前に全部できるように税務課と、それから担当職員なんかで努力してもらっているから、多分不納欠損額が少なくて済むと思うのですけれども、この不納欠損額というのは毎年9月になるといつでも意地悪く質問をするというわけではないのですけれども、町民の方が、「俺なんかはろくなもの食わなくても税金だけは納めなくっちゃ」という单身のおばあさんだとかという人の私は味方なので、やっぱりこういうことについてはちゃんと明確にしておきたいなと思うので、済みませんですけれども、この分についてもう一度お願いしたいと思います。何を教えてほしいかということ、固定資産税の205万1,400円、これは何人ぐらいでということ、それから町民税の15万9,079円ということ、年代層がわかればいいわけなのですけれども、やっぱり固定資産税は親から譲り受けたものについて、「困るんだよな、固定資産税払っていると年金が消えちゃうんだよな」ということも聞きますので、年代層がわかったらなおのことよろしいかと思うのですけれども、そこまで把握していないと思いますので、おおよそ固定資産税が、不納欠損した人は何件か件数を、細かく町民税が何人、それから固定資産税が何人、それから軽自動車税が何人ということだけでいいですので、それを答えてください。

○議長（染野光谷君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、大島議員の再質問にお答えいたします。

個人町民税の不納欠損した人数と件数と金額なのですが、3人で11件で15万9,079円、それから法人町民税、こちら1人で1件、5万円、それから固定資産税、こちらが13人で115件、205万1,400円、それから軽自動車税、こちらが4人で8件、4万8,200円でございます。固定資産税なのですが、今回は大分高額になっております。その要因というのが、大口の滞納者が死去されて、その相続人が全て財産放棄をいたしました。その関係で滞納額がそのままこちらに乗りまして、不納欠損額のほうの額が高額になったということでございます。

以上でございます。

〔「わかりました。議長、2番に行きたい」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 消防団員の定数確保と団員の報酬アップについて、町長伺います。このところ住宅火災が数件発生していますが、広域消防と町消防団員の冷静かつ的確な消防活動により、延焼もせずに鎮火に至ったことはありがたいことと思っています。現在消防団員数が定数まで届いていないと聞いていますが、団員の勧誘はどのように行っているのか伺います。また、団員の定数を確保する手段として、報酬を引き上げることは有効なことと考えます。そこで、団員の報酬について来年度、31年度引き上げを予

定しているか伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、先日の大火は本当に大変な火災だったわけでございますが、それにもかかわりませず鎮火に至ったということは広域消防と町消防団の懸命な消火活動によるものと、心から感謝をしているところでございます。

それでは、ご質問にお答えをいたします。まず、消防団員の勧誘活動についてのご質問でございますが、現在団員定数110名のところ、平成30年9月1日時点では、女性団員8名を含む109名の団員が在籍をしており、これは昨年9月1日時点と比較して4名の増員となります。増員の理由といたしましては、ひとえに消防団員による熱心な勧誘、PR活動のたまものであり、具体的に申し上げますと、毎年10月に開催される町商工会主催のふれあいフェスタ長瀬に消防団として出店し、水、消火器を利用した的当てゲームや消防車両の展示によるPR活動を実施していただいております。

また、昨年10月27日には、埼玉県女性消防団員県下一斉PR活動の一環として、深谷市のアリオ深谷にてPRパネルの展示やパンフレットの配布を行いました。今年度も引き続き10月20日、21日に秩父ミュージックパークにて開催される秩父はんじょう博にてPR活動を行う予定となっております。また、毎年1月の成人式に際しては、新成人へPRチラシを配布するなど、積極的な勧誘活動を行っております。このほかにも随時消防団各部においても勧誘活動を行っていただいております。このほかにも随時消防団各部においても勧誘活動を行っていただいております。このほかにも随時消防団各部においても勧誘活動を行っていただいております。

次に、団員報酬の引き上げについてのご質問でございますが、平成27年4月1日より、それまで報酬額が地方交付税措置額の3万6,500円を下回っていたことを踏まえ、団員の処遇改善を図ることを目的として、4万円に改定を行った経緯がございます。報酬額の決定基準においては、この地方交付税措置額に応じて決定することが適当であり、また先ほど申し上げましたとおり、団員数確保においては、地道な勧誘活動の成果があらわれており、報酬額アップを検討する段階ではないと捉えているため、現在のところ来年度の引き上げを行う予定はございません。今後も引き続き団員の定数確保及び処遇改善に努めてまいります。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 110名のうち109名いるから、まあまあの数字かとも思うのですけれども、そのうち女の人が8人ということなのです。これは公務員でなっている人数ですか、それとも一般人からの加入ということで、それが、消防の特別点検に行ってみると、大体見たような顔だなという形で女の人が多いのですけれども、それがこの間ぐらいは4人ぐらいだったかなと思ったら今8人になっていますので、少し民間の方が入ってくれているのかどうか、それもお聞きしたいと思います。

それで、団員の報酬ですけれども、4万円多くなっているということなのですけれども、これは交付税が算入されるからそれでやっていると言うのだけれども、町長の英断でそれを団員のためにお金を少しでも幾らか上げると。要するにみんなの夢は何ですかと言われたときに、給料取りでも何でも、少しでもお給料が、少しでも収入が上がってくることが夢なのですよというような話があります。そうなのです、交付税の基準ですのではなくて、1つぐらいは町でも余分にといい、交付税の算入のときに調整でもされてしまうと何とも言いがたいのですけれども、そこのところで再度聞きます、町長に。上げませんか、

もう一度聞きます。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

女性消防団員8名は町職員でございます。

それから、上げませんかというお話でございますけれども、先ほどもご回答申し上げましたとおり、上げてからまだ3年たったところでございますので、これから先はちょっとわかりませんが、来年度はまだ上げる予定はございません。

以上です。

〔「よくわかりました。次に3に行きます」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） （仮称）長瀬地区公園の開園後の駐車場利用について総務課長、頼みます。（仮称）長瀬地区公園は、来年度の開園に向けて着々と準備を進めているものと思います。当公園が観光の中心地に近いため、観光で来場される利用者が多いと予想されますが、設置の目的は、町民が利用することを主とした施設であると考えます。そこで、いつでも町民が利用できる駐車場の運営について伺います。また、災害時やイベント等の利用について考慮しているのか伺います。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

（仮称）長瀬地区公園の駐車場につきましては、観光地の中心地に近いため、有料とするか無料開放とするか検討を重ねてまいりましたが、町民のための公園及び災害時の一時避難所となる公園という趣旨から、当面は無料開放を考えております。観光客が利用してしまう可能性は考えられますが、観光客の多い長瀬駅前商店街や宝登山神社からは秩父方面に位置しているため、寄居方面から来る観光客が利用して駐車場が埋まってしまうというケースが発生する可能性は低いと思われませんが、公園以外の利用者の駐車禁止看板などの設置を考えております。開園後、公園利用者以外が駐車するケースが多発する場合は有人や無人の機械管理などによる対応を考えてまいります。

次に、災害時やイベント等の利用についてでございますが、公園には防災倉庫や耐震性貯水槽の設備のほか、災害時における一時避難所として、またイベント等が開催できる多目的な広場や進入路など考慮したものとなっております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） あそこの公園、使うのはすごくどうやったらいいかなって思案のしどころで、何回やってもまたもとに戻ってということで、長瀬公園ができるということは、私は何回も、3年前にも1回か2回質問したと思うのですが、そのときの子供さんは乳幼児から幼稚園、小学校に入っているということもありますので、ずるずるしていたら、行ってしまふよ、去ってしまうよということになるので、なるべくだったら予算をとったら早くに早くにということで、本当でしたら30年度末ではなくて、本当は早くにお正月に来たら、「おばあちゃんちに行ったら公園ができていたんよ」と言って、お帰り願ってもらった方がいいのかなとも思うわけなのですけれども、そうは問屋が卸さないのが今のご時世だし、それから利用者とか何かのということもありますので、それでさっきも言いましたように、寄居方面から来る人たちの駐車場になってしまうと困るからということで、これにはある程度はお母さんたちが子

供さんたちを連れてくるために、歩きでは今連れてこないからというので、駐車場が必要なのですけれども、駐車場の鍵をあけるとか何かというの、時間帯というのは決めたほうがよろしいかとも思うのです。それで、昔はよくごみを捨てるものについても鍵を何かあけて、違う地域からの人たちは入れないというふうなこともやったこともあるのですけれども、町でお金をかけてそれでするので、時間帯は考えているかどうか、そこだけお聞きしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

（仮称）長瀬地区公園の駐車場というか公園の時間帯、利用時間帯ですか、時間を決めるかどうかというご質問なのですけれども、これも非常に難しい問題がありまして、夜間無料開放しておく、災害ということもないのですけれども、バイクに乗った騒音とか、いろいろ犯罪の温床とまでは言いませんけれども、そういうような可能性もございまして、今時点で実際どうするかというのははっきり言ってまだその運営方法までは決めておりません。駐車場のところにポールで車どめを設置するのですけれども、それを夜間はあけるのか、あけないのか。それで、あけておいてそういうような事件、事故が起こってしまっても大変ですし、かといってそれをするとなかなか一般の利用者も、では8時に行ったらまだあいていなかったとかということもありますので、かといって有人でまたやる場合、その有人の時間帯、また有人の方の費用がかかってしまいますので、その辺の問題もございまして。また、無人で機械管理という、その機械が1機1,000万ぐらいかかってしまうということもございまして、その管理方法については、どうするかというのがまだ今後の開園までの検討となっております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 公園というので、観光地は観光地ほど、いつもやっているように、500円も取られるのがちょこちょこって岩畳を一回りして帰ってくるのだから、1時間なのだから、500円払うの嫌だからなということで、置いてそれで行ってしまうということもあるかもしれません。そういうのもまた多いとも思うのですけれども、本当にこれ難しい、イタチごっこではないけれども、それで1回でもやってみて、だめだったらそれをまた考えるというふうで持っていけないと、考えて、考えて慎重ということは先に進まないということですので、そのことよく総務課長の、あと町長の、それから副町長の、皆さんで集まって、こんなこと言っては悪いけれども、無理だろうなと思いますけれども、なるべく、せつかくの公園ですので、町民のためのということでつくっていますので、観光客のためではないのだよということで、していますので、そのことをよく考えてお願いしたいと思います。返答はいいです。

次に4に参ります。（仮称）本野上地区公園の見直しについて、健康福祉課長に頼みます。ふれ愛ベース長瀬の利用状況は事業によりさまざまです。この施設で行える事業には、車で参加する利用者が多く、今後も駐車場を確保することが重要と考えます。乳幼児や児童が外で遊ぶのを見かけることが少なくなっていますので、緑のある広い公園より施設利用者のための駐車場を確保するほうが有用と思います。そこで、（仮称）本野上地区公園を駐車場に見直す考えは、公園を駐車場に見直す考え、例えばそこで何台とかという考えはあるか伺います。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

（仮称）本野上地区公園を駐車場に見直す考えはあるかでございますが、今年度設計及び工事を実施い

たします公園は多世代ふれ愛ベースの南側約2,182平方メートルのうち、約900平米を使用し整備いたします。進捗状況でございますが、設計業務委託の入札を8月24日に行い、現在設計を行っているところでございまして、11月中旬には設計が完了し、その後に工事を実施する予定となっております。駐車場の確保についてでございますが、これまでも多世代ふれ愛ベース長瀬において、駐車場不足時には暫定的に施設南側の未舗装部分を駐車場として利用するなど、駐車場の重要性は認識しているところでございます。今後多世代ふれ愛ベース長瀬及び公園を管理運営していくに当たり、駐車場の確保は必要でございます。このため、公園整備後の残りの敷地部分について、駐車場として活用してまいりますので、今年度整備する公園を駐車場に見直すということはありません。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 本野上公園の見直しですけれども、ふれ愛ベース長瀬は補助金もらってあのうちつくったわけですね。そうすると、よくひもつきで、コスモショアなんかひもつきでということで、そのまま置いてあるということなので、そこのところで、だから公園をつくらなくてはならないというので、申請や何かして、それでできて、つくったわけですか。それから、あとは余っているところは駐車場、何しろ皆さん行くのについては、今本当に自動車の時代で、歩いてきてくださいと言ったって、歩くのでは行けないよなって、おら膝が悪いのだしよと、腰が悪いのだしよということがあるので、だけれども、車なら乗れるから、それではおじいちゃん行ってきなよ、ばあちゃん行ってきなよと言って行くところがあるので。何しろ公園はだからつくらないということではなくて、少しの公園つくって、それで駐車場を広くやったほうがいいかなと思いますし、それから児童数が、赤ちゃん産む人数がどんどん、どんどん少なくなっているのです。そうしますと、公園で遊ぶとかなんとかというのもすごく人数が少なくて、余りでない公園をつくらなくても済むのではないかなとも私なりに考えているのですけれども、今の話ですけれども、そうしますと、駐車場の何平方ではよくわからないので、何台ぐらいを予定しているか、それをお聞きします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

ふれ愛ベースの補助金と今回つくりまします本野上地区公園の補助金は別でございまして、特にひもつきという形にはなっておりません。また、先ほどちょっと面積的にお話しさせていただきましたけれども、現在建物が建っている南側の空き地が先ほど言った2,182なのですが、その3分の1ぐらいは、900平米を小さい、議員がおっしゃるとおり大きくない公園として整備させていただきたいと思っています。そこに、現在は西側の町道からの進入がございませんので、そちらから出入りができるようにしたり、それから駐車台数がある程度確保するためという形で、駐車場をとってまいりたいと思っております。現在のふれ愛ベースの舗装してあるところの駐車場が身障者の2台含めまして23台とめられるような形になっております。今後公園を整備する中で駐車場として考えておりますのは、その倍以上、30台ぐらい駐車できるのではないかとということで設計の中では数字としては出てきておりますので、そのような形で残り大きくないような形、それと万が一のときには公園の中にも車が入れるような形で柵を設けたりとか、多目的で使えるような形で公園のほう設計していこうということで今のところ考えているところでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今あそこ見ましたら、セメントで固めて駐車場になっているの少ないなと思ったので、この質問したわけですが、また30台ふえると、幾らかの行事をするのについて、五十二、三台は入るといことになりますので、それだったらいいのではないかなとも思っていますので、そのように進めてほしいと思います。これは返事は要りませんので、また5の水難事故防止について、総務課長にお尋ねします。

ヘリコプターが上空を旋回しているのを見ると、水難事故が発生したのが気になり、事故に遭った人の安否を気にかけることがことしに入り数回ありました。水難事故に遭う人の大半が観光やキャンプで当町を訪れた人です。できれば事故に遭わずに楽しい1日を過ごし、お帰りいただきたいものです。そこで、キャンプ場管理者や関係機関と行っている水難事故の未然防止策について伺います。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

町では関係機関が連携し、長瀬皆野地区の荒川における水難事故防止対策に取り組んでいくため、平成25年度に長瀬町、皆野町、長瀬町観光協会、皆野町観光協会、長瀬舟下り連絡会、長瀬ラフティング業者協議会、秩父警察署、秩父消防本部、秩父消防署北分署、埼玉県秩父地域振興センター、埼玉県秩父県土整備事務所、埼玉県北部教育事務所秩父支所、長瀬町教育委員会、皆野町教育委員会で構成する長瀬・皆野地区荒川水難事故防止対策協議会を設立しております。主な活動内容といたしましては、同協議会設立前の平成15年から毎年本格的な水のシーズンに備えて、官民合同水難救助訓練を実施しており、本年度は6月15日に長瀬げんきプラザ及び荒川において100名近くの参加者が救急外傷講習やラフトボートを使用した救助訓練を行い、安全で円滑な救助活動に必要な技能の習得に努めました。このほかにも水難事故を未然に防ぐための取り組みとして、河川パトロール、危険箇所へのバリケード、コースロープ及び看板の設置、キャンプ場やカヌー、ラフティング、ライン下りを利用する方々へ向けたチラシの配布、ホームページや町広報での掲載などを行っております。

また、平成22年2月1日付、災害情報等の伝達に関する協定書に基づき、二瀬ダム、浦山ダム及び滝沢ダム放流警報伝達用放送設備を利用いたしまして、7月から8月にかけての土日、祝日午前11時及び午後2時の1日2回、河川利用者に対して水難事故防止を呼びかける放送を行っております。今後も水の事故ゼロを目指し、警察、消防、カヌー・ラフティング業者やライン下り業者など関係団体と連絡を密にし、事故防止対策を図ってまいります。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今の答弁聞きましたら、やることを俺たちやっているのだから、あとは水難事故に遭っても自己責任と、そうに言うしか言いようがありませんということなのですから、パンフレットなのですから、パンフレットの配布というのは、やはり主にしているのがキャンプ場に入るときにお金を取られたり何かするわけですから、そのときに1枚ずつでも配ってもらえば、それから若者の団体、酒飲みの団体が一番危ないことですので、それには行政が行くことではなくて、キャンプでお金を取っている人たちが、泳がないでください、何をしてくださいということを再度お願いして、やっていただいたほうがいいのかとも思います。

何だかんだと言っても石畳の上に上って滑って転んでも自己責任、何しろこうだから行政が悪い、行政が悪いと今このごろ、道路に穴があいても行政が悪い。私なんか思いますよ。そうではないだろう、みんな

なの不注意で転がったのだから、少しぐらいは許してやって、行政もしようがないから、俺が転がって足をぶっかいたのだから、しようがない、役場に行って今度から埋めといてくれと言うぐらいの寛容な精神というのがなくて、今はぎすぎすしているというような何かありますので、このパンフレットをぜひ水難事故防止をするためには来る方に、パンフレットも金額が高いからもったいないなと思うけれども、それを配ることによって、人命救助で、命は地球より重たいなんて言うけれども、それはきれいごとなので、やっぱりうちの娘によくちっちゃいときに言いました。「お母さん、私たちが誘拐されたらどうするの。」と言うから、「1億円払えねえから死んでもらいます。」とよく言っていましたのですけれども、そういうのと同じなので、パンフレットの配布を思い切って何千枚というほど、しようがないから行政で配って、そういうことだったら、警察のほうから補助金でも何とか事業とか何とかというので、もらえらると思いますので、それをつくって、そしてここに来たら1枚ずつ渡してくださいというぐらいのことをさせていただくがよろしいかと思しますので、その考えについてお伺いします。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

注意喚起のチラシを配ったほうがよいのではないかということですが、先ほど申し上げましたように、チラシを作成いたしまして、キャンプ場とかそういう業者のほうには配布しております。それで、キャンプ場の方に来園者、来客者にお渡しをお願いしているところです。河川は、先ほど町のほうは、行政はやっているのだから、あとは自己管理だというお話がございましたけれども、河川は原則自由使用でございまして、立ち入り自体を禁止するというのがなかなかできない面がございまして、現在注意喚起を徹底するしかない現状でございまして、観光地ゆえの対策の難しさに頭を悩ませているということで、先ほど大島議員が言いましたように、お酒を飲んで、キャンプ場でも注意はしている、ただ、なかなか言うことをお客さん聞いてくれないのが現状というようなことで事故が起こっているケースがほとんどでございまして。

以上です。

〔「よくわかりました。質問を終わります」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時35分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（染野光谷君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第32号から議案第48号までの17件でございます。

議案は、お手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第5、議案第32号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第32号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

過失による罪で禁固刑に処せられ、刑の執行が猶予された者を、地方公務員法第28条第4項に規定されている職員の失職に関する特別の定めとして条例に規定したいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、議案第32号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。当該規定は交通事故のいわゆるもらい事故等にも適用され、たとえ刑の執行が猶予された場合であって、どんなに情状を考慮すべき事案であっても、条例に特別の定めがなければ失職となります。

この規定は、多くの民間企業と比較し厳し過ぎる内容であり、また従前から職員の失職特例に係る特別の定めを規定している他の都道府県との権衡を欠いている等の理由から、埼玉県人事委員会では、平成27年1月に埼玉県議会議長及び埼玉県知事に対し、職員の失職の特例に関する条例の規定を速やかに整備することが適当との報告及び意見の申し出を行いました。これに伴い埼玉県では、平成27年2月の議会定例会において、職員の失職特例を規定した分限条例の一部改正が可決、成立したところです。この後、県内の自治体においても同様に職員の失職特例を規定する自治体が出てきており、秩父市においても本年6月の議会定例会において可決されたところでございます。このことから、当町においても埼玉県人事委員会の意見に準じて、職員の失職特例について規定したく改正案を上程するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料（議案第32号）、新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。第1条でございますが、「第27条第2項」を削り、失職特例の根拠となる「第28条第4項」を加えるものでございます。また、読点を加えるための改正を行うものでございます。

第2条でございますが、「医師2名以上」を総務省の参考例に合わせて「医師2名」とし、あわせて読

点を加えるものでございます。

第3条第1項でございますが、「こえない」を漢字に改正し、4カ所に読点を加えるものでございます。

第3条第3項及び第4条第1項でございますが、それぞれ1カ所に読点を加えるものでございます。

第4条第2項でございますが、総務省の参考例に合わせて全部改正するものでございます。

次に、2ページをごらんください。裏面になります。第5条第1項でございますが、失職の特例として、過失による罪で禁固刑に処せられ、刑の執行が猶予された者を失職させないことができる旨の規定を新設するものでございます。

第5条第2項でございますが、前項に該当する職員が執行猶予の言い渡しを取り消されたときは、この日に職を失う旨の規定を新設するものでございます。

第6条でございますが、第5条の新設に伴い、条を繰り下げ、また1カ所に読点を加えるものでございます。

次に、附則でございますが、議案に戻っていただきまして最下段をごらんください。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第32号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、ちょっと質問したいと思います。

この条例の改正というところで、まず過失ということなのですが、過失は重過失、軽過失、具体的過失というふうに分けられるようですが、これあくまでも過失により執行猶予を言い渡された場合のみということなのですか。それとも執行猶予という場合は過失でない場合も刑の執行を猶予されるというふうなことは法律上決まっております。だから、もしもそういう場合はどうするのか。これは、あくまでも裁判所の判断で過失という言葉が入って執行猶予になったときだけかということなのですが、それだとうか。もしも執行猶予刑を受けた場合に過失でなければ、例えば失職になってしまうのかどうかということ。ちょっと差があるのかなと思うのですが、過失のときだけということでもいいのかどうか、ちょっとその判断をお願いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

あくまでも過失であって、本人に瑕疵がなくということで、過失であって執行猶予された者に限るということになりますので、よろしくお願いたします。

〔「だから、その場合に過失でなくても執行猶予刑を受けたという場合が出てきますよね。そのときはもう該当は絶対しないということ」と言う人あり〕

○総務課長（横山和弘君） そういうことになります。あくまでも過失であって執行猶予になったケースですから、過失ではない場合でも執行猶予になるケースがございます。そういう場合は該当いたしませんので。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第6、議案第33号 長瀬町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第33号 長瀬町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

災害派遣手当等の支給に関する各種法律の制定等や旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、議案第33号 長瀬町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございまして、災害派遣手当等の支給に関する各種法律の制定等や旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、長瀬町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料（議案第33号）、新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。第1条でございしますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項の改正を行うもので、「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。「第154条」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条」を、「を含む。」の次に「及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項」を加え、「又は武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改めるものでございます。

第2条第1項中でございしますが、法令上の規定に合わせて字句の改正を行うもので、「地域」を「区域」

に改めるものでございます。

裏面の2ページをごらんください。別表、備考でございますが、旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴い字句の改正を行うもので、営業種別が統合されたため、「ホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改めるものでございます。

議案に戻っていただき、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第33号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） この手当についての法令改正というふうなことで関連があると思いますので、ちょっとお伺いします。

埼玉県では、正規職員の派遣にかかわる職員応募制度というのがあって、幾つかのことでやっているというふうなことで、多分当町でも長瀬町職員災害派遣条例か何かそんなようなのがあるのだと思います、ちょっとわからないですけれども。先ほど町長もちょうど災害の西日本ですか、関西の災害につきまして町で寄附をしたと。職員派遣については土木とかそういう有資格者というのが少ないので派遣はしていないというふうなことで、これ実情だと思うのですが、要するに長瀬町で近年の災害発生に関して災害復興にかかわる職員の募集を行ったかどうか。あるいは、もしかして職員を派遣したことがあるのかどうかという点についてちょっと関連があると思いますので、お聞かせいただければと思って質問します。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

町職員に災害派遣に関しての募集は特に行ったことはございません。やはり町長が言われるように、比較的技術職、復興に対しての技術職ということが多いため、なかなか役場の職員をそのまま派遣、現状の職員を派遣するというのは難しいということで、応募は行っておりませんし、過去にも派遣した実例はございません。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） という現状だそうですね、秩父市では派遣したりしているのです。やはりこういうことに関して募集をかけてみるというふうなことで、例えば貴重な少ない人数の中からそっちへ出向いてしまうというふうなことがあっても、これは共存の時代ですから、お互いさまということで、もしも長瀬町でも災害があった場合にそういうボランティアとか職員派遣ということでやってみたら、その実情を知ることができる。実際に行った人がいれば、そこでなるほどこういうものかというのを体験を持ってできると思うのです。ですから、そんなに熊本とか遠かったりとかということはあるかと思いますが、もし今後そのようなことがあった場合に、やってみたいという職員さんはいらっしゃるかもしれませんが、せめて募集をして、これ町の財政として無駄になる、でも災害ということを経験できるということで、ぜひ募集をしてみてくださいということをお願いしますが、その点について、必ずしますということでもなくてもいいです。そういう方向も考えられるかどうか。

以上です。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

過去はなかったのですけれども、村田議員のおっしゃるように長瀬町で災害が起きたときには、また率先して出したところから来ていただくというような期待の面もございまして、今回のも岡山、広島という、それと地震は北海道ということでなかなか遠隔地で難しいという点もございましたので……

〔茨城でもありましたよね〕という人あり〕

○総務課長（横山和弘君） はい。今後は派遣できないまでも職員に行く意思があるか、応募はとっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号 長瀬町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第7、議案第34号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第34号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

支給対象者等の規定について、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） 議案第34号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおりでございます。概要でございますが、本年7月

31日に埼玉県の指導監査が実施され、当町のこども医療費支給に関する条例に支給対象者等の規定が明記されていないとのご指摘がございました。これに伴い、埼玉県の参考例の表記に合わせるため、今回改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料（議案第34号）、新旧対照表によりご説明させていただきますので、1ページをごらんいただきたいと存じます。左側が現行、右側が今回の改正案となり、下線の部分が改正箇所でございます。

まず、第3条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に第3号として、「児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、対象となるこどもに係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を、国又は地方公共団体に負担される状態となった者」を加えるものでございます。

次に、第6条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に第3項として、「前項の規定にかかわらず、町長は、対象となるこどもと生計を同じくする保護者のうちいずれか一の者が当該対象となるこどもと同居している場合（当該いずれか一の者が、当該対象となるこどもと生計を同じくするその他の保護者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。」を加えるものでございます。

次に、議案書にお戻りいただき、附則でございますが、改正後の条例の施行期日を示したもので、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第34号のご説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号 長瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第8、議案第35号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第35号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（染野光谷君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

- 健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第35号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことなどにより、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の緩和、確保など国の基準に準じた改正を行うものでございます。

なお、本条例に該当する家庭的保育事業等は、長瀬町には該当はございません。

それでは、参考資料の新旧対照表をごらんください。初めに、第6条でございますが、条項ずれに対応するため、第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に、「第17条」を「第17条第1項」に改めるものでございます。

続きまして、第7条でございます。新旧対照表は1ページから3ページにまたがっております。第1項につきましては条文の整理を行うとともに、第2項、第3項を新たに追加するものでございます。内容といたしましては、家庭的保育事業者等は職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合、代替保育を提供する連携施設の確保を求められておりますが、連携施設の確保は著しく困難であって、一定の要件を満たすときは小規模保育事業等の事業者において代替保育を行うことを可能とするものでございます。

次に、第17条でございますが、第1項第2号、第3号については条文の誤りを修正するものでございます。

第2項については、4ページになりますが、家庭的保育者の居宅で保育を行っている場合、利用乳幼児に提供する食事について一定の要件を満たすと町が認める事業者からの搬入を可能とするものでございます。

次に、第29条、5ページ、それから内容は一緒でございますので、第44号、7ページでございますが、建築基準法施行令の改正に伴い、引用条文が変更されたため、4階以上の階の避難用屋内階段の規定を改正するものでございます。

次に、第38条、6ページでございます。こちらについては文言の修正を行うものでございます。

次に、第46条、9ページでございます。条項ずれに対応するため、「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改めるものでございます。

附則でございますが、家庭的保育者の居宅で保育を行っている家庭的保育事業者について、自園調理に関する規定の適用を猶予する期間を5年から10年とするほか、条項ずれに対応するものでございます。

最後に、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第35号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第9、議案第36号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第36号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

所得制限を導入することに伴い、関係規定について所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） 議案第36号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。概要でございますが、平成31年1月1日より重度心身障害者医療費支給対象者を経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図る必要があることから、埼玉県が所得制限を導入することに伴い、当町においても所得制限を導入したいため、改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料（議案第36号）、新旧対照表によりご説明させていただきますので、1ページをごらんいただきたいと存じます。左側が現行、右側が今回の改正案となり、下線部分が改正箇所でございます。

まず、第4条第1項中「支給」の次に「(以下「医療費助成」という。)」を加え、第1項の次に第2項として「前項の規定にかかわらず、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。）第7条に規定する額を超えた場合は、その年の10月から翌年9月までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る医療費助成は行わない。この場合において、当該所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第5条の例によるものとする。」を加え、第3項として「震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る医療費助成については、前項の規定を適用しない。」を加えるものでございます。

次に、2ページをごらんください。第5条第1項中「医療費助成金」を「医療費助成」に改め、同条第1項の次に第2項として、「町長は、前項の申請に基づき、第3条に定める対象者として認定したときは、当該対象者を受給資格登録者として登録しなければならない。なお、受給資格登録者として登録しない場合は、規則に定めるところにより申請者に通知するものとする。」を加えるものでございます。

次に、第6条第2項を削り、同条第1項を「町長は受給資格登録者に対し、第4条第1項及び第3項の規定により医療費助成をする場合は、当該受給資格登録者（以下「受給者」という。）に受給者証を交付しなければならない。なお、同条第2項の規定により医療費助成を行わない場合は、規則で定めるところにより、受給者に通知するものとする。」に改めるものでございます。

次に、第9条第1項中「受給者」を「受給資格登録者」に改め、第1項の次に第2項として「受給資格登録者は、規則の定めるところにより所得の状況について町長に届け出なければならない。」を加えるものでございます。

議案書にお戻りいただき、附則でございますが、まず1つ目、この条例は平成31年1月1日から施行するものでございます。ただし、この条例の施行の際、現に受給者証の交付を受けている者に対する改正後の第4条第2項、第3項、第6条及び第9条第2項の規定は、平成34年10月1日から適用するものでございます。

2つ目ですが、この条例の施行前における医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る医療費助成については、なお従前の例によるでございます。

以上で議案第36号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 大変難しい内容で、第何条第何項というふうな言葉が多くて内容が非常にわかりにくいところがあるのですけれども、まず県のほうでこの受給資格者に対して低所得者に限定するというような形で所得の高い者については、それを今度は支給を行わないというふうな内容かと思えます。それでよろしいわけでしょうか。

ちょっと調べたのですけれども、この政令第4条というところで、この政令第4条を見てみると、まず扶養親族等がないときには360万4,000円という額が示されていると。1人につき38万円と、またその他があつて場合によって48万円とか63万円が云々という額が示されているというふうなことなのですが、どうもこれでいくと重度心身障害者にかかわる支給額を頭打ちにするというふうなことにちょっと私は思うのです。ですから、障害者福祉という面で非常に後退になるというふうなことで読み取ったわけなのですが、そこのところについて、再度簡単でよろしいですから、説明をお願いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

そちらの額に関しましては、限度額というものになっておりまして、先ほど議員がおっしゃいましたように所得基準で見えています。収入で申し上げますと、例えば給与収入でいきますと518万円、それからあと扶養の方がいらっしゃいますと565万6,000円、このようにふえていきまして、一応私のほうの手元にある資料でございますと、5人までが今示されているのですけれども、その給与収入換算額にいたしますと約744万9,000円、所得にいたしますと550万4,000円がとりあえず限度額になります。これ以上所得のある方に関しましては適用対象外というふうな形になると思います。よろしく申し上げます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 障害者福祉という面で見ると、自治体によっては入院時の食事療養標準負担額とか生活療養標準額を対象にして配布というのですか、している市町村もあるようです。やはりほかの町、県、国に従って障害者福祉をやはりこれでもう高額は切っていくということは福祉のちょっと後退ではないのかなと私の意見ですが、それでいいわけですね、先ほどの説明。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 私も今村田議員さんと同じような質問なのですけれども、この規定、政令第4条あるいは第7条に規定する額という、360万4,000円、1人ふえるごとに38万というふうな話なのですけれども、ここに所得制限をする合理的な理由というのは何なのですか。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

理由というのは、大変申しわけないのですけれども、県のほうで定められているというか、所得の額の算定に関しましては特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令というのがございまして、それが第7条というものなのですけれども、それを引用していることになっております。それなので、法律のほうの定められている額がこの額ということになっておりますので、県のほうとしましても長瀬町としても、この額を採用させていただいているということになっております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 2番、田村議員。

○2番（田村 勉君） もう一回お願いしたいのですけれども。結局だからこれは政令4条、あるいはその上の第7条に規定する額を超えるというふうに、ここで線を引くと言うのだけれども、それはもう明確に所得の制限で、これでもって今までやってきた人が、これ以上だともう受けられないということになるわけですね。つまりこれは福祉として後退だと、明確に。これはやっぱり今度は、例えば県でそうなったとしても町は独自で判断してもいいわけだから、なるべくこの福祉については向上させようというのが自治体の使命でもあるわけだから、そういう方向も検討してもいいのではないかというふうに思うのですけれども

も。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

5番、村田徹也君。反対のほうの討論になるわけ。

○5番（村田徹也君） はい。それでは、反対討論を行います。

まず、障害をお持ちの方、または障害をお持ちの方のご家族というふうなことで考えますと、経済的、精神的負担というのははかり知れないものがあるような気がします。そこに確かに低所得者、低所得者という言葉は悪いですけども、に限ってしまうというふうなことは、やはりこういう問題については、所得制限を当町ではやらないでやってほしいと。なぜならば、例えばこういう障害者の医療費とかそういうものについて、まず薬の容器代であるとか、予防接種の費用とか、おむつ代だとか、差額ベッド代とか、文書料だとか、こんなふうなものについては対象になっていないと思うのです、医療費以外に。このままこの条例改正していくと、障害者福祉ということで後退してしまうということで反対討論とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） 次に賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ほかに討論はありますか。

〔「反対討論はいいですか」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 反対討論許します。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） やはりこれは所得制限をここでもって設けるということは福祉の後退につながると思うのです。社会保障であり、福祉を増進させるのが自治体の使命でもあるということでもって、長瀬町ではこれはやらないというふうなほうがやっぱりいいのではないかとということで、この案には反対いたします。

○議長（染野光谷君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第36号は可決されました。



◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第10、議案第37号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第37号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第37号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

介護保険法の規定により、指定地域密着型サービス等の人員、設備及び運営に関する基準については、厚生労働省令で定める基準により町の条例で定められています。このたび指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により所要の改正が行われたため、関係規定を改正するものでございます。

なお、改正内容については、国基準と同じ内容となっております。

この条例案では、長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例など、3条例を改正することとしており、互いの条例の関連性が高いことから、1つの条例案として提案するものでございます。

第1条では、長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を、第2条では、長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正を、第3条では、長瀬町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正を行うものでございます。

なお、3条例の一括改正であり、改正箇所が多く、議案で19ページ、新旧対照表で79ページとページ数も多くなっておりますことから、主な改正内容について説明を行いたいと思います。

各条、各条例ですが、ごとにおける主な改正内容について説明いたします。

初めに、第1条、長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。議案は1ページから14ページ中ほど、参考資料の新旧対照表は1ページから59ページになります。障害福祉サービス事業所で65歳以上の利用者が使いなれた事業所でサービスを利用することができる共生型地域密着型サービスに関する基準を新設することに伴い、目次を改めるとともに、第2条の定義に意義を定めるものでございます。

第6条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用者からの通報に対応するオペレーターに係る基準を見直し、オペレーターの兼務を日中についても支障がないときは、夜間、早朝と同様に可能とするもので

ございます。

第39条は、介護医療連携推進会議の開催頻度を3月に1回以上を6月に1回以上と改めるものでございます。

第47条は、夜間対応型訪問介護のオペレーターに係るサービス提供責任者の経験年数を改めるものでございます。

次に、第4節の次に、共生型地域密着型サービスに関する基準が新設されたことにより、第5節、共生型地域密着型サービスに関する基準を加え、第59条の20の2として、障害者が65歳以上になっても使いたれた事業所でサービスを利用しやすくする観点、福祉に携わる人材に限りがある中、地域の実情に合わせて人材を活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、障害者福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、共生型地域密着型通所介護の指定が受けられるものとして基準が追加されたものでございます。

第59条の25は、地域共生社会の実現に向けた取り組みを行う観点から、常時観察が必要な指定療養通所介護事業所利用定員を9人以下から18人以下に引き上げるものでございます。

第65条は、共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員を、1日当たり入居者と通所介護利用者の合計を1日当たり12人以下に改めるものでございます。

第117条は、指定認知症対応型共同生活介護事業者の身体的拘束等の適正化を図るための措置を新たに規定するものでございます。

第138条は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者の身体的拘束等の適正化を図るための措置を新たに規定するものでございます。

157条は、指定地域密着型介護老人福祉施設の身体的拘束等の適正化を図るための措置を新たに規定するものでございます。

第165条の2は、指定地域密着型介護老人福祉施設に対し、緊急時等における対応方法を新たに規定するものでございます。

第182条は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の身体的拘束等の適正化を図るための措置を新たに規定するものでございます。

第191条は、サービス供給量をふやす観点等から、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所という類型が創設され、その基準を定めるものでございます。

第195条は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合、サービス供給量をふやし、参入を進めるよう、診療所の病床を事業所の宿泊室と兼用することを可能とするものでございます。

次に、第2条、長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正でございます。議案14ページ下から17ページ中ほど、参考資料の新旧対照表は60ページから72ページになります。

第9条は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の利用定員を、1ユニット当たり入居者と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護利用者の合計を1日当たり12人以下に改めるものでございます。

第78条は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の身体的拘束等の適正化を図るための措置を新たに規定するものでございます。

最後に、第3条、長瀬町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正でございます。議案17ページか

ら18ページ、参考資料の新旧対照表は73ページから79ページになります。

第2条は、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合におけるケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との連携に努める必要があるということを明確化するものでございます。

第5条は、公正中立なケアマネジメントを確保するため、利用申込者またはその家族に対し、複数のサービス事業者を紹介するよう求めることができることの説明を義務づけ、また医療と介護の連携強化を図るため、介護予防支援の提供開始に当たり、利用者等に対して入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を医療機関に伝えるよう依頼することを義務づけるものでございます。

第31条は、医療と介護の連携強化を図るため、利用者の服薬状況、口腔機能等について、利用者の同意を得て、主治医に必要な情報を伝えること、また医療サービスを希望する場合、主治医にケアプランを交付することを義務づけるものでございます。

また、条例案第1条から第3条中、平成30年度から新たな介護保険施設の類型として、日常的な医療ケアが必要な重度介護者を受け入れ、みとり、終末期ケアの機能と生活施設との機能を備える施設サービスである介護医療院が創設されたことに伴い、施設等の種類を掲げる規定のうち必要な箇所介護医療院を加えるほか、引用条文の項ずれに係る修正や文言の修正を行っております。

附則でございますが、この条例の施行については、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第37号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 本当に単純なことでもちょっと質問させていただきます。

まず、言葉でわからないので、まずオペレーターという言葉なのですが、オペレートは多分英語で操作するとかそういう意味ではないのかなと思うのです。オペレーターというと操作する人という意味かなという気がするのですけれども、ここでいきなりオペレーターは看護師とかになっているので、そのオペレーターというのを申しわけありませんけれども、意味がわからないと賛成も反対もできないので、どんなような業務と言ったらいいか、私の知識ではオペレーターはわからないので、お願いします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

この厚生労働省の定める介護の基準によりますと、オペレーターにつきましては、利用者などから電話やパソコン等による連絡により、対応や訪問などの随時対応を行う者をオペレーターと位置づけているようでございます。だから、通常の機械を操作するというのとは、ちょっとニュアンスが違っているのかなと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 幾つかあるのですけれども、1つは、この対照表ではないほうのやつで9ページの中ごろでしょうか、「身体的拘束等の適正化のための対策を」云々とあるのですけれども、身体的拘束等の適正化、この適正化というのは具体的にどういうことなのか、それが1つです。

それから、12ページの中段よりちょっと下なのですけれども、「第1項の規定にかかわらず、サテライ

ト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従事者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を」云々であるのだけれども、この適切とは、どうなのかです。

最後は、14ページのところなのですけれども、これはやっぱり中段から下のあたりなのですけれども、12条の3のところですね。その下のほうなのですけれども、「当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められる」、この適切はどうなのか、ちょっとわからないので教えていただきたいのです。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、田村議員の質問にお答えいたします。

まず、身体的拘束の適正化ということですが、身体的拘束の基準というのが明確になっていなかったということで、今回厚生労働省のほうの基準がその身体拘束とは何かということを適用、こちらのほうに基準で書かれましたので、同じような形で身体的拘束の適正化という形をとらせていただいております。

次に、議案12ページのところですが、この辺の基準については、基準が緩和されたというふうなのが最終的なものです。本来であれば、かなり厳しい基準でこれらの基準が行われたわけなのですけれども、最低限のものをクリアしていれば兼務をしたりですとか、先ほどオペレーターの日中に、夜間の場合は日中に適用することができるか、いろいろちょっと制度的に緩和をされた。その辺のところがこの基準を満たしているものを適切という表現で、14ページもそうですけれども、省令ではうたっていると理解しております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 要するに規制が全体として緩和されたという中身ですね。結局その身体的拘束の適正化の問題についてもこれは実際社会問題でもって、どっかの施設でもって障害者だとか高齢者の方に対してベッドに縛りつけるとか、そんな事件もありましたよね。そのために、この身体的拘束自身は人権に触れないような、本当にその人の擁護というか、そのためにできるような形にすべきところが、逆にいじめになってしまっているという社会的な問題も起きているという意味で、今の説明だと、上がこう言っているからこういうことなのだというので、中身に触れていないわけです。そういう意味でいうと、この中身もきちっとつかむほうがやっぱり大事なのではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） これは全体的に見ると、やっぱり福祉の後退ということが明確に出ているのではないかと思います。そういう意味で私は反対します。

○議長（染野光谷君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 賛成諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第37号は可決されました。



◎議案第38号～議案第41号の説明

○議長（染野光谷君） 日程第11、議案第38号 平成29年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第39号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第40号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第41号 平成29年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第38号から議案第41号まで、平成29年度の各会計の歳入歳出の決算認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第1項の規定に基づき、去る7月19日、会計管理者から各会計の決算書が関係書類を添えて提出され、同法同条第2項の規定により監査委員に決算審査の依頼をし、8月21日に意見書が提出されましたので、同法同条第3項の規定により議会の認定を賜りたく提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 次に、各会計の歳入歳出決算概要について、会計管理者の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（田嶋俊浩君） それでは、平成29年度一般会計、特別会計歳入歳出決算書によりまして、各会計の歳入歳出決算概要を順次ご説明いたします。

初めに、決算書の表紙と目次の次、ピンク色のページをごらんください。平成29年度長瀬町一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入決算額34億4,184万4,767円、歳出決算額33億3,806万9,018円、歳入歳出差引残額1億377万5,749円でございます。

続いて、1ページ、2ページ、一般会計歳入歳出決算書をごらんください。歳入でございますが、表の一番上の欄にありますように、款、項、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現

額と収入済額との比較で調整してございます。

なお、各特別会計の歳入につきましても同様に調整してございます。

収入済額の主なものでございますが、第1款町税8億1,979万1,382円、第10款地方交付税12億2,388万8,000円、3ページ、4ページに移りまして、第14款国庫支出金3億6,524万4,635円、第15款県支出金1億8,968万2,994円、第20款町債2億7,727万5,000円などとなっております。

次に、不納欠損額でございますが、1ページ、2ページに戻っていただきまして、第1款町税230万8,679円となっております。

次に、収入未済額でございますが、第1款町税9,273万3,808円、第12款分担金及び負担金62万5,155円、3ページ、4ページに移りまして、第13款使用料及び手数料5万4,500円、第16款財産収入109万2,220円、第19款諸収入55万円の合計9,505万5,683円となっております。

表の一番下、歳入合計欄でございますが、予算現額34億5,625万5,000円、調定額35億3,920万9,129円、収入済額34億4,184万4,767円、不納欠損額230万8,679円、収入未済額9,505万5,683円、予算現額と収入済額との比較は1,441万233円でございます。

次に、歳出でございますが、5ページ、6ページをごらんください。表の一番上にありますように、歳出は款、項、予算現額、収入済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較で調整してございます。

なお、各特別会計の歳出につきましても同様に調整してございます。

支出済額の主なものでございますが、第2款総務費8億5,411万7,513円、第3款民生費9億8,553万1,247円、第4款衛生費4億7,968万842円、第8款土木費1億5,040万7,483円、7ページ、8ページに移りまして、第9款消防費1億6,175万2,346円、第10款教育費2億5,777万5,388円、第12款公債費3億3,032万86円などとなっております。

次に、翌年度繰越額でございますが、5ページ、6ページに戻っていただきまして、第2款総務費、第1項総務管理費の1,681万1,000円は長瀬地区公園整備事業、第7款商工費、第1項商工費の220万1,000円は魅力ある観光地づくり推進事業、合計1,901万2,000円となっております。

7ページ、8ページをごらんください。表の一番下、歳出合計欄でございますが、予算現額34億5,625万5,000円、支出済額33億3,806万9,018円、翌年度繰越額1,901万2,000円、不用額9,917万3,982円、予算現額と支出済額との比較は1億1,818万5,982円となっております。

少し飛びまして、108ページをごらんください。一般会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額34億4,184万4,767円、歳出総額33億3,806万9,018円、歳入歳出差引額1億377万5,749円、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額の255万7,000円、実質収支額1億121万8,749円となっております。

続きまして、右ページ、平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。歳入決算額11億835万2,383円、歳出決算額9億6,281万3,599円、歳入歳出差引残額1億4,553万8,784円でございます。

109ページ、110ページをごらんください。歳入についてご説明いたします。収入済額の主なものでございますが、第1款国民健康保険税1億3,859万3,705円、第5款国庫支出金2億442万6,953円、第7款前期高齢者交付金2億8,636万2,503円、第9款共同事業交付金1億8,963万6,391円、第12款繰越金1億5,046万4,516円などとなっております。

111、112ページに移りまして、表の一番下、歳入合計欄でございますが、予算現額10億4,956万7,000円、

調定額11億4,044万1,498円、収入済額11億835万2,383円、不納欠損額の102万2,590円と収入未済額の3,106万6,525円はいずれも国民健康保険税でございませぬ。予算現額と収入済額との比較はマイナス5,878万5,383円となっております。

113ページ、114ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。支出済額の主なものでございませぬが、第2款保険給付費5億7,201万1,682円、第3款後期高齢者支援金等1億1,594万3,923円、第7款共同事業拠出金1億8,237万3,633円などとなっております。

115ページ、116ページに移りまして、表の一番下、歳出合計欄でございませぬが、予算現額10億4,956万7,000円、支出済額9億6,281万3,599円、翌年度繰越額はございませぬ。不用額及び予算現額と支出済額との比較は同額の8,675万3,401円となっております。

少し飛びまして、142ページをごらんください。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でございませぬ。歳入総額11億835万2,383円、歳出総額9億6,281万3,599円、歳入歳出差引額1億4,553万8,784円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませぬので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となっております。

続きまして、右のページ、平成29年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。歳入決算額7億6,271万8,123円、歳出決算額7億1,662万7,860円、歳入歳出差引残額4,609万263円でございませぬ。

143ページ、144ページをごらんください。歳入についてご説明いたします。収入済額の主なものでございませぬが、第1款保険料1億5,913万5,750円、第3款国庫支出金1億5,914万788円、第4款支払基金交付金1億8,587万4,000円、第5款県支出金1億686万8,842円、第7款繰入金9,590万4,560円などとなっております。

表の一番下、歳入合計欄でございませぬが、予算現額7億6,551万2,000円、調定額7億6,547万1,090円、収入済額7億6,271万8,123円、不納欠損額の7万9,700円と収入未済額の267万3,267円は、いずれも介護保険料でございませぬ。予算現額と収入済額との比較でございませぬが、279万3,877円となっております。

145、146ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。支出済額の主なものは、第2款保険給付費6億4,440万7,078円、第4款地域支援事業費3,097万3,944円などとなっております。

表の一番下、歳出合計欄でございませぬが、予算現額7億6,551万2,000円、支出済額7億1,662万7,860円、翌年度繰越額はございませぬので、不用額及び予算現額と支出済額との比較は同額の4,888万4,140円となっております。

少し飛びまして、170ページをごらんください。介護保険特別会計の実質収支に関する調書でございませぬ。歳入総額7億6,271万8,123円、歳出総額7億1,662万7,860円、歳入歳出差引額4,609万263円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませぬので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となっております。

続きまして、右のページ、平成29年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入決算額9,501万4,554円、歳出決算額9,307万9,888円、歳入歳出差引残額193万4,666円でございませぬ。

171、172ページをごらんください。上の表、歳入についてご説明いたします。収入済額の主なものは、第1款後期高齢者医療保険料7,039万9,320円、第3款繰入金2,276万7,096円でございませぬ。表の一番下、歳入合計欄でございませぬが、予算現額9,748万4,000円、調定額9,513万784円、収入済額9,501万4,554円、不納欠損額はございませぬ。収入未済額11万6,230円は、後期高齢者医療保険料でございませぬ。予算現額と収入済額との比較は246万9,446円となっております。

下の表、歳出についてご説明いたします。支出済額の主なものは、第2款後期高齢者医療広域連合納付金9,223万5,306円でございます。表の一番下、歳出合計欄でございますが、予算現額9,748万4,000円、支出済額9,307万9,888円、翌年度繰越額はございませんので、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、同額の444万4,112円となっております。

少し飛びまして、182ページをごらんください。後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額9,501万4,554円、歳出総額9,307万9,888円、歳入歳出差引額193万4,666円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となっております。

以上で平成29年度一般会計及び各特別会計の決算概要の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。次は4時25分。

休憩 午後4時11分

再開 午後4時25分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、各課長より歳入歳出決算の内容について説明を求めます。

最初に、総務課長、お願いします。

○総務課長（横山和弘君） それでは、総務課の平成29年度決算概要につきまして、決算書に基づき説明いたします。

決算書の34、35ページをごらんください。第2款第1項第1目一般管理費は予算現額5億2,952万2,000円で、支出済額は5億2,338万8,731円でございます。

第2節の給料と第3節の職員手当等、1枚めくっていただき、36、37ページの第4節の共済費は町長、副町長及び一般職員の計69人分の給与や共済費関係の人件費でございまして、特別会計の国保3人、介護1人と、教育長及び教育委員会18人の職員給与は別会計、別科目となっております。

第11節の需用費は職員研修経費、公用車19台の管理として燃料代、修理代などでございます。

第12節役務費は行政文書の郵送経費、職員の健康診断や公用車の車検、点検の手数料、車の保険代のほか、町が所有、使用、管理する施設の瑕疵及び業務遂行上、過失に起因する事故について、法律の損害賠償責任を負う場合の損害など支払う際の総合賠償保障の保険料などでございます。

第13節委託料の主なものについては、例規システムの運用経費としてのデータ更新委託、採用試験等採点業務委託、公用車の運転管理業務委託、職員研修等の安全管理措置を講じるための支援業務委託料などでございます。

第18節備品購入費は3階移動棚などの購入費用でございます。

次の39ページをごらんください。第19節負担金、補助及び交付金は一部事務組合への負担金として、職員の退職手当負担金や秩父広域市町村圏組合の一般管理分の負担金などでございます。

次に、40、41ページをごらんください。下段の第8目交通安全対策費でございますが、予算現額164万3,000円で、交通指導員への報酬、費用弁償、次の42、43ページをごらんください。被服費などの経費のほか、交通安全対策を実施するに際しての事務用品、啓発用品や交通安全関係団体への負担金などで142万6,057円を支出いたしました。

第9目自治振興対策費、予算現額7,667万4,000円で、支出済額5,556万9,495円ですが、トイレの管理業務及び工事費で1,681万1,000円を繰越明許しております。

第11節需用費は防犯灯の維持管理経費、電気代の支出が主なもので、光熱水費144万8,009円で、平成29年度末現在898基の防犯灯がございます。

第13節委託料でございますが、長瀬地区公園トイレ建築工事設計業務委託料117万7,200円、第15節工事請負費は長瀬地区公園整備工事4,638万8,160円、長瀬地区公園給水管工事48万3,840円でございます。

第19節負担金、補助及び交付金でございますが、コミュニティ協議会への運営補助金及び除雪機購入代として391万5,920円、地域振興対策補助金として12行政区に対して集会所等整備の補助金193万1,800円を交付をいたしました。このうち除雪機購入に対する一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金といたしまして250万円がございます。

次に、第10目諸費でございますが、予算現額778万2,000円で、支出済額は714万2,990円でございますが、第1節報酬は円滑な行政事務を推進するため、正副区長への報酬、第11節の需用費は人権啓発等研修会資料代、第12節役務費は区長回覧等に対する手数料、第19節負担金、補助及び交付金は防犯や人権同和対策に係る負担金でございます。

次に、50、51ページをごらんください。第5項選挙費でございますが、第1目選挙管理委員会費は予算現額66万8,000円で、支出済額64万4,396円でございますが、通常選挙管理委員会の委員報酬や定時登録の際の選挙人名簿などを作成する際の選挙システムソフトウェア使用料でございます。

第6目衆議院議員総選挙費は平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙に際してのもので、予算現額745万1,000円で、548万8,799円を支出いたしました。このうち県からの委託金は547万6,442円でございます。

第1節報酬は選挙管理委員、選挙立会人などへの報酬、第8節報償費は選挙事務従事者への手当、第11節需用費は公営ポスター掲示板、投開票に係る事務用品等の経費でございます。

第13節委託料は入場券作成のための電算処理委託料や公営ポスター掲示板の設置、撤去の費用でございます。

第8目町長選挙費は予算現額109万6,000円で、選挙は無投票となりましたが、準備段階で必要な経費として108万9,269円を支出いたしました。

第1節報酬は選挙管理委員の報酬、第11節需用費は公営ポスター掲示板、投開票に係る事務用品等の経費でございます。

第13節委託料は入場券の作成のための電算処理委託料、次の52、53ページをごらんください。公営ポスター掲示板の設置、撤去の費用でございます。

次に飛びますが、82、83ページをごらんください。第9款消防費、第1項消防費、第1日常備消防費でございますが、秩父広域市町村圏組合の負担金と秩父消防署北分署の敷地負担金、合わせて1億4,108万2,059円の支出でございます。北分署の敷地につきましては、関係する町が対応することとなっており、皆野町と協定を交わし、皆野町に負担金として支出しております。

第2目非常備消防費でございますが、予算現額1,395万9,000円で、消防防災の中核として重要な役割を果たしている消防団の円滑な運営を図るための経費で、1,295万5,149円を支出いたしました。具体的には、第1節報酬と第9節旅費は消防団員への報酬や費用弁償、第8節の報償費は退職消防団員への退職報償金や記念品代など。84、85ページをごらんください。第11節需用費は団運営に際しての消耗品や消防車の燃

料代、消防資機材、車両の修繕費、団員への被服費、第12節役務費は消防車の定期点検、車検費用、車の保険代、第18節備品購入費は消防ホースなど消防資機材や団員用制服、活動服などの被服費、第19節負担金、補助及び交付金は消防団員の公務災害補償等基金負担金、退職報償金の負担金、消防関係団体への負担金、交付金でございます。

第3目消防施設費は予算現額166万円で、消防詰所及びコミュニティ消防センター、防火水槽、消火栓などの消防施設の維持管理に伴う費用で、148万8,745円を支出いたしました。具体的には、第11節需用費は各施設の電気代、水道代などの光熱水費、第19節負担金、補助及び交付金は消火栓維持管理のための秩父広域への負担金でございます。

第4目防災対策費は予算現額720万3,000円で、防災行政無線設備の保守委託、県防災情報システムの維持管理費のほか備蓄品の購入費などの経費で、622万6,393円を支出いたしました。

第11節需用費は防災備蓄品としての飲料水や保存食の購入、災害対策用消耗品、町防災無線の子局の電気料、第12節の役務費は県防災行政無線、町と消防署との火災放送等連動町防災無線のフリーアクセスの通話料、災害時の有線電話の通信電話料などです。

86、87ページをごらんください。第13節委託料は町の防災行政無線の保守点検料、災害時に自力での困難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障害者などの避難行動要支援者名簿システム保守委託料、防災行政無線局再免許申請代行業務の委託料でございます。

第14節使用料及び賃借料は防災行政無線の固定局、再送信子局、中継局、移動局の電波使用料でございます。

第15節工事請負費は防災行政無線子局の修繕工事費でございます。

以上が平成29年度一般会計総務課の決算概要でございます。



◎会議時間の延長

○議長（染野光谷君）　ここで、会議時間を延長いたします。

○議長（染野光谷君）　次に、企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（内山雅人君）　続きまして、企画財政課の平成29年度決算概要につきまして、一般会計歳入歳出決算事項別明細書によりご説明をいたします。

38、39ページをごらんください。第2目広報公聴費、予算現額291万2,000円に對しまして、「広報ながとろ」の発行に係る経費として278万8,728円を支出いたしました。昨年度におきましては、町民に町の情報を多く発信するため、「広報ながとろ」を2ページふやし、広報の充実を図りました。

第3目財政管理費、予算現額159万7,000円は連結財務書類作成システム導入業務委託料で32万4,000円及び同システム利用料で54万円、固定資産管理システム導入業務委託10万8,000円及び同システム利用料で16万2,000円を支出し、合計で133万754円を支出いたしました。

第4目財政調整基金費は地方財政法第7条の規定による積立金でございます。5,339万1,000円を積み

立っていました。

40、41ページにまたがりませんが、第6目財産管理費、予算現額2,702万9,000円は、公有財産の管理や庁舎の維持管理、物品の管理などの経費を計上いたしております。

第13節委託料の公有財産管理台帳システム改修業務委託48万6,000円は、平成28年度に整備しました固定資産台帳に当該入力データを移行することができるように当該システムの改修を行いました。

第15節工事請負費の非常灯バッテリー交換工事129万4,380円は、庁舎非常灯のバッテリー不足が判明したことから、非常灯バッテリー交換工事を行いました。その結果、合計2,618万5,136円を支出いたしました。

続きまして、42から45ページをごらんください。第11目減債基金費は運用益4,000円を積み立ていたしました。

おめくりいただきまして、44、45ページをごらんください。第12目ふるさと長瀬応援基金費は、ふるさと納税により411件、1,895万4,000円の寄附金が寄せられ、返礼品の諸経費等で859万1,891円を除いた金額1,036万2,109円のうち791万7,000円を基金に積み立てをいたしました。また、平成29年度9月補正予算において、平成28年度分の残額10万1,000円を基金に積み立てましたので、合計801万8,000円を積み立ていたしました。

なお、平成29年度分の残額244万5,109円は、本定例会の一般会計補正予算（案）で本基金に積み立てるべく予算計上をさせていただいております。

第13目公共施設整備基金費は3,295万2,000円を積み立ていたしました。

次に、第2項企画費、第1目の企画総務費でございますが、予算現額8,498万8,000円で、8,084万8,944円を支出いたしました。当該目で計上している予算は、総合行政ネットワークなどの内部情報系システムの運営の管理、住民、税務、財務の基幹系システムの管理の経費、移住定住促進対策住宅取得奨励補助金、ちちぶ定住自立圏の負担金を初めとした各種負担金などでございます。

通常かかる経費のほか、主な内容についてご説明をさせていただきます。

第11節需用費643万8,259円の備考欄の消耗品費につきまして、この金額のうち638万1,067円がふるさと納税の返礼品の代金として支出をしております。この節の不用額76万7,741円は、ふるさと納税の返礼品の予算が不足してしまったため、平成29年度3月議会で、平成28年度の寄附件数の実績に基づきまして250万9,000円の増額補正をさせていただきましたが、実際には寄附件数が減少したことにより不用額が生じたものでございます。

第12節役務費717万8,500円のうち備考欄の広告料52万9,200円は、モンベルフレンドエリアの登録料でございます。これによりモンベルが発行する広報紙などの広報媒体を通じ、モンベルクラブ会員へ直接長瀬町のPRを実施いたしました。

次に、手数料443万7,272円のうち221万824円は、ふるさと納税手数料として楽天へ支払った手数料でございます。この節の不用額91万4,500円が生じた理由といたしましては、第12節需用費でご説明をさせていただきましたが、ふるさと納税の寄附件数が減少したことにより、手数料の支出が減少したこと、そのほか埼玉県自治体セキュリティクラウドの導入によりまして、インターネット回線が集約化されたことなどによるものでございます。

第13節委託料1,207万743円のうち、備考欄の公共交通網形成計画事業支援事業業務委託料162万円は、当町で公共交通の導入を検討すべく行田市にあるものづくり大学に委託をし、平成29年度から事業を開始

したものでございます。昨年度は11月に全戸ポスティング配布によりコミュニティバス等に関する住民意識調査を実施いたしました。

次に、移住定住プロモーション事業業務委託料269万6,760円ですが、本町への移住定住を促進するため、株式会社JTBに委託をし、観光地である本町の生活を知ってもらう、移住先として選んでもらうことを念頭に置きまして、子育て世代等を対象に計3回、体験ツアーを実施し、計16名の方にご参加をいただきました。両事業とも地方創生推進交付金を活用し実施した事業でございます。

第14節使用料及び賃借料1,950万5,232円のうち、備考欄のモンベルフレンドフェアブース使用料10万3,356円は、モンベルフレンドエリアの登録を機に、9月と3月に神奈川県横浜市で開催されたモンベルフレンドフェアに参加し、モンベルクラブ会員を対象に長瀬町の魅力をPRしたものでございます。また、昨年10月には株式会社モンベルとアウトドア活動等の促進を通じ、町の活性化、交流人口の拡大及び町民生活の質の向上に寄与することを目的として包括連携協定を締結いたしました。

次に、番号制度施行に係るソフトウェア使用料25万9,200円は、マイナンバー制度等を活用し、妊娠、出産、育児等に係る子育て世帯の負担軽減を図るため、児童手当、保育、母子保健、ひとり親支援の4つの申請等についてワンストップサービスの利用環境を整備しましたので、そのソフトウェアの使用料となっております。

第18節備品購入費394万9,020円のうち、備考欄のシステム機器購入費392万7,420円は職員数の増加によるシステムの導入に伴いパソコンを6台購入した経費及びクラウドサービスライセンスのリース期間が終了したことに伴い新たなライセンスを購入した経費でございます。

第19節負担金、補助及び交付金3,162万9,498円のうち、備考欄の移住定住促進対策住宅取得奨励補助金1,320万円は、定住人口の増加と地域の活性化を図ることを目的に、新たな住宅を取得する費用の一部を助成するもので、21件助成いたしました。

次に、埼玉県自治体情報セキュリティクラウド負担金11万9,066円は、埼玉県が県内全市町村のインターネットセキュリティの強靱化を図ることを目的として構築した埼玉県自治体情報セキュリティクラウドに参加するための負担金でございます。

最後に、幸せリーグ負担金1万5,000円ですが、平成25年度に東京都荒川区が中心となりまして、基礎自治体が住民の幸福向上を目指し、少子高齢化や災害対策などの行政課題について新たな発想や知恵を出し合い、その政策について勉強をしていくことを目的として結成した住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合、通称幸せリーグへの会費でございます。昨年度は3回、実務者会議を開催しておりまして、現在91の基礎自治体に参加をしております。

なお、この節の不用額152万1,502円の主な理由は、移住定住促進対策住宅取得奨励補助金で当該年度中に助成する予定であった方の住宅が完成しなかったため、130万円の不用額が生じたものでございます。

次に、少し飛びまして52、53ページをごらんください。第6項統計調査費は予算現額29万3,000円でございます。16万651円を支出いたしました。主な内容でございますが、第2目人口統計調査費3万1,047円は、平成30年度に実施する住宅土地統計調査に当たりまして、当該調査の単位区設定準備事務に係る費用で、主に調査員1名の報酬でございます。

第3目経済統計調査費12万3,604円は5年に1回実施する就業構造基本調査を実施した経費で、主に調査員1名の報酬となっております。

なお、各目において流用させていただいておりますが、平成29年度当初予算で当該年度に実施する各種

調査の経費を予算計上させていただきましたが、年度途中におきまして各種調査の経費に不足が見込まれたことから流用をさせていただいたものでございます。

少し飛びまして104、105ページをごらんください。第12款公債費、予算現額3億3,076万6,000円は町債の元金及び利子の償還費用として備考欄のとおり返済をし、3億3,032万86円を返済いたしました。

次の106ページ、107ページをごらんください。第14款予備費、予算現額166万4,000円でございますが、こちらですけれども、333万6,000円を充用させていただいております。備考欄に記載されている内容でございますが、財産管理費、需用費63万8,000円は役場庁舎の消防設備等の点検において不良箇所が見つかり、修繕する必要が出たことから予備費を充用したものでございます。

企画総務費、負担金、補助及び交付金215万円は、移住定住促進対策住宅取得奨励補助金の予算額を12月時点でほぼ全額執行してしまい、平成30年1月に補助金を交付するに当たり予算額が不足してしまったことから、予備費を充用したものでございます。

社会福祉総務費、需用費16万2,000円はひのくち館の浄化槽法定検査において浄化槽故障が発覚し、水質管理のため修繕する必要が出たことから、予備費を充用したものでございます。

消防施設費、負担金、補助及び交付金38万6,000円は、秩父広域市町村圏組合水道局皆野・長瀬事務所が消火栓の更新工事を実施しましたが、皆野・長瀬事務所より長瀬町に対して当該工事費に係る負担金の予算措置をするよう一切連絡がなかったことから、町で予算措置をしておらず、また年度末にその事実が判明し、急遽工事の負担金を支出しなければいけなくなってしまったことから、予備費を充用したものでございます。以上のとおり各事業とも補正予算では間に合わず、緊急に調整する必要があったため、予備費を充用いたしました。

以上で企画財政課関係の説明を終了いたします。

○議長（染野光谷君） 次に、税務課長、お願いします。

○税務課長（相馬孝好君） 続きまして、税務課関係の歳入歳出決算につきまして、お手元の決算書に基づきご説明申し上げます。

初めに、歳入の町税につきましてご説明いたします。決算書の10、11ページをごらんください。第1款、町税の調定額は9億1,483万3,869円で、前年度比0.5%の減となりました。これに対します収入済額は8億1,979万1,382円で、前年度比2.5%の減となり、収納率は89.6%で、前年度より1.9ポイント減少しております。

次に、町税の各税ごとの増減理由と収納率でございますが、第1款町税、第1項町民税、第1目個人でございますが、第1節現年課税分の調定額は3億1,492万3,722円で、個人所得及び土地、株式等の譲渡所得などの減少により、前年度比3.3%の減少となりました。これに対します収入済額は3億1,321万977円で、収納率は99.5%でございます。

第2節滞納繰越分の調定額は2,298万7,992円で、前年度比17.2%の減となりました。これに対します収入済額は319万6,194円で、収納率は13.9%でございます。

第2目法人でございますが、第1節現年課税分の調定額は3,492万4,300円で、企業の業績低下などにより前年度比5.8%の減となりました。これに対します収入済額は3,469万9,800円で、収納率は全年度と同率の99.4%でございます。

第2節滞納繰越分の調定額は74万円で、前年度比3.1%の減となりました。これに対します収入済額は5万円で、収納率は6.8%でございます。

第1目個人と第2目法人を合わせた第1項町民税の調定額は、11ページの一番上から2行目になります
が、3億7,357万6,014円で、収入済額は3億5,115万6,971円でございます。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税でございますが、第1節現年課税分の調定額は4億2,548万
6,500円で、土地は引き続き地価が下落傾向にあり、前年度比1.6%の減、家屋は大規模施設の建築等によ
り前年度比2.9%の増、償却資産につきましては、前年度比0.04%の微減となっており、固定資産税全体
では前年度比0.7%の増となりました。これに対します収入済額は3億9,934万7,887円で、収納率は前年
度と同率の93.9%でございます。

第2節滞納繰越分の調定額は4,972万8,860円で、企業の経営不振による大口滞納事案の影響により前年
度比33.1%の増となりました。これに対します収入済額は439万7,799円で、収納率は8.8%でございます。

次に、第2目国有資産等所在市町村交納付金でございますが、第1節現年課税分の調定額は前年度と同
額の190万1,100円となりました。これに対します収入済額は調定額と同額の190万1,100円で、収納率は
100%でございます。

第1目固定資産税と第2目国有資産等所在市町村交納付金を合わせた第2項固定資産税の調定額は4億
7,711万6,460円で、収入済額は4億564万6,786円でございます。

次に、第3項軽自動車税、第1目軽自動車税でございますが、第1節現年課税分の調定額は2,372万
5,500円で、新車等の新課税率の軽自動車の登録台数の増加により、前年度比3.5%の増となりました。こ
れに対します収入済額は2,340万600円で、収納率は98.6%でございます。

第2節滞納繰越分の調定額は105万900円で、前年度比9.0%の減となりました。これに対します収入済
額は22万2,030円で、収納率は21.1%でございます。

次に、第4項たばこ税、第1目たばこ税でございますが、第1節現年課税分の調定額は3,936万4,995円
で、町内における製造たばこの販売本数の減少により、前年度比6.5%の減となりました。これに対しま
す収入済額は、調定額と同額の3,936万4,995円で、収納率は100%でございます。

次に、町税の不納欠損額について、税目ごとにご説明いたします。

初めに、個人町民税の滞納繰越分につきましては、3人で11件、15万9,079円、法人町民税の滞納繰越
分につきましては、1人で1件、5万円、固定資産税の滞納繰越分につきましては、13人で115件、205万
1,400円、軽自動車税の滞納繰越分につきましては、4人で8件、4万8,200円となっており、この4税合
わせた17人で135件、230万8,679円を法律に基づき不納欠損処分したものでございます。

次に、処分理由でございますが、地方税法第18条に規定する地方税の消滅時効が成立したことにより租
税債務が消滅したものが13人で76件、92万4,394円、地方税法第15条の7第4項に規定する滞納処分の執
行停止が3年継続したことにより納税義務が消滅したものが2人で13件、9万7,800円、地方税法第15条
の7第5項に規定する滞納処分の執行処分に係る即時消滅により納税義務が消滅したものが2人で46件、
128万6,485円となっております。

11ページの一番上の行をごらんください。現年課税分と滞納繰越分を合計いたしました町税全体の調定
額9億1,483万3,869円から収入済額8億1,979万1,382円と不納欠損額230万8,679円を差し引いた収入未済
額9,273万3,808円が平成30年度に繰り越されます町税の滞納額ということになります。

以上で収入の説明を終わります。

次に、歳出についてご説明いたします。

決算書の46、47ページの中段をごらんください。第3項徴税费でございますが、予算現額4,030万3,000円

に對しまして、支出済額は3,909万15円で、不用額は121万2,985円となっております。

第1目税務総務費の予算現額は142万5,000円で、支出済額は136万1,519円でございます。事業の内容は、税務事務の管理的業務のほか、固定資産評価審査委員会や固定資産評価委員の設置などを行うもので、主な支出といたしましては、第1節報酬、固定資産評価委員への報酬でございます。

第9節の普通旅費は職員の出張旅費でございます。

第11節需用費の消耗品は例規集の追録代や参考図書代でございます。

第19節負担金、補助及び交付金は備考欄にあります税務関係団体5団体への負担金や会費でございます。

続きまして、第2目賦課徴収費の予算現額は3,887万8,000円で、支出済額は3,772万8,496円でございます。事業の内容は、税務の公平かつ適正な賦課徴収を行い、安定した財源を確保するためのもので、主な支出といたしましては、11節需用費46万1,516円のうち消耗品費の34万7,848円は賦課徴収事務に使用する事務用品や各種封筒代等でございます。その下、印刷製本費の11万3,668円は給与支払い報告書や帳票類の印刷代でございます。

第12節役務費、73万479円のうち通信運搬費の4万8,015円はコンビニ収納システムに係るデータ取得用の電話代でございます。その下、手数料の68万2,464円は口座振替やコンビニ収納、預貯金調査、軽自動車情報提供サービス等に係る手数料でございます。

第13節委託料の2,591万1,025円のうち電算処理業務委託料498万1,435円は各税務ごとの膨大な課税データを一括管理し、適正かつ迅速に電算処理するための業務をTKCに委託し、実施したものでございます。

次の48、49ページをごらんください。49ページの上段の備考欄にございます航空写真撮影及び土地家屋現況図等修正業務委託料1,555万2,000円は平成30年度の固定資産評価がえに向け航空写真を撮影し、それをもとに地番図の修正や地目判読、家屋の経年異動判読等の業務をパスコに委託し、実施したものでございます。

委託料の最後でございます納税推進コールセンター業務委託料178万2,000円は特に町税の現年課税分の期限内納付を推進するため、納税がおくれている方に対して電話による納税の呼びかけ業務をNTTソルコに委託し、実施したものでございます。

第14節使用料及び賃借料の643万752円は賦課徴収事務の効率化を図る上で必要不可欠な各税目システムのソフトウェア利用料や電子申告サービス利用料等でございます。

第23節償還金、利子及び割引料の419万4,724円のうち償還金の418万9,024円は過年度の町税に係る過誤納還付金で、このうちの215万5,822円は更正の請求に基づく還付金でございます。

以上で税務課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（染野光谷君） 次に、町民課長、お願いします。

○町民課長（若林 智君） 続きまして、町民課関係につきましてご説明申し上げます。

初めに、一般会計歳入歳出決算書事項別明細書に基づきましてご説明いたします。48、49ページの中段をごらんください。第2款総務費、第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費でございますが、予算現額1,398万円で、支出済額1,278万9,193円となっております。主な事業でございますが、戸籍法に基づく戸籍の記載処理業務、外国人登録、印鑑登録、住民基本台帳法に基づく住民の居住の管理業務等に係る費用でございます。

内訳ですが、第13節の委託料は戸籍総合システム、住民基本台帳ネットワークなどの各種システムの保守委託料でございます。

第14節使用料及び賃借料は戸籍総合システム、住基システム、住民基本台帳ネットワーク機器の借上料などでございます。

第19節負担金、補助及び交付金でございますが、旅券発給事務負担金は事務委任を行っている秩父市パスポート発給業務等に係る負担金でございます。

次に、58、59ページをごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費でございますが、予算現額が7,983万8,000円で、支出済額が7,834万3,119円となっております。主な事業ですが、国民健康保険特別会計の円滑な運営を図るための繰り出しを行う国民健康保険事業、重度心身障害者や、その家族の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る重度心身障害者医療費支給事業、ひとり親家庭等に対して医療費の一部を支給するひとり親家庭等医療費支給事業となっております。

内訳でございますが、第20節扶助費は重度心身障害者医療給付費及びひとり親家庭医療給付費に要した費用で、第28節繰出金は国保特別会計への保険基盤安定、事務費、出産育児一時金、財政安定化支援事業等、国保財政医療費に係る繰り出しを行ったものでございます。

次に、中段の第4目老人保健費でございますが、予算現額が1億1,225万3,000円で、支出済額が1億1,034万9,507円となっております。主な事業でございますが、後期高齢者医療制度の一般会計分の経費の負担を行う後期高齢者医療事業でございます。

内訳でございますが、第19節負担金、補助及び交付金は、後期高齢者医療制度を運営する埼玉県後期高齢者医療広域連合への事務費や、療養給付費に係る負担金として、第28節繰出金は65歳以上で一定の障害のある方を含む75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度に必要な経費として保険基盤安定分、事務費分を繰り出したものでございます。

次に、62、63ページをお開きください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童扶助費でございますが、予算現額が2,092万8,000円で、支出済額が2,019万4,176円となっております。主な事業ですが、ゼロ歳児から高校卒業までの子供の医療費を支給し、経済的負担及び福祉の向上を図る子供医療費支給事業に伴う費用となっております。内訳ですが、第20節扶助費では、子供医療給付費に要した費用となっております。

次に、中段の第3款民生費、第3項国民年金費、第1目国民年金総務費でございますが、予算現額が45万7,000円で、支出済額が45万2,908円となっております。主な事業でございますが、国民年金制度に係る事務のうち厚生労働省から法的受託事務、国民年金制度の啓発ですとか、各種年金事務の申請等に係る費用でございます。

内訳でございますが、第13節委託料は事務の効率化を図るため、届け出報告書と処理結果一覧表が電子媒体化されたことに伴うシステム改修委託料でございます。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費でございますが、予算現額が269万3,000円で、支出済額が245万1,812円となっております。主な事業でございますが、狂犬病予防法に基づく犬の登録管理や狂犬病予防注射など、また危険害虫駆除を実施している衛生一般事業、町内のごみの減量化、リサイクルの向上や生活環境の悪化を防止するため、散乱ごみのパトロールや撤去などを行う廃棄物一般事業に係る費用となっております。

内訳でございますが、第8節の報償費は有価物を回収した団体に報償金を回収物、1キログラムにつき3.5円を交付したもので、第13節委託料の長瀬町環境美化業務委託料は岩畳周辺や国県道、町道、林道などのごみの散乱が激しい箇所清掃や不法投棄パトロールを長瀬町シルバー人材センターに委託して行っ

たものでございます。

次に、64、65ページをごらんください。第2目環境衛生費でございますが、予算現額が1,113万1,000円で、支出済額が1,093万170円となっております。主な事業でございますが、公害防止を推進している環境衛生事業、地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進をするため、太陽光発電システムなどへの補助金交付や急速充電器の維持管理を行った温暖化対策事業、自然歩道の適正な維持管理を行う首都圏自然歩道管理事業、埼玉県自然公園条例に基づき申請業務、現地調査、巡視パトロールなどを行っている県立自然公園特別地域保護管理事業、秩父広域市町村圏組合の火葬場の共同処理事業を行っております。

内訳でございますが、第19節負担金、補助及び交付金では、秩父広域市町村圏組合で共同処理を行っている斎場費分の負担金のほか、太陽光発電システム設置費補助金や高効率給湯器設置費補助金の交付を行ったものでございます。

次に、66、67ページの中段をごらんください。第2項清掃費、第1目塵芥処理費は予算現額が5,185万4,000円で、支出済額も同額となっております。主な事業でございますが、秩父広域市町村圏組合としてごみ処理の共同処理を行っている清掃事業となっております。

内訳ですが、第19節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合の清掃費に係る負担金で、処理されたトン数に基づき算定された費用を負担するものでございます。

次に、第2目し尿処理費は予算現額が3億1,471万8,000円で、支出済額が3億1,347万9,200円でございます。主な事業でございますが、皆野・長瀬下水道組合の特定環境保全公共下水道事業の整備を推進している下水道事業や、し尿処理に係るし尿処理事業のほか、公共下水道の認可区域外において、合併処理浄化槽の設置を進める合併処理浄化槽設置整備事業で、内訳でございますが、第19節負担金、補助及び交付金は、これらの事業を実施するため、長瀬町負担分の支払いを行ったものでございます。

なお、浄化槽市町村整備型分は、公共下水道の認可区域外において、平成24年度から実施しております浄化槽市町村整備型事業に係る負担金で、平成29年度は11基分の負担金となっております。

次に、第3項上水道費、第1目上水道費は予算現額が6,521万3,000円で、支出済額が5,730万4,000円でございます。主な事業でございますが、秩父地域水道事業の統合に関する覚書により、水道事業の経営基盤、技術基盤の強化と安定した経営を行うことにより、上水の安全で安心な水道水を安定的に供給を行うことを目的として、1市4町の水道事業を統合し、秩父広域市町村圏組合で行っている上水道事業となっております。

内訳ですが、第19節負担金、補助及び交付金のとおりで、秩父広域市町村圏組合上水道事業への財政基盤の安定化を図るため、簡易水道事業債元利償還金負担金、旧宮沢簡易水道事業償還元金出資金、秩父広域水道高料金対策補助金等の支払いを行ったものでございます。

一般会計分の説明については以上でございます。

続きまして、平成29年度国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。

初めに、平成30年3月末現在の被保険者数についてでございますが、前年度末と比較いたしまして、135人の減の1,964人でございます。

それでは、平成29年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書に基づきましてご説明いたします。ページは飛びますが、118、119ページをごらんください。まず、歳入につきまして、第1款第1項国民健康保険税でございますが、予算現額1億3,700万6,000円、調定額1億7,068万2,820円、収入済額1億3,859万3,705円で、不納欠損額につきましては102万2,590円でございます。国民健康保険税は、国保歳入

の12.5%を占めております。

次に、決算書の120、121ページをごらんください。第5款国庫支出金、第1項国庫負担金でございますが、予算現額1億3,163万9,000円、調定額1億4,291万1,953円、収入済額も同額で、国からの法定負担分が交付されたものでございます。

次に、第2項国庫補助金でございますが、予算現額5,641万3,000円、調定額6,151万5,000円、収入済額も同額で、市町村間における財政力の不均衡の解消を目的に交付された普通調整交付金と普通調整交付金では措置できない特別な事情、保険税軽減分、ジェネリック医薬品促進事業等がある場合、その事情に考慮して交付された特別調整交付金と、平成30年度からの制度改正に伴う整備事業補助金となっております。

次に、122、123ページをごらんください。第6款第1項療養給付費交付金でございますが、予算現額1,192万8,000円、調定額1,172万8,000円、収入済額も同額で、退職被保険者等に係る医療給付費に要する費用から退職被保険者等に係る保険税に相当する額を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

次に、第7款第1項前期高齢者交付金でございますが、予算現額2億8,636万2,000円、調定額2億8,636万2,503円、収入済額も同額で、前期高齢者交付金は65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費について、職域保険からの退職者が国保へ大量に加入し、保険者間の医療費負担に不均衡が生じることから、保険者間の費用の調整を行い、各制度の75歳未満の加入者数に応じて財政調整するもので、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

第8款県支出金、第1項県負担金でございますが、予算現額398万8,000円、調定額は407万8,143円、収入済額も同額で、県の法定負担分が交付されたものでございます。

第2項県補助金でございますが、予算現額2,709万2,000円で、調定額6,465万7,000円、収入済額も同額でございます。医療給付費の定率国庫負担金減少相当分、また財政調整及び事業の取り組み状況によって県から交付を受けたものでございます。

次に、第9款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、予算現額1億8,645万1,000円、調定額1億8,963万6,391円、収入済額は同額でございます。

第1目高額医療費共同事業交付金は高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するため一定割合を乗じた額が、第2目保険財政共同安定化事業交付金は市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定を図るため、療養の給付に要する費用等について一定割合を乗じた額が事業主体となっている埼玉県国保連合会から示された額が交付されたものでございます。

次に、124、125ページをごらんください。第11款繰入金、第1項一般会計繰入金、予算現額5,615万9,000円、調定額は5,615万9,859円、収入済額も同額でございます。安定した国保運営を図るため、一般会計から繰り入れたもので、詳細につきましては備考欄にお示ししてあるとおりでございます。

続きまして、歳出のご説明になります。

130、131ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は予算現額2,850万4,000円、支出済額2,685万5,192円で、主な事業は国民健康保険事業に従事する職員に係る一般管理事業などとなっております。

内訳でございますが、職員の給料、手当のほか、第12節役務費は被保険者証の郵送料のほか、国保連合会電算処理に係る手数料となっており、第13節委託料は被保険者証印刷などの業務委託、また医療機関から請求されるレセプトの内容点検の業務委託を行う経費となっております。

次に132、133ページをごらんください。第2款保険給付費、第1項療養諸費、予算現額5億6,277万4,000円、支出済額4億9,834万540円で、第1目一般被保険者療養給付費及び第2目退職被保険者等療養給付費は被保険者の疾病や負傷の治療を目的とした一連の医療サービスに対する保険者負担分の給付を行ったものでございます。

また、第3目一般被保険者療養費及び第4目退職被保険者等療養費は補填具を作製した場合や整骨院などを受診した際に給付を行ったものでございます。

次に、第2項高額療養費は予算現額が8,410万1,000円、支出済額7,110万6,302円で、高額療養費は被保険者の過重な負担の軽減を図るために設けられたもので、被保険者の1カ月の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給したものでございます。

次に、134、135ページをごらんください。第5項出産育児諸費は予算現額336万2,000円、支出済額166万4,840円で、被保険者が出産したときに、世帯主に対し支給するもので、4件の支給を行いました。

次に、第3款第1項後期高齢者支援金等でございますが、予算現額1億1,595万1,000円、支出済額1億1,594万3,923円で、後期高齢者医療広域連合に対して後期高齢者支援金を交付するための費用に充てるため、社会保険診療報酬支払基金に支払いを行ったものでございます。

次に、136、137ページの中段をごらんください。第6款第1項介護納付金でございますが、予算現額4,282万7,000円、支出済額4,282万6,746円で、介護保険の財源として社会保険診療報酬支払基金に支払いを行ったものでございます。

次に、第7款、第1項共同事業拠出金、予算現額1億8,237万5,000円、支出済額1億8,237万3,633円でございます。

第1目高額医療費共同事業拠出金は高額な医療費の発生により、国保財政の急激な影響の緩和を図るため、高額医療費が発生した市町村に対し国保連合会が交付金を交付する事業の拠出金として支払ったものでございます。

第3目保険財政共同安定化事業拠出金は県内の国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、実際に発生した医療費に応じて、市町村に対し国保連合会が交付金を交付する事業の拠出金として支払いを行ったものでございます。

次に、138、139ページをごらんください。第8款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費、第1目特定健康診査等事業費、予算現額1,128万5,000円、支出済額898万4,798円でございますが、生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制することを目的に実施する健康診査、保健指導に要した費用で、第13節委託料は秩父郡市医師会などで行った特定健康診査委託料及び委託契約を締結している医療機関で人間ドックを受診した場合に支払う生活習慣病予防検診委託料となっております。

第13節負担金、補助及び交付金は、委託契約を締結していない医療機関で人間ドックを受診した場合に支払う生活習慣病予防検診補助金となっております。

次に、第9款第1項基金積立金、予算現額10万8,000円、支出済額は同額でございます。保険給付費支払基金へ積み立てを行ったものでございます。

なお、実質収支に関する調書については会計管理者が説明しておりますので、ここでは割愛させていただきます。

次に、ページは飛びますが、187ページをごらんください。5の国民健康保険の基金の運用状況でございますが、(1)保険給付費支払基金は、前年度末現在高は3,793万6,000円で、積み立てを10万8,000円行

った結果、決算年度末現在高は3,804万4,000円となっております。

次に、(2) 高額療養費支払資金貸付基金は、平成29年度末現在高は100万円となっております。なお、平成29年度中に貸し付けは行っておりません。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、平成29年度後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

初めに、平成30年3月末現在の被保険者数についてでございますが、前年度末と比較して7人増の1,315人となっております。

それでは、事項別明細書に基づきましてご説明いたします。174、175ページをごらんください。まず、歳入については、第1款第1項後期高齢者医療保険料でございますが、予算現額7,220万1,000円、調定額7,051万5,550円、収入済額は7,039万9,320円でございます。

保険料収納状況でございますが、現年賦課分については99.9%で、特別徴収については100%、普通徴収は99.7%で、滞納繰越分の収納率は74%で、現年賦課分、滞納繰越分を合わせた収納率は99.8%で、前年比プラス0.02%でございました。この保険料は歳入全体の74.1%を占めております。なお、保険料の均等割軽減措置を904名の方が受けております。

次に、第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金でございますが、予算現額2,332万4,000円、調定額2,276万7,096円で、収入済額は同額でございます。このうち保険基盤安定繰入金は高齢者の医療の確保に関する法律第99条第1項で、保険料の減額賦課に基づき、減額した額の総額を基礎として算出した額を後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れなければならないと市町村の特別会計への繰り入れが定められており、これに基づくものでございます。

続きまして、歳出のご説明になります。

178、179ページをごらんください。第1款総務費、予算現額110万7,000円、支出済額75万7,292円でございますが、広域連合事業運営に係る共通事務経費及び保険料徴収事務に係る経費でございます。

次に、第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金は予算現額9,457万2,000円、支出済額9,223万5,306円でございます。広域連合納付金は、歳出全体の99.1%を占めております。この納付金でございますが、広域連合へ納付するもので、町で徴収した保険料や保険基盤安定負担金でございます。

なお、実質収支に関する調書につきましては会計管理者が説明しておりますので、ここでは割愛させていただきます。

以上で町民課関係の決算の説明を終わらせていただきます。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長、お願いします。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、健康福祉課関係につきまして、決算書に基づき説明させていただきます。詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により主なものについて説明させていただきます。

初めに、一般会計歳入でございますが、第12款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目民生費負担金について説明させていただきます。決算書は14、15ページでございます。

児童保育費負担金、保育園保護者負担金現年度分でございますが、調定額から収入済額を差し引いた収入未済額は3万5,700円となっております。なお、放課後児童クラブ保護者負担金について、収入未済額はございませんでした。

次に、民生費関係、歳出についてご説明いたします。

決算書の54、55ページをごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費でございますが、予算現額2億2,824万4,000円で、支出済額は2億804万8,313円でございます。前年度からの繰越額657万円は臨時福祉給付金に係る費用でございます。

主な内容についてご説明いたします。第7節賃金48万5,464円でございますが、臨時福祉給付金支給に伴う臨時職員賃金でございます。

第8節報償費26万4,545円でございますが、平成29年度に第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画等の策定を行い、その計画策定に伴う協議を行う健康福祉推進委員会委員の報償費などがございます。

第11節需用費54万5,858円でございますが、世代間交流支援センターひのくち館の光熱水費や施設修繕費などがございます。

第13節委託料1,038万7,964円でございますが、高齢者障害者いきいきセンターの指定管理委託料や第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に伴う委託料、障害者自立支援給付支払等システム改修委託料などがございます。

56、57ページにまたがっておりますが、第19節負担金、補助及び交付金1億7,089万2,591円でございますが、障害者自立支援法に基づく各種給付費負担金、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、シルバー人材センターなどの関係団体への補助金、臨時福祉給付金経済対策分などがございます。

第20節扶助費602万3,624円でございますが、在宅で生活している重度心身障害の方への手当支給、福祉タクシー利用助成や日常生活用具給付費、補装具費に対する給付などがございます。

次に、第2目老人福祉費でございますが、予算現額1,754万8,000円で、支出済額は1,528万5,239円でございます。前年度からの繰越額456万5,000円は介護施設整備補助金でございます。

主な内容についてご説明いたします。第13節委託料524万40円でございますが、老人保護措置委託料や緊急通報システム情報管理委託料などがございます。

第14節使用料及び賃借料383万908円でございますが、特別養護老人ホームながとろ苑敷地に係る土地借上料及び緊急通報システム機器借上料などがございます。

第19節負担金、補助及び交付金547万9,150円でございますが、老人クラブ連合会等への補助金及び介護施設スプリンクラー設備等整備に対する補助金、繰り越した事業、あおばホーム、県の補助が10分の10のものでございます。

次に、58、59ページをごらんください。第20節扶助費72万円でございますが、寝たきり老人及びその介護者への手当の支給でございます。

次に、58、59ページ下側をごらんください。第5目の介護保険費でございますが、予算現額9,698万6,000円で、支出済額は9,641万3,354円でございます。

主な内容についてご説明いたします。60、61ページをごらんください。第28節繰出金9,590万4,560円は法定負担分として、また事業運営に要する事務費等の介護保険特別会計への繰出金でございます。

次に、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費でございますが、予算現額4億5,744万1,000円で、支出済額は4億5,144万4,631円でございます。前年度からの繰越額1億3,200万円につきましては、多世代ふれ愛ベース長瀬整備事業に係る費用でございます。

主な内容についてご説明いたします。第7節賃金1,047万7,803円でございますが、放課後児童クラブ室、子育て支援事業、児童虐待防止事業に伴う臨時職員賃金でございます。

第8節報償費152万5,932円でございますが、子育て相談事業の臨床心理士や子育て支援事業に伴う協力

員への報償金でございます。

第13節委託料1億9,545万2,073円でございますが、保育所運営委託料、長瀬幼稚園が認定こども園に移行したことによる委託料、民間の放課後児童クラブへの委託料などがございます。

第14節使用料及び賃借料81万5,748円でございますが、子ども・子育て支援システムや児童手当システムの使用料などがございます。

第15節工事請負費1億3,021万5,600円でございますが、多世代ふれ愛ベース長瀬整備工事及び多世代ふれ愛ベース長瀬整備に伴う道路後退部分舗装工事でございます。

第18節備品購入費602万7,590円でございますが、多世代ふれ愛ベース長瀬整備に伴う備品などがございます。

62、63ページをごらんください。第19節負担金、補助及び交付金1,080万7,350円でございますが、1歳児担当保育士雇用、障害児保育、延長保育、一時預かり及び多子世帯保育料軽減などの補助金でございます。

第20節扶助費9,408万円でございますが、児童手当及び子育て支援金でございます。

次に、衛生費関係、歳出についてご説明いたします。

64、65ページをごらんください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費でございますが、予算現額1,993万1,000円で、支出済額は1,965万2,254円ございました。

主な内容についてご説明いたします。第7節賃金129万3,074円でございますが、育児休業取得保健師の代替の臨時職員の賃金でございます。

第11節需用費127万9,399円でございますが、保健センターの電気、ガス、上下水道代や施設修繕費等でございます。

66、67ページをごらんください。第14節使用料及び賃借料190万7,904円でございますが、保健センター敷地賃借料、健康管理システム使用料などがございます。

第19節負担金、補助及び交付金1,453万5,500円でございますが、秩父広域市町村圏組合への救急医療施設やちちぶ医療協議会などへの負担金でございます。

68、69ページをごらんください。次に、第4項公衆衛生費、第1目予防費でございますが、予算現額2,743万5,000円で、支出済額は2,400万9,406円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第8節報償費242万円でございますが、各種がん検診、乳幼児健診、育児療育相談、予防接種などに係る医師、看護師、歯科医師や歯科衛生士などへの報償金でございます。

第13節委託料1,865万6,758円でございますが、各種がん検診、妊婦健診、各種個別の予防接種や後期高齢者の契約期間での人間ドックの費用などがございます。

第19節負担金、補助及び交付金147万4,800円でございますが、秩父広域市町村圏組合への結核予防費負担金や契約期間外での人間ドック受診補助、不妊、不育治療費補助などがございます。

以上で一般会計分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成29年度長瀬町介護保険特別会計について説明いたします。

決算書の142ページの次のページ、表紙をごらんください。歳入決算額が7億6,271万8,123円、歳出決算額が7億1,662万7,860円、歳入歳出差引残額4,609万263円ございました。

詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。決算書の148、149ページ

ージをごらんください。初めに歳入、第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料でございしますが、内訳は第1節現年課税分、第2節滞納繰越分で、調定額は1億6,188万8,717円、収入済額は1億5,913万5,750円で、収納率は98.3%でございました。この数値は昨年度の収納率と比較して0.2ポイント減少しております。不納欠損額は7万9,700円でございました。1人13件、死亡により相続人が相続放棄をしたということで、時効により不納欠損となっております。収入未済額は267万3,267円で、昨年と比べまして25万7,370円の増となっております。

次に、第3款国庫支出金は調定額、収入済額とも1億5,914万788円で、保険給付費、介護予防や任意事業に係る地域支援事業、また包括支援センターの運営事業費等の事業として、それぞれの法定割合分に応じて交付されるものでございます。

次に、第4款支払基金交付金は調定額、収入済額とも1億8,587万4,000円で、第2号被保険者負担分として、社会保険診療報酬支払基金から保険給付費や地域支援事業費の財源として法定割合分が交付されたものでございます。

次に、150、151ページをごらんください。第5款県支出金は調定額、収入済額とも1億686万8,842円で、保険給付費や介護予防、任意事業に係る地域支援事業の財源として法定割合分に応じ県から交付されたものでございます。

次に、第7款繰入金は調定額、収入済額とも9,590万4,560円で、保険給付費や地域支援事業の各種介護予防事業、任意事業等の実施に係るための財源として、町の法定割合分及び事務費に係る費用を一般会計から繰り入れたものでございます。

続きまして、歳出でございしますが、156、157ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は予算現額178万4,000円で、支出済額141万8,547円で、介護保険システム改修業務委託料やリース料などでございます。

第2項徴収費、第1目賦課徴収費は予算現額121万8,000円で、支出済額が68万5,513円でございしますが、保険料賦課徴収のための電算処理業務委託料や郵送費などとなっております。

第3項介護認定審査会費、第1目認定調査費は予算現額510万1,000円で、支出済額が390万709円で、介護保険サービスを受けるために必要な主治医意見書の手数料や認定調査員の賃金などでございます。

第2目認定審査会共同設置負担金は予算現額460万3,000円で、支出済額は同額で、秩父広域市町村圏組合に共同設置しております介護認定審査会の負担金でございます。

158ページ、159ページをごらんください。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は、要介護者の皆さんが介護サービスを受けた場合に係る介護給付費となっております。

主な内容についてご説明いたします。第1目居宅介護サービス給付費は訪問介護や通所介護などの居宅で受けた給付費で、予算現額2億813万3,000円で、支出済額が1億9,453万801円でございました。

第2目地域密着型介護サービス給付費は住みなれた地域を離れずに生活が続けられるように、地域の特性に応じた体制で提供するための給付費で、予算現額6,442万4,000円で、支出済額が5,888万2,127円でございました。

第3目施設介護サービス給付費は特別養護老人ホームや老人保健施設等に要した給付費で、予算現額3億497万9,000円で、支出済額が2億9,985万7,300円でございました。

第6目居宅介護サービス計画給付費は居宅介護支援事業者がケアプランを立てた場合に給付される費用で、予算現額2,495万9,000円で、支出済額が2,424万4,151円でございました。

次に、第2項介護予防サービス等諸費は要支援者の皆さんが介護予防サービスを受けた場合に係る給付費となっております。

主な内容についてご説明いたします。第1目介護予防サービス給付費は予算現額2,091万4,000円で、支出済額1,453万4,693円で、通所介護予防などを利用した場合の費用でございます。

160、161ページをごらんください。第5目介護予防サービス計画給付費は予算現額387万7,000円、支出済額が257万800円で、地域包括支援センターや委託を受けた民間介護支援事業者がケアプランを立てた場合に支給される費用でございます。

第4項第1目高額介護サービス等費は予算現額1,334万2,000円、支出済額が1,299万2,632円で、要介護者や要支援者が支払った額が世帯合計で一定額を超えた場合、高額介護サービス費として超えた分が払い戻される費用でございます。

第5項第1目高額医療合算介護サービス等費は予算現額250万円、支出済額が227万9,719円で、高額医療と高額介護サービスとして支払った額が一定額を超えた場合、払い戻される費用でございます。

次に、第6項第1目特定入所者介護サービス等費は予算現額3,360万3,000円、支出済額が3,024万8,230円で、低所得者の認定者が施設サービスまたは短期入所サービスを利用した際の食費、居住費について、国が定めた基準費用額から利用者の所得段階などに応じた負担限度額の差額を支給するものでございます。

162、163ページをごらんください。第4款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第1目介護予防・生活支援サービス事業費は予算現額1,396万6,000円、支出済額が1,373万1,251円で、高齢者が地域で自立した生活を送るためのサービスを受けた場合の介護予防や、生活支援サービスに係る費用でございます。

第2項第1目の一般介護予防事業費は予算現額362万5,000円、支出済額245万5,595円で、65歳以上の高齢者を対象に元気モリモリ体操、足腰らくらく教室、歌の教室などの実施に要した費用でございます。

第3項包括的支援事業・任意事業費、第1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は予算現額916万円、支出済額802万1,379円で、地域包括支援センターに配置している職員給与等でございます。

次に、164、165ページをごらんください。第2目任意事業費は予算現額230万7,000円、支出済額97万3,290円で、在宅で生活する要介護者等で、常時介護用品を利用せざるを得ない者に対する紙おむつ支給事業が主なものでございます。

第4目生活支援体制整備事業費は予算現額355万3,000円、支出済額350万1,312円で、住みなれた地域で自分らしく安心して暮らし続けるために地域で支え合い、助け合いのできる町を目指す事業で、社会福祉協議会に委託した費用が主なものでございます。

第5目認知症総合支援事業費は予算現額89万6,000円、支出済額30万9,240円で、認知症カフェの開催や認知症ケア向上研修に関する費用などが主なものでございます。

次に、166、167ページをごらんください。第5款第1項基金積立金、第1目の介護保険給付費支払基金積立金は介護保険事業に要する費用の不足額に充てるため設置している基金であり、769万8,000円を積み立て、平成29年度末現在高は7,660万8,000円でございます。

次に、170ページ、実質収支に関する調書でございますが、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、歳入歳出差引額が実質収支額となります。

以上で健康福祉課関係の説明を終わらせていただきます。

◇

◎延会について

○議長（染野光谷君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（染野光谷君） 次会の日程をご報告いたします。

明日12日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は、開議時刻までに印刷して配付いたしますので、ご了承願います。

◇

◎延会の宣告

○議長（染野光谷君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

延会 午後6時00分

平成30年第3回長瀬町議会定例会 第2日

平成30年9月12日（水曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第38号～議案第41号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第42号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第43号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第44号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第45号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第46号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第47号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第48号の説明、質疑、討論、採決

1、請願第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

1、発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議員派遣の件

1、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子	君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平	健	司	君	
教育長	野	口		清	君		会計 管理 者	田	寫	俊	浩	君
総務課長	横	山	和	弘	君		企画 財政 課長	内	山	雅	人	君
税務課長	相	馬	孝	好	君		町民 課長	若	林		智	君
健康福祉 課長	中	畝	康	雄	君		産業 観光 課長	南			勉	君
建設課長	坂	上	光	昭	君		教育 次長	福	島	賢	一	君
代表 監査委員	柳		繁	夫	君							

事務局職員出席者

事務局長	野	口		晃		書記	中	畝	健	一
------	---	---	--	---	--	----	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長（染野光谷君） 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（染野光谷君） 本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（染野光谷君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎議案第38号～議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第1、議案第38号 平成29年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第2、議案第39号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第3、議案第40号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第41号 平成29年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

前日に引き続き、産業観光課長をお願いいたします。

産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） おはようございます。

それでは、産業観光課の決算につきまして、決算書に基づきご説明いたします。

決算書の70、71ページをごらんください。第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費の支出済額は13万5,838円でございます。主な支出としましては、労働関係団体の構成員としての負担金や補助金の支払いで、第19節負担金、補助及び交付金の備考欄にあります関係機関・団体へ支出したものでございます。

次に、第2目労働対策費につきましては、勤労青少年ホーム分として教育委員会の所管事務となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、第6款農林水産費、第1項農業費、第1目農業委員会費の支出済額は383万7,751円でございます。事業の内容は、農業委員会の円滑な運営を図るための経費で、主な支出としましては、第1節報酬の農業委員報酬190万8,915円は、農業委員13人分及び農地利用最適化推進委員4人分の報酬でございます。

第13節委託料の農業委員会総会会議録作成業務委託料45万3,600円は、年12回開催された総会の会議録を作成するための委託料でございます。

第14節使用料及び賃借料の65万7,756円のうち、農業行政システムソフトウェア使用料51万8,400円は、農業行政システムを稼働するためのソフトウェアの使用料でございます。

次に、第2目農業総務費の支出済額は81万7,527円でございます。次の72、73ページをごらんください。主な支出としましては、農林業関係団体の構成員としての負担金や補助金の支払いで、第19節負担金、補助及び交付金の備考欄にあります関係機関、団体へ66万4,000円を支出したものでございます。

第3目農業振興費の支出済額は952万7,997円で、事業の内容は、有害鳥獣駆除、生産団体の育成、種苗費や農業施設整備費への助成、井戸地区公園整備等でございます。主な支出としましては、第13節委託料の有害駆除捕獲事業委託料40万円は、長瀬狩猟クラブへの有害鳥獣駆除を委託しております。井戸地区公園整備用地測量業務委託料は69万3,360円で、整備に必要なための委託を実施したものでございます。

第17節公有財産購入費の681万7,700円は、井戸地区公園の土地購入を行ったものでございます。

第19節負担金、補助及び交付金の110万5,705円のうち、観光農業振興対策事業費補助金32万8,000円は、観光農業にかかわる資機材等に対する助成を行ったものでございます。そのほか、有害鳥獣対策関連の補助金及び交付金を合わせて55万6,200円を交付しております。

次に、第4目緑の村管理費の支出済額は714万9,283円でございます。事業の内容は、緑の村の維持管理と花の里の運営経費で、主な支出としましては、第13節委託料は、宝登山地域周辺維持管理業務委託料250万円は、施設周辺の環境を保全するため、除草作業等を長瀬町シルバー人材センターへ委託し、実施したものでございます。

第14節使用料及び賃借料の353万5,911円は、主に緑の村の施設用地として8名の方から賃借している約2万200平米の土地の借上料でございます。

次に、74、75ページをごらんください。第19節負担金、補助及び交付金の100万円は、住民参加型の花づくり活動を支援するため、長瀬町花の里づくり実行委員会に対して助成したものでございます。

第2項林業費、第1目林業総務費の支出済額は2,454万4,721円で、事業の内容は、緑の少年団への助成事業を初め、里山・平地林再生事業など、森林緑化を図るための事業でございます。主な支出としましては、第13節委託料の林地台帳整備事業業務委託料129万6,000円は、森林法の一部改正により林地台帳整備を行ったものでございます。里山・平地林再生事業業務委託料2,160万円は、県の補助事業を活用しまして、森林の景観向上や生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能を回復するため、矢那瀬地内の山林の枯損木等の除去及び除伐とした草刈りを秩父広域森林組合へ委託し、実施したものでございます。なお、この事業の補助率は10分の10となっております。第15節工事請負費、備考欄の蓬莱島緑化整備工事95万円は、蓬莱島の景観向上を図るため、ゴルフ緑化促進会から委託金として95万円の交付を受けまして、蓬莱島にヤマツツジの苗58本を植樹したものでございます。

次に、第2目林業振興費の支出済額は64万3,658円で、事業の内容は、松くい虫から松を守るため、松くい虫予防薬剤の注入、松30本に対してアンプル130本の入れ込みを行いました。松くい虫の被害により枯死した松2本の伐倒を実施したものでございます。

次に、第3目林業費の支出済額は56万8,760円で、事業の内容は、主要な林道の施設修繕を初め、草刈りや枯損木の伐採などを行ったものでございます。主な支出としましては、第11節需用費の49万2,480円のうち、施設修繕費45万360円は、林道路面陥没修繕を実施したものでございます。

第12節役務費の手数料7万200円は、榎峠、葉原林道の支障木の撤去作業を業者に依頼した際の手数料でございます。

次に、第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費の支出済額は、次の76、77ページをごらんください。907万9,903円で、事業の内容は、商工業の振興と町内の中小企業の経営安定に資するため、町商工会への補助や中小企業への利子補給などの支援を実施したものでございます。主な支出としましては、第8節報償費の報償金10万円は、経営革新計画を作成し、県知事の承認を受けた中小企業に対し、経営革新計画承認奨励金の給付を実施したもので、財源につきましては定住自立圏からの事業費の全額を雑入で受け入れております。

第19節負担金、補助及び交付金886万7,687円のうち、長瀬町小規模事業指導費補助500万円は、長瀬町商工会への事業運営費補助金でございます。長瀬町中小企業融資制度資金借入利子補給金319万2,687円は、町内の中小企業者が日本政策金融公庫から借り入れた利子の一部を町が利子補給という形で支援したものでございます。そのほか、住宅リフォーム等資金助成事業補助金65万円は、町内産業の活性化及び町民の住環境の向上を図るため、町内業者を利用して住宅の改修工事を行った場合に、工事費の一部を助成したものでございます。

次に、第2目観光費の支出済額は2,413万2,292円で、事業の内容は、観光地としてのイメージアップを図り、魅力ある観光地づくりを推進するための事業でございます。主な支出としましては、第11節需用費525万7,739円のうち、光熱水費293万8,197円は、観光トイレや観光情報館等の光熱水費でございます。

第13節委託料の948万447円のうち、観光用公衆トイレ清掃業務委託料226万3,615円と長瀬町観光情報館指定管理委託料375万560円、桜管理業務委託100万円は、それぞれ観光協会へ委託し、実施したものでございます。蓬莱島公園除草等業務委託料72万926円につきましては、長瀬町シルバー人材センターへ委託し、実施したものでございます。多言語観光パンフレット製作業務委託料124万2,000円は、3カ国語で、英語、中国語、フランス語で構成された外国人客に対応できるよう製作を行ったものでございます。

次に、第14節使用料及び賃借料の48万5,856円のうち、土地借上料48万5,856円は、観光情報館24万6,240円、サイクルステーション5万9,616円、案内誘導看板3基18万円の敷地借上料でございます。

第19節負担金、補助及び交付金の850万2,800円は、観光関連団体の構成員としての負担金や補助金の支出で、備考欄にあります関係機関、団体へ支出したものでございます。主な支出としましては、テレビ埼玉放映負担金30万円、長瀬町観光協会への事業運営費補助500万円、長瀬船玉まつり実行委員会への事業運営費補助金が213万円となっております。次の78、79ページ上段になります。ごらんください。長瀬船玉まつりポスター製作費補助金が50万円となっております。

以上で説明を終わりにいたします。

○議長（染野光谷君） 次に、建設課長、お願いします。

建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、建設関係の説明を申し上げます。

決算書の78、79ページをごらんください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費、予算現額494万円、支出済額466万8,574円でございます。道路橋梁総務事業、道路照明灯事業を行いました。

た。主な支出としまして、第11節需用費273万7,330円のうち、光熱水費221万2,503円は、道路照明灯137基分の電気料でございます。

第14節使用料及び賃借料69万7,356円のうち、土木積算システム賃借料50万6,736円につきましては、道路工事測量設計委託業務等の設計書作成に必要な積算システムの賃借料でございます。

続きまして、第2目道路維持費、予算現額4,067万7,000円、支出済額3,818万9,399円でございます。道路維持管理事業、原材料支給事業、道路維持補修事業、交通安全施設整備事業、道路台帳作成事業、道路愛護保全管理事業、道路施設点検事業を行いました。主な支出としまして、第11節需用費162万4,360円のうち、施設修繕費110万8,080円で、町道の修繕5カ所を行いました。

第13節委託料2,891万2,053円のうち、道路台帳補正業務事業委託料786万4,560円で、平成28年度に実施いたしました道路改良工事箇所及び道路境界確定箇所の道路台帳補正を行い、道路改良箇所の境界点を再現し、境界標柱の設置を実施いたしました。また、前年に引き続き、道路施設点検業務で、道路橋梁15橋を356万4,000円で橋梁点検を実施し、橋梁点検が完了しました105橋の橋梁長寿命化修繕計画を1,074万2,760円で策定いたしました。

次に、80、81ページをごらんください。第15節工事請負費543万3,480円のうち353万1,600円は、道路補修工事として野上下郷51号線ほか4カ所の補修修繕、側溝補修、歩道修繕を行いました。交通安全施設整備工事190万1,880円は、区画線、グリーンベルトの設置、道路照明灯の新設、転落防止柵を設置しました。第16節原材料費140万3,196円のうち、主な支出として、原材料支給事業で10行政区から申請が13件あり、生コン、砕石等を支給しました。

続きまして、第3目道路新設改良費、予算現額6,766万3,000円、支出済額6,064万8,833円で、道路新設改良事業を実施いたしました。

主なものは、第13節委託料145万4,324円は、道路改良工事に伴う矢那瀬24号線物件調査積算業務、分筆登記業務を行いました。

第15節工事請負費5,385万960円は、町道新設改良工事3件、矢那瀬44号線、幹線8号線の道路改良工事、道路舗装工事を実施しました。

第17節公有財産購入費209万9,105円、第22節補償、補填及び賠償金324万4,444円は、道路新設改良工事に伴う用地購入、物件補償を行いました。

続きまして、第4目まちづくり推進費、予算現額129万2,000円、支出済額110万3,410円で、建築行政事務事業、道路後退部分整備事業を実施しました。

主なものは、第13節委託料95万1,831円で、道路後退部分の用地測量、分筆登記業務委託を行いました。

次に、第2項河川費、第1目河川総務費、予算現額315万1,000円、支出済額311万3,040円で、河川総務事業で道路整備工事を小坂地内で実施しました。

次に、第3項住宅費、第1目住宅管理費、予算現額2,152万5,000円、支出済額2,124万3,327円で、住宅管理事業、町営住宅長寿命化改善事業を実施しました。

次の82、83ページをごらんください。第11節需用費413万2,058円のうち、施設修繕費349万8,159円で、建設後、年数が経過しております塚越・袋団地の流し台や浴室、給排水等の修繕、退去後の各部屋の床や壁の張りかえ、塚越団地の児童公園内の遊具の修繕・点検等、袋団地全戸のガス漏れ警報器の交換を行いました。

第14節使用料及び賃借料524万9,395円は、町営塚越団地及び県営白鳥団地の敷地賃借料で、民有地4件

と県営白鳥団地の敷地1件分の賃借料です。

第15節工事請負費924万3,720円で、塚越団地の5棟10戸の外壁等の改修工事を行いました。

次に、第4項都市再生整備計画事業費、第1目道路整備費、予算現額2,250万円、支出済額2,144万900円で、幹線1号線、通称南桜通りの道路整備事業を行いました。

主なものとしまして、第15節工事請負費2,077万8,120円で、幹線1号線の改良工事を行いました。

以上で建設課関係の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） 次に、教育次長、お願いします。

教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 続きまして、教育委員会関係につきまして決算書に基づきご説明させていただきます。

決算書の14、15ページをごらんください。初めに、歳入の収入未済額について説明させていただきます。下段になります。第12款分担金及び負担金、第1項負担金、第2目教育費負担金の第1節学校費負担金でございますが、調定額2,084万7,782円、収入済額2,025万8,327円で、収入未済額58万9,455円となっております。こちらは学校給食費の滞納額で、内訳は、現年度分12世帯19人で26万3,365円と滞納繰越分11世帯20人で32万6,090円でございます。

次に、少し飛びまして、28、29ページをごらんください。上段になります。第19款諸収入、第3項貸付金元利収入、第1目育英資金貸付金元利収入の第1節育英資金貸付金元利収入でございますが、調定額310万円、収入済額255万円で、収入未済額55万円となっております。こちらは、入学準備金と育英奨学金の滞納額で、内訳は、入学準備金が1名で27万円、育英奨学金も1名で28万円でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。少し飛びまして、86、87ページをごらんください。第10款教育費でございますが、全体で2億6,955万7,000円の予算額に対しまして、支出済額は2億5,777万5,388円で、1,178万1,612円の不用額となっております。この不用額でございますが、主に職員の人事異動等に伴う事務局費の職員手当、共済費や育英費の入学準備金の貸付金奨学資金、小中学校の学校管理費及び社会教育費の公民館費、文化財費、学校給食費の光熱水費、修繕費などの需用費の残金とその他全体の事業執行後の残金が積み上がったものでございます。

それでは、第1項教育総務費、第1目教育委員会費でございますが、教育委員会を運営するために必要な経費で、教育委員の報酬や旅費、教育長交際費、負担金などで、総額で65万3,858円を支出いたしました。

次の第2目事務局費でございますが、教育委員会事務局の運営と学校教育の円滑な推進、学校施設の維持管理のために必要な経費で、第1節の報酬は就学支援委員会委員への報酬で、第2節の給料から第4節の共済費までは、教育長を含めまして職員18名の給与関係の支出でございます。

第7節賃金でございますが、問題を抱える児童生徒へのきめ細かい指導と学習支援体制を図るため、小中学校へ配置しておりますさわやか相談員1名、特別支援教育支援員6名と放課後子供教室、中学生学力アップ事業実施に向けた準備・計画等を行っていただいた学校教育指導員1名の計8名の賃金で792万6,202円を支出いたしました。

次の88、89ページをごらんください。第11節の需用費は、矢那瀬地区児童送迎車の燃料費や第一小学校のサッカーゴール修繕、第二小学校の調整式高鉄棒修繕、中学校体育館のバレーコートライン修繕などの施設修繕でございます。

第12節の役務費の手数料ですが、児童生徒の健康診断に使用する機器の検査料や小中学校の養護教諭のB型肝炎抗体検査料などでございます。

第13節の委託料は、学校職員の健康診査や中学校公務員派遣業務、英語指導助手派遣業務などの学校運営に必要な業務や矢那瀬地区児童の登下校の安全対策としての送迎業務委託、また中学校トイレ高圧洗浄清掃業務委託など616万1,502円を支出いたしました。

次の第14節使用料及び賃借料は、小中学校に情報活用能力を育てる学習に資するため、パソコン機器を5年リースを基本に、3校合わせて児童生徒用107台と教師用61台を整備しており、そのリース料及びソフト使用料などの経費であります。また、小中学校、中央公民館に各1台AEDを設置しており、その4台分のリース料と矢那瀬地区児童の登下校で使用します車両10人乗りワゴン車のリース料など701万8,208円を支出いたしました。

次の第15節工事請負費でございますが、小学校施設の改修工事等で、第一小学校校舎壁面校章2カ所の交換工事及び第二小学校外トイレ改修工事で86万6,160円を支出いたしました。

次の第18節備品購入費でございますが、各小中学校において連絡網として緊急時などに保護者の携帯電話に配信いたしますメール配信ソフト3校分の購入費29万1,600円を支出いたしました。

次の第19節負担金、補助及び交付金につきましては、次のページの90、91ページにわたりますが、加盟団体への負担金などの支出と小・中学校修学旅行補助金35万8,000円や、町内の幼稚園、保育園3園への国際理解教育費補助金24万円と、中学生・高校生電車通学費補助金90万4,655円に、小中学生を対象とした英検受験料補助金5万円などを交付したものでございます。

次の第20節扶助費は、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者29世帯に対しまして、要保護・準要保護児童生徒援助費として給食費や学用品費、修学旅行費など353万393円を、また特別支援学級に就学している児童生徒の保護者10世帯に対して就学奨励費補助として学用品費や修学旅行費など33万9,375円を、また小・中学校入学祝金を小学生46人、中学生75人に合計271万円を支出いたしました。

次の第3目育英費でございますが、大学等への入学準備金と育英奨学金の貸与事業で、入学準備金、育英奨学金とも新規貸与者はありませんでした。継続分が4名で120万円を貸与いたしました。

次の第2項第一小学校費、次のページの92、93ページの第3項第二小学校費及び94、95ページの第4項中学校費につきましては、それぞれの学校を維持管理していくために必要な消耗品や光熱水費を初め、施設修繕や施設管理のための保守点検、児童生徒の健康診断の業務委託料や学校備品、児童生徒用図書や教師用指導書を購入しました。また、各種加盟団体への負担金、児童生徒の大会等派遣費補助等を支出したものでございます。

それでは、戻ってもらって91ページをごらんください。第2項第一小学校費は、946万1,421円の支出額となっております。このうち、第14節使用料及び賃借料の土地借上料28万7,748円とありますのは、校門前の駐車場部分の土地の借上料でございます。

次に、92、93ページをごらんください。第3項第二小学校費は560万3,179円の支出額となっております。

同じく第14節使用料及び賃借料の土地借上料5万円とありますのは、学校裏の畑で子供たちの農業体験学習に使用するための土地の借上料でございます。

次に、94、95ページをごらんください。第4項中学校費は、1,178万9,714円の支出額となっております。

こちらと同じく第14節使用料及び賃借料の土地借上料58万7,812円とありますのは、テニスコート部分の土地の借上料でございます。

第18節備品購入費の庁用器具購入費61万6,000円ですが、そのうち、故朝比奈孝氏のご遺族から中学校の教育及びスポーツ、特に卓球の振興を目的に寄附をいただいた寄附金で、平成29年度は卓球台3台、捕球ネット台4台、審判台1台、ホワイトボード3台などを購入し、45万4,000円を支出しました。また、11節需用費の消耗品費204万1,692円のうち、寄附金で卓球ボール、ネット、支柱などを購入し、8万6,000円を支出し、合わせて54万円を支出させていただきました。

次に、96、97ページをごらんください。第5項幼稚園費でございますが、私立幼稚園に通園する園児の保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の一部を援助する私立幼稚園就園奨励費補助金で2件の申請があり、12万4,400円を交付いたしました。

次の第6項社会教育費の第1目社会教育総務費は、社会教育委員への報酬や人権教育事業、成人式祝賀会事業、家庭教育学級事業の実施に伴う報償費や需用費などの支出と、第19節にありますように、人権教育研修会への参加負担金の支出や文化団体連合会と人権教育推進協議会へ補助金を交付したものでございます。

次に、第2目公民館費でございますが、中央公民館、勤労青少年ホーム及びコミュニティセンターそれぞれの運営や施設の維持管理に必要な第11節需用費の燃料費、光熱水費、施設修繕費を支出いたしました。

また、第13節委託料で、次のページの98、99にわたりますが、施設を維持管理していく上で必要な施設管理委託料651万9,225円を支出いたしました。

次に、第14節使用料及び賃借料の土地借上料303万8,500円は、中央公民館の敷地及び駐車場部分の土地の借上料で7名の地権者の方に支払ったものです。

第18節備品購入費の庁用器具購入費ですが、中学校費でも説明させていただきましたが、故朝比奈孝氏のご遺族から中央公民館の卓球の振興を目的に寄附をいただいた寄附金で、卓球台4台、得点板1台などを購入し、48万1,000円を支出いたしました。

また、前のページになりますが、第11節需用費の消耗品費22万2,878円のうち、寄附金から卓球ボール、ネット、支柱などを購入し、1万9,000円を支出し、合わせて寄附金全額の50万円を支出させていただきました。

次に、第3目文化財費でございますが、文化財保護審議会委員への報酬を初め、文化財保存事業や旧新井家住宅及び郷土資料館の施設維持管理のために必要な第11節需用費や第13節委託料の施設管理委託料などを支出いたしました。

また、第15節工事請負費59万5,080円は、郷土資料館第2展示室の改修工事を実施しました。

第18節備品購入費7万4,088円は、旧新井家住宅の説明を、今までは音声ガイドのカセットテープによるもので行っていたものをDVDによる映像説明に変更したため、その映像機器の購入費でございます。

次のページの100、101ページをごらんください。第19節負担金、補助及び交付金として、加盟協議会への負担金と宝登山神社神楽団及び岩田神楽団へ、それぞれ5万円の補助金を交付したものでございます。

次に、第4目青少年健全育成費の第8節報償費は、非行防止夜間パトロールなどを行う青少年育成推進委員4名への謝金と第19節負担金、補助及び交付金として青少年健全育成長瀬町民会議へ4万8,000円、青少年育成会連絡協議会へ38万円の補助金を交付したものでございます。

次に、第7項保健体育費の第1目保健体育総務費でございますが、スポーツ推進審議会委員及びスポーツ推進委員への報酬や報償金として、スポーツ教室の開催に伴う講師謝金及びスポーツ賞表彰時の記念品を購入したものです。

第11節需用費の消耗品費の8万2,530円のうち、世界陸上に出場した当町出身の陸上やり投げ競技の新井涼平選手を応援するため、懸垂幕作成費として5万5,000円を支出いたしました。

また、第19節負担金、補助及び交付金については、町体育協会へ120万円、町スポーツ少年団へ35万5,000円の補助金などを交付したものでございます。

次の第2目体育施設費ですが、総合グラウンドの草刈りや社会体育施設の維持管理などを行ったもので、合計で51万8,429円の支出額となっております。

次のページの102、103ページをごらんください。第3目学校給食費でございますが、学校給食センターの臨時調理員12名の社会保険料や賃金、施設の維持管理のための需用費や委託料などがございますが、第11節需用費、賄い材料費の2,762万2,395円ですが、学校給食の食材購入費で児童生徒及び教職員561人に対して年間10万4,842食の給食を提供いたしました。

第12節手数料の113万1,064円ですが、調理員を初め小中学校公務員など、給食従事者が毎月2回実施する保菌検査や年2回実施するノロウイルス検査、また施設内の水質検査料などがございます。

第13節委託料は、施設を維持していく上で必要な保守点検委託料や給食配送業務の技能員が健康面から不在となり、8月を除く5月から9月までの4カ月間、シルバー人材センターへ給食配送業務委託を行いまして、それらなど102万9,452円を支出いたしました。

第14節使用料及び賃借料は、献立作成に必要な給食情報システム使用料や給食費の徴収管理の学校給食管理システムソフトレンタル料など182万2,690円を支出いたしました。

第18節備品購入費157万3,008円ですが、調理室内の夏場の暑さ対策として使用していたスポットエアコン2台の故障に伴い、新たに3台購入しました。また、初年度登録から18年が経過した公用車、軽自動車に入れかえを行ったものでございます。

次のページの104、105ページをごらんください。第4目町民プール管理費につきましては、保健センター隣接の町民プールの土地借上料で10万3,600円を支出したものでございます。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

○議長（染野光谷君） 以上で、各課長、教育次長の説明は終了しました。

ここで、決算審査報告を代表監査委員、柳繁夫君にお願いいたします。

○代表監査委員（柳 繁夫君） 監査委員の柳でございます。よろしくお願いたします。

平成29年度長瀬町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査結果につきまして、監査委員を代表してご報告を申し上げます。審査は、去る7月27日から8月21日までの間、井上監査委員さんと実施をいたしました。その結果を平成29年度長瀬町歳入歳出決算審査意見書としてお手元にお配りしてございます。この意見書に沿いまして、順次ご報告を申し上げます。

まず、意見書の1ページの2、審査の結果をごらんください。審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して調製されており、決算計数を関係諸帳簿及び証書類と照合いたしました結果、誤りのないことを確認いたしました。また、予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿っておおむね適正に行われているものと認められました。

各会計の歳入歳出決算は、表1、会計別歳入歳出一覧にございますとおり、各会計とも歳入総額から歳出総額を差し引いた額は黒字となっております。

次に、2ページをごらんください。(2)、一般会計のア、決算収支でございますが、表2、決算収支比

率等前年度比較にございますとおり、歳入34億4,184万4,767円から歳出33億3,806万9,018円を差し引いた形式収支は1億377万5,749円となっております。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源255万7,000円を差し引いた実質収支は1億121万8,749円の黒字となっております。また、この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は454万5,731円の赤字となっております。さらに、実質単年度収支につきましては、財政調整基金の積み立て及び取り崩しがあった結果、8,697万1,731円の赤字となっております。

次に、イの予算の執行状況でございますが、3ページの表3、歳入執行状況一覧をあわせてごらんいただきたいと存じます。まず、歳入につきましては、予算現額に対する歳入決算額の割合である歳入予算の執行率は99.6%、また調定額に対する歳入決算額の割合である歳入予算の収入率は97.2%となっております。収入未済額は、前年度に比べ1,651万8,999円増加をし、9,505万5,683円となっております。このうち、町税の収入状況は執行率が99.7%、収入率は89.6%となっております。なお、現年課税分の収入率は96.6%でございますが、滞納繰越分の収入率は10.6%と低率となっております。町税における不納欠損額は230万8,679円で、これは時効の成立、滞納処分執行停止により権利、義務が消滅し、徴収が不可能となったものを不納欠損として処分されたものでございます。町税の収入未済額は9,273万3,808円となっております。負担の公平性と自主財源である町税収入の確保は重要な課題であり、積極的な徴収活動を展開するとともに、未納者に対しては法に基づく適時適切な措置を講ずるなど滞納整理の強化を図り、徴収率の向上と滞納額の圧縮を一層強めていくことが必要でございます。引き続き実効性のある町税確保対策を展開されることを強く望むものでございます。

次に、収入の内訳でございますが、7ページの別表1、平成29年度一般会計予算執行状況（歳入）のとおりでございますが、金額あるいは前年度比で増減率の大きいものについてのみ申し上げます。

14の国庫支出金は3億6,524万4,635円で、前年度比119.4%、20の町債は2億7,727万5,000円で135.7%、また21の繰入金は1億4,356万4,000円で283.1%となっております。また、15の県支出金は1億8,968万2,994円で、前年度比83.8%となっております。

3ページの中段にお戻りいただきたいと存じます。歳出決算額でございますが、33億3,806万9,018円で、予算現額34億5,625万5,000円に対する執行率は96.6%となっております。なお、不用額は9,917万3,982円で、前年度より4,484万351円の減となっております。なお、予算現額に対する割合は2.9%となっております。この不用額は、事務事業の執行に支障を生じたというようなものではございませんが、今後の予算編成においては、さらに積算の精度を高め、財源を有効に活用されることが望まれます。

次に、ウ、町債の償還状況でございますが、年度末現在高は30億2,795万2,457円で、償還は順調になされております。

次に、エ、財政の構造でございますが、4ページ上段の表4、主要財務指標一覧をごらんいただきたいと存じます。平成29年度の財政力指数は0.411、経常収支比率は91.8%、経常一般財源比率は93.5%となっております。前年度と比較いたしまして微差でございますが、良化したもの、悪化したもの、それぞれがございました。ただ、総じてこれらの数値が示しておりますことは、決して財源に余裕があるとは言えず、財政構造に弾力性があるものとは言いがたいものでございます。

なお、昨年まで主要指標として取り上げておりました公債費比率につきましては、今回割愛をさせていただきます。理由といたしましては、別途提出しております財政健全化審査意見書内に実質公債費比率という指標がございまして、現在こちらの指標のほうが公債費比率としては適当と思われまことから、

本意見書からは公債費比率を割愛させていただきましたので、ご了承を願います。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。4ページ中段から6ページにかけて記載してございます。まず、アの国民健康保険特別会計でございますが、財政収支の状況につきましては、形式収支、実質収支は黒字、単年度収支は492万5,732円の赤字となっております。

次に、予算の執行状況のうち国民健康保険税の収入状況でございますが、現年課税分の収入率は96.3%ですが、滞納繰越分の収入率は17.0%と低率となっております。国民健康保険税の不納欠損額は102万2,590円で、これは時効の成立、滞納処分執行停止により権利義務が消滅し、徴収が不可能になったものを不納欠損として処分されたものでございます。また、収入未済額は3,106万6,525円となっており、負担の公平性や財源確保の観点から、今後も引き続き、収入未済の縮減、解消に向け、より一層の努力をしていただくよう望むものでございます。

次に、5ページ中段、イの介護保険特別会計でございますが、財政収支の状況といたしましては、形式収支、実質収支は黒字、単年度収支は909万1,888円の赤字となっております。また、予算の執行状況につきましては、介護保険料の収入未済額が267万3,267円となっており、税同様、負担の公平性の観点からも納付意識のさらなる向上に努められ、収入未済の解消に向け、より一層の努力をしていただくよう望むものでございます。

次に、6ページ、ウの後期高齢者医療特別会計でございますが、財政収支の状況といたしましては、形式収支、実質収支及び単年度収支とも黒字となっております。予算の執行状況につきましては、6ページに記載してありますとおりでございます。

以上をもちまして、決算審査結果の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（染野光谷君） これより各議案に対する一括質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、質疑をさせていただきます。質問を始める前に、各課の課長を初め担当職員に対して、私が町内パトロールをする際、町民の皆さんの意見や要望に対して、丁寧にかかわり、希望を実施していただいたり、説明をしていただき、町民の皆様は大変感謝をしておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

初めに、町長にお伺いいたします。町長、副町長の面会簿はあるのかどうか、これちょっとお聞きいたします。

それから、魅力あるまちづくり総合計画、なぜ予定どおりに進まないのか、町長にこれをお伺いいたします。

続いて、総務課、長瀬地区公園は予定どおり進んでいるのかどうか、金額で示してください。

それから、イメージアップ事業のシンボルマーク。私は予算のときにもこれ質問をしました。公用車等にシンボルマークをしっかりと提示して長瀬のPRに努めたほうがいいという話をしましたが、実際はどうだったかお知らせください。

続いて、企画財政課にお伺いいたします。広報ながとろの記事の点検方法をここでお知らせください。なぜなら、直近で広報を、町長も広報を見ろ、ホームページを見ろという話がありましたけれども、最近の広報は、ちょっと訂正があると。まず、本当に広報を見て長瀬町を知りたいという意味で、記事の点検方法をお知らせください。

それから、財産管理事業、持続可能な公共施設の管理運営、私は、予算のときも聞きましたけれども、

そのときに公共施設の委員会を立ち上げた。年1回の話し合いだったということでしたけれども、この29年度どのように進められたのか、お聞きをいたします。

それから、健康福祉課にお聞きをいたします。いきいき館、ひのくち館、これは送迎をするのだという話がある中で、町民の皆さんは、この送迎を知らない人がかなり多くいます。この周知徹底をして、どんな利用を、人数でも結構です。お知らせください。

それから、介護の必要な人の施設の状況をお伺いいたします。待機者数、長瀬町内の介護を必要な方が、長瀬の町内で暮らせれば一番いいのだけれども、今いろんなところを、秩父市やいろんなところを探してもないと。熊谷のほうにようやく落ちつきましたという話を聞きますので、介護のスペシャリストの課として、この待機者数どのぐらいあるのかお知らせ願いたいと思います。

それから、保健センターの管理について、どのようにしているのかお伺いします。どんな利用状況なのかもあわせてお願いいたします。

それから、ふれ愛ベースの備品550万円というのがありましたけれども、議会でもこの内容については議論がなされましたが、机、椅子という話というか、書いてありますけれども、それで550万円なのかと思いますので、備品の内容をお聞かせください。

それから、ふれ愛ベースは1億2,000万円できるという話でしたけれども、ふえた原因や内容をお知らせ願いたいと思います。

それから、老人福祉施設助成事業、これながとろ苑で土地借り上げて無償で貸すと。そのほかに、ながとろ苑は、何かあったときには債務の責任は町でとるという話がありましたけれども、それで間違いなのか、いま一度お聞きをします。デイサービスがながとろ苑でなくなったということを言う方がいますけれども、それでいいのかどうかお聞きをいたします。

続いて、産業観光課にお聞きをいたします。観光農園でいいのでしょうか、中野上のすぐ裏にある貸し農園、これはいろんな借り手の人からもご意見を聞きます。学校の生徒が借りているのを近所の人が見ていて、学校の生徒があそこで大声でどなられているのは、ちょっと見て見苦しいという話もありますので、この貸し農園、これでこのままでいいのかどうかお聞きをいたします。

緑の村管理事業についてお聞きをいたします。プールの使用は、もうここでひもつき年度が期限が来るという状況だと思いますが、今後の何か考えが1年間やってあったかどうかお聞きをいたします。また、蓬萊島緑化整備事業、58本で95万円、これはいろんな団体が寄附したお金だからいいと私も思います。ですが、工事したときに大分減ってしまってこれをふやすということでありますので、1年間管理費はどのぐらい出ているのかここで発表してください。また、井戸の農村公園事業、これは魅力あるまちづくり総合振興計画の中の公園だと思いますが、5年先送りをして、きのう一般質問でもどちらかの議員が話していましたけれども、5年たつとニーズが変わると、そういうことで最初の計画どおりやっていたということで、どんな反省点を持っているかお聞きをいたします。

観光トイレの利用状況と経費についてお伺いをいたします。私が町内パトロールをしていると、観光トイレの使い方が非常にマナーが悪い。これは、町のせいではなく利用者の責任だと思いますが、洗濯をするとかいう看板がすぐ破れるような看板では、見えなくなってしまったり、トイレの使い方、もったきれいに使ってありがとうございますというような表示ができないのか、内容をお知らせください。

それから、建設課にお伺いいたします。町内の要望事項を優先順位をつけて事業を実施しているということを私も議会で質問をさせてもらいました。その中で、例えばどここの区長が要望書を出して、要望

書がたまっていないのならたまっていないだけでいいのだけれども、要望されたところをどんどん、どんどん事業化できれば問題ないのだけれども、事業化できないでたまっている場合、単年度で事業ができない、翌年また前年度、前年度で積み重なった要望事項等、担当区長が確認をしているのかどうかお聞きをいたします。

それから、教育委員会にお聞きをいたします。前回は予算のときも決算のときも私は聞きましたけれども、学校事故防止で不審者に対するさすまたが多分、前回は話してあるとおり設置してあります。その訓練は、本当にできているのかどうか。不審者が来たときに、あのさすまたで向かっていけるだけの訓練ができているかどうかをお聞きをいたします。

続いて、コンピューター整備事業の内容について伺います。リースで借りているということでもありますけれども、このコンピューターの事業はどのようにしているのか。きのうも、私は一般質問の中で出ましたけれども、プログラミングの事業をして、子供たちが楽しみながらコンピューターを学べるようにしてもらいたいというのがあるので、内容をお聞きをいたします。

それから、文化財の保管状況について伺いをいたします。文化財保護をして、その保管場所はどこにあるのかお聞きをいたします。それから、給食費の未納者が先ほど発表ありました。これは本当に調べて、本当に苦しい家庭だったら私は余り強く言わないのだけれども、その辺の調査はしっかりできているのかどうかをお聞きをいたします。

それから、中学校の保健センターのところにあるプールの利用方法について、ただ放置してあるだけでもう何年もたっています。こういう再利用を何か考えているのかどうか。これは、同じ緑の村開発事業で観光課と同じで、私も毛呂山町のプールの再利用を見てきました。ハスの花が咲くようになっている。教育委員会としては、あのプールの利用、きのうも何番議員ですか、9番議員から、皆野のプールを借りたいという要望があるのだから、再利用の方法を今まで1年間かけて何か考えたことがあるかどうかをお聞きをいたします。

町民課について、これは本当にいつも同じ文言なのだけれども、資格証明書の発行はあるのかないのか、短期の証明もあるのかないのか。本当に困っている方がいるようだったら、何とか助けなくてはいけないと思い、この質問をいたしました。

それから、最後に、税務課長にお伺いをいたします。固定資産税の未納状況と、例えば固定資産の名義変更がしっかり受け継がれていっているかどうかの状況をお伺いいたします。

いろいろありましたので、順次回答をお願いして、理解ができたものから外していきたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

面会簿ですか、面会度ですか。

〔「面会簿です」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 面会簿は、事前に私と面接をしたいというような申し入れがございます場合には、きちんとしたものを職員が持っておりまして、同席をしてその内容を記録していただいております。

それから、私は、基本としてどなたでもどうぞということで、町長室は常にあけておりますので、私が在庁のときには、いつでもお越しいただいても大丈夫ようになっております。

ちなみに、関口議員には、私も5年たちましたけれども、一度もお越しいただけていないので、ぜひ町

長室にも来ていただきたいなと思っているところでございます。

それから、魅力あるまちづくりでございますけれども、なぜ進まないのかというお話でございますけれども、粛々と進めているつもりでございますけれども、どの部分が進んでいないのか、ちょっと細かくお話をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

長瀬公園の工事は予定どおり進んでいるのかというご質問でございますけれども、長瀬地区公園は、年度内の工事完成を目指しまして事業を進めております。現在の進捗状況につきましては順調に進んでおりまして、年度内で終了する予定でございます。

金額で示してほしいというようなお話でしたけれども、今年度は、トイレの工事と、その管理費ということで、約1,600万円が執行済みでございます。

今後につきましては、公園整備工事と遊具整備工事を進めていく、それらについては両方足しまして約5,500万円ほどかかると思いますが、そちらのほうを進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 関口議員のご質問にお答えをいたします。

総務課関係ということでご質問いただきましたイメージアップ事業のお話は、私のほうでご回答を差し上げます。こちらですけれども、公用車等にシンボルマーク、はつらつ長瀬かと思いますが、そちらを張るなどしPRしたかというご質問かと思いますが、実際こちらのほうの取り組みは平成29年度中には行っておりませんが、シンボルマークの周知につきましては、封筒ですとか広報紙、ホームページなど、各種媒体を通じましてPRに努めさせていただいているところでございます。

今後につきましても、町で作成するポスター等にも、極力このイメージを浸透させていただくべく周知に努めさせていただければと考えているところでございます。

2点目でございますが、公共施設の管理運営に当たりまして委員会を立ち上げたが、その進捗状況はいかがかというご質問かと思えます。昨年度中には、委員会を議員ご承知のとおり立ち上げをいたしまして、複数回開催をいたしております。そのうちの内容にいたしましては、民間事業者、これは公共施設の整備の手法等を勉強するために民間事業者を呼ぶなどして、そういった会をまず1回設けさせていただけるとともに、その委員会の下に位置づけましたプロジェクトチームというものを構成をいたしまして、そこで、今老朽化が進んでおります保健センター及び中央公民館、こちらのあり方について議論をさせていただいております。これは、平成29年度に限らず、今年度の平成30年度に入りましても、今の申し上げましたプロジェクトチームを2回ほど開催をさせていただきまして、このあり方について今議論をさせていただいている最中となっております。

あともう一点、広報ながとろのこの記事の点検の方法についてということでのご質問でございますけれども、今年度に入りまして広報ながとろにつきましては後日訂正が入っております、大変申しわけなく思っております。改めて謝罪をさせていただきます。

こちらの記事の点検方法につきましてはですが、今までは、発行する前に町長まで決裁をさせていただきまして、発行の手续に入らせていただいておりますが、このたびちょっと見直し、これは平成30年度になってからですけれども、見直しをさせていただきまして、初稿の段階で企画財政課内でしっかりと一回

チェックを入ると。その後、発行前に当たりましては、今までどおり町長まで決裁をお諮りをして、最終的に町民の皆様にお配りするような手続にさせていただいております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、いきいき館、ひのくち館の送迎関係についてのご質問だったかと思えます。送迎につきましては、各事業ごとに参加者に送迎の希望を確認して実施しております。そのため、必ずお申込みがあった時点では送迎が必要かどうか、どこに迎えに行ったらいいのかということをお聞きしまして、後日何時ごろにお迎えしますという形で送迎を行っていることとなります。送迎の方法を知らないというようなご意見ございましたので、引き続きその点は事業参加者にわかりやすく周知するように努めてまいりたいと思えます。

なお、送迎の人数ということでございましたが、今手元にあるのが、平成29年度のいきいき館の送迎になります。町の主催の事業では、2,040名ほどの方が送迎を利用されております。延べです。

次に、介護施設の状況ということだったかと思えます。入居待機者数ということでよろしかったかと思うのですが、これにつきましては詳細な数字が手元にごございませんので、後でお答えさせていただければと思えます。

次に、保健センターの管理、利用状況ということだったかと思えますが、これにつきましては、保健センターについては、行政報告書の48ページからありますような健康づくり事業等々を利用してございまして、そこにある記載の人数のとおり利用しております。

なお、30年度からふれ愛ベースに一部内容が移ったものもありますが、29年度は原則として健康診断等につきましては、保健センターで事業の実施している状況でございます。

次に、ふれ愛ベースの備品の内訳でございますが、これについてもちょっと細かいデータを持っていないものですから、後で回答をさせていただきたいと存じます。

次に、ふれ愛ベースの工事費等々の総額の費用が増加した要因というようなことだと思えます。平成29年度から繰り越した財源が1億3,200万円ということでございまして、そのほかに、その中で工事、建物の工事を行いました。それと、発注者支援業務という形で、町に建築や電気の専門職がないものですから、その辺の指導というのですか、それを県の住宅供給公社に委託しました。その費用を繰り越しの費用で行っております。そのほか、備品、それと道路後退をした部分は、当初舗装とか予定していなかったのですが、やはり管理上問題があるということで、補正予算で対応をさせていただきました。その費用が増加したという形でございます。備品類につきましては、どんなものが必要になるかというようなことがその3月の補正の時点ではわからなかったということもあり、補正対応という形でさせてもらったということでふえたのではないかと思います。

次に、ながとろ苑の土地の借り上げと、あとデイサービスがなくなった件であったかと思えます。ながとろ苑の土地でございますが、議員おっしゃったとおり町のほうで借り上げまして貸与という形にしてございまして、所有者7人、304万7,681円を支出しております。それから、借入金の返せなかった場合に補償するというようなことが書いてありますが、福祉医療機構という国の外郭団体のほうからお金を借り入れる段階で、そういう市町村の補償がないと貸さないということを、たしか当時そういうルールがあったと聞いておりますので、それを町のほうでして補償しているということになっているかと思えます。

それから、デイサービスでございますが、9月からデイサービスくつろぎといたしまして、新たにデイ

サービスのほうは新しい事業が始まっておりますので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、関口議員の質問にお答えします。

最初に、観光農園ということですが、正式名称は、長瀬ふるさと農園和田農園という名称になっております。現状を話しますと、44区画ありまして、その中で今空き区画が13区画ございます。先ほどの話の中で、地権者の方ではないかと思いますが、この方との苦情というのが、町へ直接寄せられたのが1件ございます。それは、1件は解決しております。また、きのういろいろなところが1件来ております。それは、まだ未解決状態なのですが、話をしてもなかなかうまくみ合わない部分が多過ぎまして、それを今担当職員のほうで動いている最中でございます。直接の苦情というのは今のところその2件なのですが、議員おっしゃるとおりそのような話は遠回しで来ているようなこともありますので、今後地権者とよく話して、どういうふうな方法がいいのか検討をしてみたいと考えております。

次の緑の村の管理のことなのですが、今後の考えはどうかということですが、今第4回検討会議を開催したところでございます。ちょっとやってみようかなというのが1件出てきておりまして、それを、来月10月にその方を呼んで、検討会議の中で1回もんでみて、できるのかどうかということ判断かけようかなというふう考えておるところで、状況はそんな状況でございます。

あと蓬莱島の管理費についてでございますが、去年、29年度はシルバー人材センターのほうに委託しまして、委託料が72万926円、蓬莱島トイレも含んでの金額となっております。これは、開設当初110万円ぐらい多分計上していたかと思うのですが、年々下げております。これは、もうちょっと年々下げていっても大丈夫かなというふう考えております。

あと農村公園事業のことで話しているかということなのですが、その辺につきましては、工事に当たりまして、設計段階から地元の区長さんを通じて地元におろしてもらって、意見を吸い上げていただきまして、その内容を精査しながら今設計をしているところでございます。

それと、観光トイレの管理につきましては、観光トイレ結構あるのですが、8件を観光協会のほうに委託しております。それと、残りの2件なのですが、岩田、アルプストイレにつきましては、清心会のほうに委託しております。通常の管理をいただいておりますので、特に問題ないかとは思いますが、先ほどあったマナーの悪い方もいらっしゃるということのようでございますが、そのことについては、町のほうとしてもある程度承知をしております。表示ができないかということでございますが、正直余りしたくないのですが、それが続くのであれば、そのトイレにつきましては、随時マナーを守ってもらうような表示はしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、4点だと思います。以上でございます。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、関口議員の質問にお答えいたします。

要望等が区長さんから出ている場合確認をしているかということですが、確認はしております。出てきた場合、簡単な修繕等でしたら早急にはできると思うのですが、道路改良とか大きな事業になりますとなかなか進んでいないのが現状でございます。道路改良につきましては、ちょっと年数がかかってしまうということは、要望書を出されるときに、どうしても時間がかかりますという話はしております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、関口議員さんの質問にお答えいたします。

まず初めに、学校事故防止ということで、さすまたの訓練はできているのかということですが、年1回学校のほうで防犯訓練を行っております。小学校につきましては、秩父警察署の署員の方に来ていただいて訓練を行っているわけですが、そのときにあわせてさすまたの訓練を指導していただいております。また、中学校においては、教頭先生を中心に秩父警察署の署員は来ないのですが、学校のほうでも一応これも防犯訓練をやっております、先ほど言いました教頭先生を中心に訓練を行っているところでございます。

以前も話しましたが、各小中学校に2本さすまたがあるわけですが、それぞれ違う場所に置いてあります。

続きまして、コンピューターの5年リースで契約しております、その活用内容なのですが、こちらにつきましては、小中学校とも総合的な学習の時間を中心に、社会科、技術家庭、図工、その他の中でパソコンの基本操作を覚えること、情報モラル、マナーを身につけること、あと膨大な情報の中から必要な情報を引き出し、活用する能力、応用力をつけることなどに役立つことなどを勉強しております。

また、パソコン教室ですとそのようなことをやっているのですが、また各教室に、普通教室に戻りまして、デジタルテレビ、大型テレビがありますので、そこに先生の持っているパソコンを利用して、体育の実技で撮影した画像を見て評価し合ったり、理科で実験や観察の様子を撮影して、発表を行うなどしています。また、算数などでは、児童生徒のノートを撮影して大型テレビに映し出して、個人個人の考えを見える化し、集団の練り合いなどの話し合い活動に生かしているところでございます。

続きまして、文化財保管状況なのですが、保管なのですが、郷土資料館に何点か保管しております、残りは中央公民館の駐車場の裏のほうに4棟物置きがありまして、そちらに保存をしております。今後、今現在文化財保護審議委員会を中心に、あそこの模様替えを行う計画を立てています。今年度予算でとってあるのですが、そういった中でもまた、今保存しております文化財を期間ごとに入れかえをしたり、そういったことを考えております。

続きまして、給食費の未納なのですが、調査はしているかということですが、調査はしております、大体现年分につきましては口座のほうに残高がなかったというのが多くて、既にもう何件か、先ほど言いました数よりも減っております、何件か納めてもらっております。また、ほかの滞納繰越分も含めまして、ほかの方たちは、生活のほうが苦しいというか、困窮しているというような状況ではなく、単なる払わないというような状態です。今年度調査したところ、現年度で結構たまってきてまして、家庭訪問をしまして話をしたところ、子供さんも多くて、お母さんも一緒に住んでいるということで、所得、給料のほうを、所得証明をとってもらって教育委員会のほうで計算しましたところ、準要保護に該当するということで1件、準要保護のほうに今年度からなっております。

最後に、プールの利用方法なのですが、こちらのほうは教育委員会でも常々考えておりまして、今あそこは中学校の散水栓の水利になっております。どうしても、春先と冬場、あと体育祭のとき、やっぱりほこりが立つということで、水利となって利用しているのですが、あそこはプールは昭和63年から町民プールとして利用していますけれども、あれが工業再配置という補助金のほうで利用して、ことしで30年、ちょうど耐用年数が過ぎたところですので、今後企画財政課のほうでやっております、先ほど企画課長のほうで言いましたプロジェクトチームのほうで、保健センターですとか公民館ですとか、そう

いった今見直しではないですけれども、そういうのをやっている関係で、保健センターに隣接しておりますので、町民プールも含めまして今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 関口議員の資格証明書、それから短期保険証の発行件数というご質問なのですが、国民健康保険と後期高齢者のほうの保険証のほうですが、資格証明書のほうは発行はしておりません。これはもうずっとそうなのですけれども、資格証明書のほうは発行しておりません。

それから、短期保険証のほうの発行なのですけれども、後期高齢者のほうに関しましては、短期保険証のほうも発行はしておりません。国保のほうに関しましては、20世帯、それから38名分の短期保険証のほうは発行して対応しております。

それから、税金のほうの滞納、国保税のほうの滞納している方々に対して短期保険証のほう発行しておりますけれども、納税相談等を実施しておりまして、理由等も把握をしながら対応をしているところでございます。

なお、国民健康保険税のほうの不納欠損のほうの状況なのですけれども、102万2,590円で、6名の方、81件につきまして不納欠損をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、関口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、固定資産税の未納状況についてのご質問でございますが、決算書の収入未済額、こちらがイコール滞納額ということになっていまして、現年課税分が2,613万8,613円、滞納繰越分が4,327万9,661円、総額で6,941万8,274円となっております。滞納額全体の固定資産税の滞納分というのが約75%を占めております。この滞納額につきましては、新聞等でも情報が流れていると思うのですが、企業の経営不振によりまして、倒産した企業の関係が半分以上の額を占めているものでございます。

次に、名義変更がしっかりできているかとの質問でございますが、所有者の死亡後の名義変更につきましては相続人にお任せしておりますが、固定資産税の納税通知書の発送先と、それから受取人、これにつきましては、役場のほうへ死亡届を提出に来られた際に、必ず発送先と受取人を明記したものを税務課のほうにお出しく下さいというお願いはしております。ですが、名義変更を必ずしなさいというようなことは申していません。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆様にお知らせします。議題は、一般質問及び特別会計の決算認定についてでございます。質疑の範囲も決算認定についてお願いします。それ以外の質問は行わないようお願いいたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、先ほど関口議員のご質問で、後でということ、2点ほどさせていただきますものにつきましてご回答させていただきたいと思います。

まず、介護の待機者数というご質問でございましたが、現在は特別養護老人ホームの入所希望者という調査を行っております。その結果、平成30年4月1日現在、18人の入所希望者がおられます。また、前年29年も同じく18人ということで、希望者はふえてはいないという結果になっております。

また、熊谷のほうの施設に入ったというようなことでもございましたが、中にはご家族の方の近くでということで、ながとろ苑ではなく町外の施設を希望する方も中にはいらっしゃいますので、全てがながとろ苑への入居希望者ということではございません。この18人につきましては。

それから、ふれ愛ベースの備品の内訳でございます。主なものですが、事務机が4台、それから事務用の椅子が5台、それから書庫、文書を置きます書庫が3台、それから会議用のテーブル24台、椅子72脚、それから折り畳みの座卓、座ったときに使うテーブルでございます。これが20。それから、カーテン、ブラインド、それからミーティングテーブル、それからロビーチェア、それからキッズコーナーに敷きました転倒防止のクッションが入っているようなやわらかいマット、キッズ用マットが12枚、それと案内板やホワイトボード、傘立て、それから授乳室の授乳用椅子ですとか、おむつがえ台などが内訳でございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、再質問でお聞きします。

町長は、魅力あるまちづくり総合計画はどこがおくれているのかという話がありましたけれども、平成30年で終わるわけを、今29年度の決算ですから聞いているのであって、29年度までに予定どおり進んでいるのが、それこそ私のほうでどこができていくのか。蓬莱島が割と早く完成したというだけで、あとおこなわれているのではないかと思います。

例えば南桜通りは、私たちがもらった計画書では、30年で工事が終わる。今29年度、博物館のちょっと長瀬寄りで道路がとまっているというので、あと1年であそこまでができるのかどうかも心配しているので、29年度の決算で、魅力あるまちづくり総合計画をお聞きをいたしましたので、もう一度お願いいたします。

それから、総務課の長瀬地区公園は予定どおり進んでいるということでもありますので、これは30年度だから、あと少しあるから大丈夫なのでしょう。私が見た限りでは、まだ相当広い土地残っているから、29年度でやる分は大丈夫だったのかなということをお聞きをしました。

企画財政課でイメージアップのシンボルマーク、本当にこのはつらつ長瀬のシンボルマークは、すばらしいはつらつとしたマークなので、しっかりと本や冊子やそういうのだけでなく、公用車あたりにもシールでできているのをつくったときに私もいただきました。そういうシールでできるがあるので、ぜひともPRがてら使ってもらえるようお願いしたいと思います。

それから、持続可能な公共施設の管理の件ですが、会合でいろいろ見ているということですので、中央公民館も保健センターも、相当老朽化してしまっているの、利用者の安心安全な使用ができるようにしっかりと財源など使っていただきたいと思います。

それから、健康福祉課にもう一度お聞きをします。いきいき館とひのくち館の送迎の利用方法、これをもう一度聞きます。2,040人運んだということですがけれども、まだまだ本当に知らない人がいるので、こ

れ2,040人、ここで事業をやるときに、29年度の事業をやるときに聞いて、その人だけに言っているという解釈をしたのですけれども、それでいいのかどうなのか、お聞きをいたします。

それから、ふれ愛ベース、先ほど言ってくれたので、違う人からも多分出るでしょうから、それで結構です。

産業観光課ですけれども、貸し農園の話ですけれども、本当に苦情が来ているのがそんな程度なのか。もっと現場の話を、これ去年度の話ですから、29年度事業をやって、職員も張りついてやっているのだから、30年度の話していませんよ。29年度中にそういう苦情が結構あっているの、私はこれ質問しているので、もう一度この地権者と役場と利用者、この三者のところどううまくいっていないという話があります。

この貸し農園については、やめるやめないが、種を植えたり苗を植えたりするのが年度にまたいでしまうということで、私もここで質問をさせてもらっています。

蓬莱島の管理費、整備事業、1年間の費用、70万円だんだん下がってきているというお話ですけれども、もっとしっかりできたのならできたで、費用がなるべくかからないようお願いをしたいと思います。

井戸農村公園は、ニーズの変化は地区の区長さんに言っていると、そういう話ですけれども、あれは井戸の農村公園長瀬町でやるのだから、そういうニーズの変化にも、ほかのところもしっかりと見ながらやっていただきたいということです。

これから事業をやるので、やる前に、私は民意を酌み上げて、どういう公園をつくっていくのかの周知徹底もできていないから、5カ年計画でやっていることですからお聞きをしております。

観光トイレの利用状況と経費については、本当に使う人のマナーが悪い。これは、もう年度どうのこうのではなくて、直近でも使い方が汚いということで私は役場にも電話をしました。本当に今年度だけあるのではなくて、昨年度からもその前もいろいろあるので、この観光トイレの利用状況を聞きながら、対策を聞ければと思ってお聞きをいたしました。

もう一度この観光トイレ、看板が建てたくないけれどもということでもありますけれども、使ったまま帰る、もう洗濯なんて、単年度ではなくて、昨年度もその前からもこの話は出ているので、あそこで洗濯をする人が平気で出ているようなのは、もう隣近所みんな知っていますから、しっかり対処をお願いしたいと思います。

それから、緑の村管理事業は、今後のことを言っているのではなくて、1年間、その前もずっと聞いているのだから、何か対策、29年度の対策結果がここで言われるかと思ったので、ちょっと残念ですけれども、来年の話をしているようですけれども、役場としての考え方をお聞きをしたいと思います、もう一度。

それから、建設課の町内の要望の優先順位の結果というのは、もう去年だけではなくて、29年度だけではなくてずっとあるので、例えば29年度に要望した区長さんが、今年度どうだったのですかねという、その検証ができていのかどうかを聞いたので、いま一度お話をお願いしたいと思います。

教育委員会のコンピューター事業の内容をお聞きしたのは、どういう内容で子供たちにコンピューターを使わせているのか。コンピューターは29年度もやっているのだから、その年度でどんな事業をやっているのかということをお聞きをしました。

私は、コンピューターをせつかく学校でやってもらうのなら、そういうコンピューターの操作方法をしっかり楽しいという学びをして、将来この長瀬町からIT企業の高所得者が出るように、今29年度そういう事業をしてもらったかどうかを点検、検証しているので、ちょっといま一度お願いをいたします。

それから、プールの利用、プールの話は、運動会や体育祭があるときに水をまくのは以前も聞きました。それだけで全然アクションがないので今ここで聞いているのであって、この町は今年度ではないですよ。29年度のこれ決算だから、29年度の決算でいっても、プールとして今までずっとつくってきたのが違う利用方法をしている。柔道場にしてもそうですよね。今29年度は何に使ったのですかと聞けば、卓球というお答えが来るのだらうと思います。補助金でつくったそういう施設が、何かつくったときと違う使い方をしているので、このプールの問題を取り上げました。

それから、町民課の資格証明書、短期の証明書、これだけの数字が出てきたというのは、私も昨年度から貧困問題の質問をさせてもらっているので、貧困の連鎖を早く食いとめるために、こういう数字が出ているというのを役場はしっかりと対処をしていただきたい。これは教育委員会の学校給食費も同じです。貧困の連鎖を早く食いとめなくてはいけない。そういうことで、この短期証明書20世帯という話だけではなくて、そういう貧困の連鎖を食いとめるために、役場が29年度、何もやっていなかったのなら、数字だけでもいいけれども、何か対処してあげてほしいということです。

それから、税務課の最後の名義変更の話ですけれども、課長の話で、固定資産税の送り先と受取人がわかっていてという話なので、それでいいわけですね。

以上でお答えをいただきたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の魅力あるまちづくりについての再質問でございますが、長瀬地区公園、本野上、そして井戸地区公園は今年度で終了いたします。

そして、議員ご指摘のとおり、幹線1号線のみが、全体では30年度で全ての事業が終わるわけでしたが、幹線1号線のみが資材ですとか人件費の高騰がございまして予算の中になかなかおさまらないということで、予定どおりに進んでいないというのが現状でございますが、これにつきましても少しずつ粛々と進めさせていただきたいと思っております。

それから、関口議員に申し上げますけれども、ただいま各課にたくさんのご質問をいただきましたけれども、先ほどもお話しさせていただきました。町長室はいつもオープンになっておりますので、ぜひお越しいただいて、その雑談の中でわかっていただけるようなこともたくさんあると思っておりますので、お待ちしておりますので、ぜひお越しいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○7番（関口雅敬君） ありがとうございます。ご招待。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、関口議員のご質問にお答えします。

先ほど私が答えた数字、ちょっと誤りがありました。私、先ほどの2,040人は利用者数でございました。申しわけございません。送迎は675人でございました。訂正させていただきたいと思っております。先ほどの数字は利用者でございましたので、675人が送迎の延べ人員ということに訂正をさせていただきたいと思っております。

それから、送迎はこの町事業のもののみでございます。先ほどからも申し上げておりますとおり、引き続き利用しやすいよう、健康づくり、介護予防とか、あと認知症カフェなんていうのも、いろいろ各担当が違いますが、行っておりますけれども、そういうものと連携をして、利用する方がわかりやすいような事業、利用しやすい施設となるように努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 関口議員の質問にお答えします。

和田農園の件につきましては、地権者、それと耕作をしている利用者、別々にこれから聞き取り調査をかけないと正確なことが把握できませんので、担当者と相談しながら、正確に情報収集をして、今後どうするかを決定していきたいと考えております。

蓬萊島につきましては、毎年縮減を図っておりますが、今後も縮減を図るような努力はしていきたいと考えております。

農村公園の件に関しましては、今もシンプルな公園になっていますが、今後も地元で使いやすいシンプルな公園で、地元の人が使いやすい公園を目指したいと考えております。

あと、観光トイレの関係でございますが、観光トイレの清掃の委託料は、観光協会のほうに委託している部分で226万3,615円、それと清心会のほうに2つのトイレを清掃業務委託しておりますのが16万6,000円という形になっております。今後もそのマナーの関係につきましては、注視しながら、必要に応じて使い方なりマナーを守ってくださいますかという掲示はしていきたいと考えております。

それと、緑の村の件でございますが、基本的には企画財政課の公共施設の見直しの関係もありまして、それにも対象となっております。町の考えということでございますが、何もいい案が出てこない限りは、最終的には解体、整地をして鉄道さんに返却することになろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、関口議員の質問にお答えいたします。

29年度に出されました要望等について検証しているかということですが、区長等にこれに関して連絡等は直接はしておりません。

また、要望書を出されるときに、先ほどもお答えしましたが、出されたからすぐに改良ができますというのは難しいという話はしております。そういうことになります。

また、区長さん等が役場のほうに来られたとき、そんな話をされた場合は、なかなか難しいという話はしております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、関口議員さんの再質問にお答えいたします。

コンピューターを使った授業なのですけれども、先ほど答えさせてもらいましたけれども、子供たちはコンピューターと触れ合うということで楽しい、おもしろいという興味を持って授業に取り組んでおります。また、今までというか、ふだんの授業ですと先生が背を向けて黒板に書くわけなのですけれども、こういったコンピューター室ですと、画面を見て、先生が子供たちを実際に見られて、また生徒たちも集中力が得られるということで、そういった姿勢というのですか、授業態度もいいということは聞いております。ですので、総合的学習で小学校3年生ごろから始まりますけれども、コンピューターは楽しいというような授業を先生方にやっていただいております。

それと、プールなのですけれども、先ほどちょっと言い忘れてしまったのですけれども、教育委員会としても、あれをまた再修理してできないかというような話は、教育長ともさせてもらっていました。ですが、今現在あそこは水漏れがしておりまして、それも底ではなくて横の壁面で、たまって1メートルも

たまらない程度なのですけれども、その水を利用して現在中学校の散水機に利用しているわけなのですが、また再利用というか、またあそこを使うとなると、機械類が全部だめなものですから、そういった費用等もかかります。

先ほど言いましたけれども、そのままにしておいたというのは、補助金のどうしても耐用年数が30年というのがありまして、それ以降ではないと壊せないというのもありまして、それがこととして30年が過ぎたものですから、同じ答えになるかもしれませんが、保健センターの利用とあわせて、あその一体利用とあわせて今後検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 短期保険証の発行に際しては、必ず税務課のほうで徴収をしていただいているのですけれども、納税相談を必ず実施していただきます。その際に、無理な場合でしたら、本日は結構ですよという、そういう理由もお聞きしたりしなくてはいけないために、一応窓口のほうには来ていただいて、納税相談を実施していただけるようなことを今後も続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（関口雅敬君） 終わり。

○議長（染野光谷君） 次に、2番、田村勉君。手を挙げたから言ったのだけれども、やるのかい。やるのならやるようにはっきりしてくれ。はっきりしないと厄介だよ。

○2番（田村 勉君） どうも済みません。私は、この29年度の行政報告書の中で、ちょっとわからないところを教えていただきたいと思っています。

行政報告書の20ページのところ、きのう私質問したのですが、広報ながとろの発行部数が2,800だと。ところが、実際には世帯は2,931あると。2,800のうちの各戸以外に、その下に書いてあるように、秩父記者クラブ、第1小学校、第2小学校、中学校、長瀬、ぐっと置いているわけです。そうすると、実際にこの世帯に対してどのくらい配られているのか、世帯に配られている配布枚数を教えていただきたいのと、きのうも言ったように、行政、つまり自治体の側から全町民に届けるという立場で考えるなら、向こうが言ってきたら出しますよというのではなくて、こちらからどうやったら届けられるだろうかという発想に変えるほうがいいのではないかと思いますのですけれども、このことが第1点です。

それから、36ページのこれは緊急、高齢者の福祉の問題です。緊急通報システム、在宅のひとり暮らし老人及び重度障害者に対して日常生活の緊急事態における不安を解消し、老人などの福祉の向上を図ったということなのですが、この緊急通報システムというのがどういう中身なのか。

それから、これから高齢者がふえていくわけですが、このシステムを各戸に出しているのではないかと思いますのですけれども、それを周知徹底する方法、これがどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、47ページ、毎回聞いているのですが、水道が広域化されて、とにかく上水道だけでかなりの額がふえていると。特にその中で、秩父広域水道高料金対策補助金というのが、額としても2,249万円ということなのですけれども、全体として見ると、広域化前よりもこの上水道関係だけでお金が4.86倍になっていると。それは、いわゆる出資金を含めているわけですが、出資金を除いても3.1倍になっていると。非常に大きく膨らんでいるわけなのですけれども、これはもう一方でもって、通常の水道利用者に対しては安くて低料金の水をすると、きれいな水を供給すると言っているのだけれども、逆行するのですけれど

も、この2,249万3,000円というこの高料金水道対策補助金がどのように使われているのか、この辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

それから、これは86ページ、3番、中身は要介護、要支援、介護問題です。事業対象者認定状況の中で、申請件数というところに、被保険者が介護保険の認定を受けるための申請件数は、前年度と比較して79件減の337件、うち申請取り下げ11件、内訳、新規申請99件、うち申請取り下げ6件、更新申請187件、うち取り下げ2件、変更申請51件、うち申請取り下げ3件と、こういうふうに取り下げがあるのですが、この取り下げの主な理由です。これをちょっとお伺いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 田村議員のご質問にお答えをいたします。

私のは行政報告書の20ページ、広報ながとろの発行に関しまして、実際にお配りしている世帯数は幾つかということですが、大変申しわけないですけれども、今そちらの詳細な資料はございませんので、後ほどご回答差し上げます。

こちらですけれども、昨日の一般質問でありましたとおり、お配りできていない世帯というものがあるということでお話をいただいております。今後ですけれども、区長、行政区の管理をしております総務課とも連携をさせていただきながら、今後、昨日も現状を調査して対応してまいりますということでお話をさせていただいておりますので、その調査結果を踏まえながら、今後この配布のあり方については、連携して皆様方になるべくお届けできるように方法を考えてまいりたいと思います。

それと、ご利用できない方はいらっしゃるかもしれませんが、紙媒体でなくても、インターネット等でも掲載をさせていただいております。そのようなものにもちゃんと載せさせていただいておりますよということを、改めて周知をさせていただきまして、町民の皆様方に広報ながとろ、行き渡るように努力をしてみたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

緊急通報システムの関係でございますが、緊急通報システム、ひとり暮らしの老人や障害者という形に利用させていただいているところでございますが、これらの周知の方法については、今まで余りやってこなかったというのが実情でございます。引き続きこの辺の周知の方法につきまして、広く皆さんにわかりやすいようにしていきたいと思っております。

また、実際の利用については、地区の民生委員さん等の確認というのを要するというような形になっておりますので、民生委員さんから、このお宅は危険なので緊急通報システムを入れたほうがいいのではないかとご相談がほとんどでございます。

また、介護の事業者、ケアマネさんなどひとり暮らしの面倒を見ている事業者の方から、そういうものを利用したらどうかというお話があって動いているような場合もございます。

また、今はひとり暮らしではなくても、昼間1人になってしまうようなご家庭、高齢者、そういう場合も希望があれば、緊急通報システムがつけられるようになっておりますので、そのような形も含めて周知を図ってまいりたいと思っております。

また、介護の申請取り下げでございますが、取り下げの理由は死亡したということです。申請を出して

いたのですが、結果が出る前に亡くなってしまったという方の件数でございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

高料金対策の補助金ということですが、これは何度もお答えしているとおり、広域のほうの覚書の中に記載がございまして、広域を統合する前の補助金については、今後も負担をするということが明記されております。

この使い道に関しましては、今まで長瀬町、皆野町ですけれども、水道料金が高かったということがございましたので、それをこれ以上高くしないために使うということで補助金として負担をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） さっきの中で、私もよくわからないので聞いたのですが、緊急通報システムそのものの自身がどんなものなのかということの説明をもう一回お願いしたいということです。

やっぱり水道料金の問題について言えば、この中身が具体的にわからないのです。我々議員のところには、なぜこれだけかかるのかというのがわからないので、そういう資料などもぜひ議員にもわかるようなものを提供してもらいたいというふうに思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。よく聞いてください。田村さん。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 田村議員の質問にお答えします。

先ほどお答えするのを忘れてしまったようで申しわけございません。緊急通報システムにつきましては、ひとり暮らし老人のお宅に設置しておきまして、ボタンを押すと消防署に自動的につながるというようなシステムになっております。これは秩父消防本部と連携しておりまして、このお宅から発信が出れば、そのお宅ですとわかるようになって出動していただくというような仕組みになっております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 田村議員のご質問にお答えします。

資料のほうの提供でございますが、窓口のほうに来ていただければ、うちのほうで用意しておきますので、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 次、5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、何点かお願いします。

まず、行政報告書のほうで、これ町民課にかかわるのかなと思いますが、まず27ページです。戸籍住民事業というところで、出生が55件となっております。これ平成29年度です。

今度は、母子保健事業のほう、50ページにあります。そこを見ると、乳幼児健康診査というのがあります。3から5カ月児が26人、9から11カ月児が39人ということで、合計65人になります。そうすると、12カ月とか入っていないのだけれども、出生者は55で、こっちが65で、今現在のきょうちよつと持ってきていないのですけれども、1歳児がこの町には30人ぐらいしかいないのです。そうすると、ちょっと数字が合わなくて、これ延べ人数で入れているのかなという気もするのですけれども、この人数の違いがどうして

起きているのかというふうな点についてお伺いしたいと思います。

それから、ちょうどですから、この行政報告書の75ページ、教育委員会関係だと思っておりますが、図書の貸し出しと図書室の利用というところがあるのですけれども、これ29年度で出ていると思うのですが、住民1人あたりではなかったのですが、平成28年度、60市町村中、年間1人あたり図書貸出冊数というのが埼玉県のほうが出ています。埼玉県での調査ですと、1人あたり0.26冊で63位というふうな結果になっていることはご存じでしょうか。ご存じかもしれませんが、予算の関係で厳しいのかもしれませんが、こういうのはやはり予算に生かしていかなければいけないのではないかなと思います。これはあくまでも、私の資料は26年度なのだけれども、そういう資料がありますので、どのように受けとめられているかというふうなこと。

あと、やはり行政報告書の45ページ、これは衛生部門にかかわることになっています。45ページの報償金交付実績というところがあります。そこのところに、まず岩畳周辺の清掃作業というふうなことで、年間ごみ収集量が4,340キロと、こんなに出ているのでしょうか、ここに書いてあるから。すごい4トンですよね。

これは、活動日数というのがどこか見ると出ているのですが、86日なのです。この作業員に86日間なのです。そうすると、1日当たり56.86キロ、人間1人分ぐらいのごみが出ているというふうなことになるのですが、ちょっとこの搬入回数と実施日数が合っていないと。これはどういうことなのだろうと。もしかしたら、船玉まつりなんかのごみなんかもここに入っていてこの重さになっているのかなと。そうすると、ここに載せるべき数字ではないと思いますが、そのことについてわかりましたらお願いします。

質問で午前中終わるかもしれませんが、まず健康福祉課さんのほうにお願いします。これ、まず子育て支援員の報償金というのが決算書に出ています。これはわかります。子育てのリズム遊びとかぴよんぴよん遊びとかママのコーヒータイムとかありますよね。そんなふうなこと、事業をやっているのです、これだけお金がかかっていますよと。

ただ、健康増進とか維持費とか、健康の維持、それから増進事業ということについて、決算額がどこを見て出ているのか、それがわかりません。行政報告書のほうを見ても、例えば健診とかそういうのはあるのだけれども、健康増進にかかわるような事業費が全然出ていないと。もしわかればいいです。

特にその中で、ない事業というのですが、ない事業を言っているのかというふうなことになるとと思いますが、皆野、小鹿野、それから横瀬町では、横瀬が一番最初に始めましたが、健康マイレージ事業で万歩計を町民に配布しているのです。これ横瀬町の場合は2,400円、1台当たりです。これは県の補助金はなしです。2,400円高いのですけれども、定価はもっと高いそうです。要するに2,400円で町民一人一人に、内容は健康福祉課長はもうご存じだと思いますので、セブンイレブンとか行って、それをピッと合わせるのと、長瀬町で登録した人、例えば100人登録したら、100人中に私は歩いた歩数がこととして何番にいます。例えば100人中100番だったとか。そういうのが横瀬町では8カ所それをピッピッと合わせると、そういうデータが出ると。これは、スマートフォンでもできるそうですが、我々高齢者はなかなか難しいと。

1個の金額が2,400円、10人で2万4,000円、100人で24万円と。そうすると、倍の200人なら48万円と。これは高いか安い、健康の維持増進ということで考えると、こういう事業について、29年度なのだけれども、これを考えてやっていくのか。さもなければ、教育委員会も連携すると思いますので、もっと安い万歩計ですか、そんなふうなのでも希望者にやって健康の保持増進事業をやっていけないのかというところについて質問します。言葉が長くなって申しわけありません。

あと長瀬の地区公園とか出ましたけれども、29年度の建設費とかそれぞれ出ていますが、1年間で4,849万200円かかっています。昨年度です。1年合計で。

では、28年度には656万6,400円と、今年度8,299万8,000円と。本年度については1,600万円はもうトイレで使ったと。さっき総務課長の答弁で、あと5,000万円ぐらい余っていますよという話だったのですが、違うのではないかなと。計算すると6,699万8,000円が残高になっていると思うのです。

あとは、27年にか、用地買収があるのですよね。用地買収、これも6,000万円ぐらいだったかなと思うのですが、単純計算をすると、これは工事費だけで1億3,761万3,600円、概数で結構です。かかったのかなと。土地購入費を入れると1億9,000万円長瀬公園にかかって、終わりになるということによろしいのか。29年度のお金がそれだけかかっているというふうなことで、あとこれはどうこうないのですが、先ほど魅力あるまちづくり計画で町長がお答えになりましたが、来年度南桜通りについては、ちょっと延びると。今年度5,000万円の見積もりが出ていて、来年度は2,500万円と、これはあくまでも予算がそのようになっていると思います。こういうのをひっくるめると5億8,867万2,260円、多分総額でかかるかなと。これ終わってみないとわからないですけども。一応29年度にもかかっているの、これらの事業、当然本野上公園も井戸公園も含まれていますが、これらについて十分どのように検証をしていかれるのかということについて。

特に気になりましたのは、きのう、これも申しわけないですけども、長瀬公園について駐車場をあけるかどうか、置くか置かないかというふうなお話があったのですが、これは課長を責めているのではないですよ。そういうふうにとらないでください。これをつくっている段階で、その駐車場を、これ馬を置くか置かないかどうするかというのは計画段階で含まれているのが本来ではないのかなと、これ答弁要りません。

続いて、モンベルフレンドタウンのことについて、今年度新規事業で出たのです。ことしの予算に、九十何万円だったか出ています。ただ、そうではなくて、45ページ、2つモンベルに関して決算が出ているのですよ。ちょっとひっくり返すのを、金額書いていないので。これ本年度新規事業なのだけれども、昨年度契約したからそういうお金が出たという見方でいいのかどうかということ。

あともう一点、ちょうど同じ45ページです。幸せリーグ負担金というのがあります。荒川区のほうにというお話だったです。1万5,000円、額は高額ではないのですが、これ30年度予算を見ると、これは新規事業になっているのです。30年度の新規事業なのだけれども、29年度の決算でこのお金が出ているというのは、どういうことなのかなと。これ今年度新規予算ではなかったのかな、とり方がわからないので、そんなふうなことをご質問いたします。

それから、これも45ページなのですけども、番号制度施行にかかわるシステム改修業務委託料とかいうことは、昨年度364万3,920円かかっています。本年度もこれから出ると思うのですが、補正で百六十何万円とか出ると。番号制度というのは、結構金食い虫なのかなと。これは、もう更新とかしていかなければいけないものなのかどうか。

ちなみに、今年度の165万円ぐらいで、どこの自治体も、大きい市も小さい市も165万円ぐらいかかると。そうすると、日本中で多分今1,718自治体があるということになっています。これを1,718掛けると、大体28億円ぐらいなのです。日本中でこの番号システムだけにかかわるものは28億円かかってしまうと。だから、もう長瀬町はそれどころかやらないで、町でやっていくことができる、これは難しいのだとは思いますが、その点について。

あと、多世代ふれ愛ベース建設工事で、これ61ページです。発注者支援事業業務委託料というふうなことで、先ほど企画財政課長ですか、お答えいただいたのは、この二百何万円というお金なのですけれども、失礼、健康福祉課長ですね、この239万7,600円で、もう一回、発注者支援事業業務委託料ということで、これは多分資格がある業者が長瀬町にないので、そこに出さざるを得なかったという事業ということで、もうこれはそういうことで仕方がなかったということなのかな。でも、長瀬町にあっても、これ出さなければいけないものだったのか、そこについてお願いします。

あと63ページ、空き家対策推進協議会委員報酬、これは5万4,000円と非常に少額なのですけれども、空き家を調べるというふうなことで昨年度やったにしては、やはり額が少ないと。調査員の方5万4,000円ですので、1人とか2人とか3人とか、そういう人数なのかな。それで、その調査結果が出たのかどうか。空き家がどれだけあると、もしこの事業をやってわかったのなら、この空き家が今現在これだけあったという統計が出ていますということをお願いしたいと思います。

あと、予算書の73ページです。この井戸地区公園にかかわるものなのですが、これもまことに申しわけなのですけれども、今これから本年度拡張するからああいう状況でいるのかとは思いますが、草が大分ひどいですよね。草刈りもしていないと。あそこでほとんど遊ぶ子は、私は朝早くとか夕方だから遊んでいる子は見ないと。あれが多分、ことし600万円を超えた予算で購入したと。あれを公園にすると。

井戸地区のゼロ歳から小学生の人数、これは多分教育委員会になるのかと思うのですけれども、さもなければ町民課だと思います。これは何人いるということはどうわかっていらっしゃるわけですか。もしこの場でわかれば、ゼロ歳から小学生が大体遊ぶと思います。どのくらいいるか。

ただ、子供のスポーツ大会なんかには、井戸地区の子供は非常に人数が多いのですよ。だから、あれ子供が多いのかな。ただ、人口でいくと、地区でいくと、少ないほうから矢那瀬に次いで岩田、井戸がいい勝負というところで、少ない人口なのですよ。

それから、たくさんあって済みません。73ページ、同じくなのですけれども、宝登山周辺の維持管理業務委託料250万円、これ毎年かかっています。これ、緑の村もかかっているかわからないのですが、もうやめて、名勝天然記念物、長瀬の顔である岩畳周辺の景観保全というふうに変えていったほうがいいのではないかなと私は思います。だけれども、これやってしまった事業だからあれだけれども、そういう方向性はあるのかどうかという点についてお願いします。

あと75ページ、蓬莱島の関係なのですけれども、ここにもみじを植栽したと、これは50万円の予算だったですね。その前が桜で百十何万円だったから、50万円の予算だったのが95万円になったと。これは委託費から流用ということに書いてあるので、そのお金がプラスになったのか。だとすると、全額補助金ではなくなるのではないかなと。そこのところ、私が見方がわかりませんので、よろしくをお願いします。

なお、これについて産業観光課になるのですか、蓬莱島の管理についてなのですが、あれはあくまでも柵の中だけですか。というのは、今現在で行っていただければわかるのですけれども、柵から長瀬を見た瞬間に、目の前の松の木が全く立ち枯れています。緑の中に真っ茶色の木が1本入ります。だから、これは切ってはいけないのかなと。でも、景観上からだったら、やはりあれだけ枯れてしまっていると、もうあれは再生不可能だと思います。もしかして、そこのところが手を出せないのならやむを得ないのだけれども、ちょっとそういうことがあります。

あと、いろいろ含めてなのなのですが、95ページに、保健センターとかプールとかもろもろの土地借上料があります。これは仕方ないというのものもあるかと思っています。

ところが、よく考えてみると、長瀬の中央公民館ができて何年たつのだろう。保健センターが何年たつのだろうと。例えば毎年300万円を払っているということであれば、10年で3,000万円です。買ってしまっただけのほうが安かったのではないかなと。

ただ、そういう契約で、それができないという縛りがあってどうにもならないのかと。そうしたら、それは今後の町政の進展で生かすことができるのではないかなと。これ買えないのか、途中で変更できないのかどうかと、そういうところいっぱいあります。だから、それについてお願いしたいと思います。

あと、ほぼ最後になりますが、特別会計について、これは特別会計についてなのですが、国保、介護につきましても、年々これは予算が膨らんでいる状況です。後期高齢者については減少しているという現状なのですが、これがこのまま見通しとして続いていくのか。そうした場合には、一般財政にも圧迫してくるのではないかなというふうな感じがします。

なお、これが本当に最後に、186ページ、これはもう事実ですから仕方ないと思うのですが、財政調整基金が前年度より減ったと、減災基金も減少したというようなことで、これについては、やむを得ないとか、事業にこれ繰り入れる、仕方なかった事業なのかなと。これ総額にすると8,880万5,000円分基金の残高がちょっと減ってしまったという財政だと思えます。これらのことについてお尋ねします。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま野口健二君から欠席の申し出がありました。

次に、町民課長。

〔「町長から」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 町長から。はい、そうだったな。忘れていた。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の一番最後の質問を私のほうで一番最初に回答させていただきます。

長瀬町の土地借上料でございますけれども、これにつきましては私も大変憂慮しているところでございまして、たしか何度かこの議会の中でお話をしたことがあると思っておりますけれども、以前私が調べてみましたところ、1,700万円程度だったと思えます、土地の借上料が。29年度は計算してありませんのでちょっとわかりませんが、これほど土地借上料を払うのであれば買ってしまっただけのほうがよかったという話をいつもしているのですが、その中で、どうにかならないかなという日々思っているわけでございまして、ながとろ苑の土地につきまして、実は、ながとろ苑の理事長、そして施設長に申し入れをさせていただいた経緯がございます。そうしましたところ、ながとろ苑につきましては、40年間でしたか。

〔「50年です」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 50年間でしたか。50年間町のほうでお支払いするということになっておりまして、どうにもこれは、お二人にお越しいただきましたけれども、そういうことで、ながとろ苑も始まったのだからという話をいただきまして、この300万円ちょっとでございますけれども、そのままになってしまっ

たということもございます。

緑の村につきましてもそうですが、公民館、そして保健センター、こちらもそうした契約は多分あるのだと思いますが、緑の村につきましては30年ということで、今年度はその年になってきているわけございまして、ここにつきましては観光協会、そして地権者でございます秩父鉄道さんと三者で話し合いを続けておりますが、町としてはお返しをしたいという方向でお話を進めさせていただいているところでございますが、何分建物もございまして、これを壊すのには大変なお金がかかるということで、今どうしようかということで執行部で話をしているところでございますけれども、何とかお返しができないかなという思いでいるところでございます。

そしてまた、今現在もし事業をするようなことがあれば、土地だけは借りないで、無理をしても買うようにということで進めさせていただいておりますが、その中で、午前中にも質問がございましたけれども、社会資本整備事業を進めておりますけれども、こちらにつきましては、無理をしても土地を買わせていただいて事業を進めているところでございますので、ご理解賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、村田議員のご質問にお答えしたいと思います。抜けている箇所がありましたら、また申しつけていただければと思います。

まず、行政報告書の27ページの出生の件数、55件なのですけれども、こちらにつきましては、長瀨町に戸籍のある子供というのですか、生まれた子供が届け出をした場合には、例えば秩父市のほうに出生届を出した場合でもこちらのほうに届け出は来るということで、そちらの件数になっております。

次のページに、28ページなのですが、平成29年度の出生者数ですか、こちらのほうが記載がありますが、こちらの21人につきましては長瀨町に住所のある方の出生した人数になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、45ページの年間ごみの収集量と日数ですか、こちらの回数とかが数字が合わないということなのですけれども、こちらは本当に1年間に長瀨町で出た、長瀨町内で、町内で出たごみを搬入した回数が118回で、パトロールの年間の実施日数は86日なのですけれども、シルバーさんのほうにパトロールをしていただいておりますが、少量の場合はまとめて持っていきたいということにしておりますので、回数は118回ということになってしまいます。

こちらの回数と、あとキロ数につきましては、船玉で出たごみと、ごみゼロを春と秋に実施していただいているのですけれども、そちらのごみの数量は含まれておりません。単に年間86日、118回持ち込んでいるのですけれども、その持ち込んだごみの数が不燃ごみも含めると4,890キログラムということになります。

それから、井戸公園の関係で、井戸地区のゼロ歳児から12歳児までの人数というか、子供の数なのですけれども、現在のところ82名の子供さんがいらっしゃいます。

最後に、特会の国保と町民課の関係ですと、後期になりますけれども、こちらのほうの医療費というか、経費につきましては、今後高齢化等も予想されて、それからあと医療費のほうも高度な医療を受けたりする場合がございますので、増加傾向にあるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

出生の関係の母子の健診の人数ですが、母子の健診の場合は、乳幼児、3から5カ月、9から11カ月は奇数月に実施しておりまして、29年度ですと、29年生まれは9月以降の4回、9から11カ月児については3月の1回が対象となります。それ以外は前年生まれということで、対象者は出生数とずれてまいります。

それとあと、途中から転入した方なんかも含まれたりしますので、その辺は出生の数とはずれてくるということでご理解いただきたいと思えます。

また、これに関連しまして、行政報告書の39ページに子育て支援金と絵本の支給というのが22人という形で出ておりますが、これにつきましては出生が21ということですが、3月末に出生、4月届け出の方を29年度に支給しましたので、22ということで出生より1名ずれている状況でございます。

次に、健康維持増進等の報償費の支出場所と支出科目ということで、ご質問をいただいたことだと思うのですが、これらの事業につきましては、成人保健事業、それとあと介護予防事業という形で、事業的には分けて事業を行っております。

成人保健事業につきましては、予防費、決算書は68ページになりますが、そちらで例えば事業としますと、ヘルシーダイエットですとか、ハッピーおうちごはん教室、男の筋トレなどの食習慣改善ですとか、生活習慣病予防の事業をしております。その費用はそちらに計上されております。

また、介護予防事業といたしまして、決算書では、介護保険特別会計163ページ、行政報告書では91ページになりますけれど、決算書の第4款地域支援事業費の中、一般介護予防事業費というものがあります。その中の報償費、こちらで、いわゆる元気モリモリ体操、それから足腰らくらく教室、歌の教室、それから今始まりました秋のおひまちですとかお茶会なんていう事業をしております、それらの費用はこちらのほうから支出しております。

次に、健康マイレージのお話がありました。29年度うちの町は実施しておりませんが、議員おっしゃるとおり29年度から、近隣ですと横瀬町と東秩父村、それから30年度には皆野町と小鹿野町がこの健康マイレージ事業、埼玉県で取り組んでおります健康マイレージ事業に参画しております。30年8月現在40市町村が参加しているようでございます。

県がこの事業を始めて1人当たりの年間医療費が抑制されたというような報告があるようでございまして、29年度は取り組んでおりませんが、今後このような形の取り組みも検討を始めているところでございます。

次に、決算書61ページの発注者支援事業委託料についてのご質問だったかと思えます。こちらにつきましては、平成29年3月繰り越したときに概要を説明しておりますが、改めてご説明いたします。

発注者支援事業につきましては、公共事業の品質を確保するため、長瀬町には建築や電気などの技術職員がおらず、その確保を図るため、専門的知識、技術を要する機関へこの事業を委託したものでございます。いわゆる発注から監督、途中途中の検査ですとか、それから最終的な検査までその支援をしていただいたという、その技術に要する費用を委託したものでございます。

それから、最後に、特別会計の一般財源の見通しということでございます。介護保険につきましては、2025年問題とよく言われております。団塊の世代の方が75歳を迎える2025年が介護保険のピークと言われております。人口はどんどん減っていても、高齢者人口がふえ、さらに高齢者のうち75歳以上の割合が高くなる。そうしますと、どうしても介護サービスを使う割合が高くなるということで、今後も費用は増加する見込みでございます。

介護につきましては、3年ごとに計画を見直し、保険利用の改定を行っておりますので、その辺、サービスが高くなれば保険料も上がる。それに応じて町の負担割合も決まっておりますので、そちらの割合も高くなっていくということで、日ごろから介護予防という事業に取り組んで、その辺の費用を軽減すると、伸びを抑制するというような形で取り組んでおります。

以上です。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

行政報告書の75ページ、公民館の図書の貸し出し数ということで質問ですけれども、長瀬町が1人当たり0.2冊ですか。

〔「26」と言う人あり〕

○教育次長（福島賢一君） その63位というのは知りませんでした。

ほかの図書館と比べますと、あそこは図書室ということで若干規模は小さいですけれども、ここ3年は、貸し出し数、また利用者数もふえております。昨年からですと90人ふえて、また貸し出し数も217冊ふえています。

この本なのですけれども、予算のほうで7万5,000円、29年度もつきまして、大体年間、一月5冊ということで、60冊購入しようという目標を立てまして、それに従い購入しました。

こちらのほうなのですけれども、学校のほうでも、このここに貸し出しが出てこない、各小中学校でも現在子供たちのスマホ保有率の上昇で、本を読まない不読率というのが増加する中で、学校のほうでもそれぞれ、第一小学校ですと1人1冊、年間、済みません、1冊ではなくて年間100冊、第二小学校では学年によってそれぞれ冊数を決めております。

中学校においても、また生徒たちに利用していただけるようにということで、教育委員会といたしましても29年度は、小学校にはそれぞれ図書費として10万円、中学校のほうは、昨年実績ですと、29年ですと59万1,455円の図書を購入して、生徒たちのために購入しております。

また、公民館のほうにおきましても、ことしからやっぱり図書を利用してもらおうということで、この7月から、毎月とは言わず、今の特集ということで、7月は夏チャレンジ、ちょうど子供たちの夏休みで一研究に役に立つような特集の本を選びまして窓口においてみたり、またあとこちらも夏休みの勉強に役に立つということで、埼玉の魅力を紹介する本を窓口に並べてみたり、また今月は、9月の21日が国際平和デーでありますので、そういった平和についての本を窓口に置かせてもらったりして、そういった担当のほうも図書を利用してもらうという努力をしておりますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

長瀬地区公園の整備費の差し引きに誤りがあるのではないかとご質問でございますが、これは平成29年度の工事の施工中に支障が生じまして、どうしても平成30年度に予定していた工事の中から、前倒しで実施しなければならない工事を計画変更によりまして昨年度実施いたしました。

こうしたことから、平成30年度当初予算には、工事費として8,299万8,000円を計上いたしておりますが、前倒しで実施した工事があるために、今後公園整備工事と遊具設置工事約5,500万円という工事を予定

していると申し上げましたものでございます。しかし、入札はまだこれからですので、額が確定したわけではございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 村田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、モンベルフレンドタウンの負担金と幸せリーグの負担金について、同時にお答えさせていただきましても、こちらは平成30年度当初予算の予算書では新規ということで記載をさせていただいているということですが、こちらの記載の掲載の考え方なのですけれども、これはあくまでも当初予算の予算書で、昨年度と今年度で、昨年度は載っていなかったものですから、今年度の当初予算書では新ということで記載をさせていただきました。

実際には、年度途中に、その2つの事業につきましては事業費を執行させていただいておりますので、決算書には掲載をさせていただいているということでご理解を賜ればと思います。

次の番号制度施行に係るシステム改修業務委託料に関連をしまして、やはりこのようなマイナンバーについては、さまざまなお金がかかっているけれどもということで、その都度更新などをしていかなければいけないのかということと、またあと長瀬町では判断の中でやらないということができるのかというお話だったと思いますけれども、やはりマイナンバー制度につきましては、マイナンバー法に基づいて国が制度を進めているということですので、やはりなかなか長瀬町だけシステム整備をしないということとは難しいかなという判断になるかと思えます。

こちらは、国のほうは国民の利便性の向上ということで、各行政間、事務手続、そういったものを省略できるように専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関等でやりとりができるようにということでシステム整備もさせていただいているところもございますので、そういったことでご理解を賜ればというふうに思います。

最後に、財産に関する調書の中の186ページの財政調整基金と減債基金、こちらが昨年度から年度末残高が減っているということで、理由といたしましては、昨年度歳入のほうから申し上げますと、町税が決算ベースにはなりますが、2,095万7,000円の減額、地方交付税のほうで2,482万1,000円の減額ということで、この2つを合わせましても4,577万8,000円の歳入の減が発生をしているということが1つ挙げられるのと、歳出面で申し上げますと、今いろいろご質問をいただいております長瀬地区公園を初めとするさまざまな公園整備事業の中で、歳出、お金を使っているものですから、今2つ申し上げた一般財源分が今入ってなくなっているということから、あわせまして歳出でお出ししていると、お金を出しているという状況もありますので、財政調整基金及び減債基金の取り崩しのほうを昨年度は多く崩させていただいたということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

最初に、井戸地区公園の関係でございますが、草刈りににつきましては職員対応で3回ほどやっておりますが、村田議員が見られているときは町民も見ているという状況にあるかと思えますけれども、職員対応のため時間の制限がありますので、できる時間帯にやっているということでございます。

それと、地元から、なるべく草の生えにくいものに変えてほしいという要望もありますので、まるつき

り草が生えないということはないと思いますが、その辺は今設計をしておりますので、その中で生えにくい素材の土等を使って整備をしたいと考えております。

それと、決算書の73ページにあります宝登山地域周辺維持管理事業のことでございますが、いっそのこと、もう岩畳のほうにシフトを変えたらいいのではないかというお話をいただきました。保存地域の場所につきましては、野土山、花の里、プールとお祭り広場、あと宝登山の山頂のロウバイ園を除草等の作業を行っているところでございます。

岩畳におろすのはいいかもしれないですけれども、規制の厳しいところということもありまして、その辺の条件が全て整うのであれば、そこも一つのエリアにもというのも考える時期に来ているかとは思いますが、現時点では現状のままいきたいというふうに考えております。

あと決算書75ページの蓬莱島の委託費からの流用の工事のことなのですが、ヤマツツジを58本植えました。これは、ゴルフ緑化促進会からの交付95万円をいただいております。経緯を言いますと、当初50万円予算立てをしていました。それで町も申請をいたしました。

申請したところ、その後促進会のほうから、他のところで使えないのでお返ししますというお話が緑化組合のほうにありまして、長瀬さん、その分を使ってもらえませんかという依頼が来ました。うちのほうも、予算措置は50万円しかしておりませんでした。委託料のほうの残額がちょっと見込まれたものから、そこから工事費に45万円流用させていただきまして、95万円で申請をし直して95万円の交付をいただいた。そのお金をもって工事をしたということになります。

それと、蓬莱島の松枯れの件でございますが、ちょっと私が確認できていなかったところもありまして、この議会が終わった後、ちゃんと職員と現地を確認して、町の範囲でできることであれば町のほうで処理をするよう進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 失礼しました。1件、答弁のほうで漏れておりました。

空き家対策の関係なのですけれども、決算書のほうの63ページなのですが、29年度は会議を4回開催させていただきました。調査件数は8件となっております。

報酬のほうの対象者は、メンバーは7名、報酬のほうの支払う対象者の方は3名いらっしゃいまして、土地家屋調査士の方、それから司法書士の方、それから区長会のほうから代表で出ておりますので、そちらの方に支払ったものでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、何点か、再質問ということでお願いします。

まず、では順不同になりますが、決算書の43ページのほうの29年度の長瀬地区公園事業については、29年度総額が4,804万9,200円ではなくなるということから、もしかしたら本年度分を昨年度使ったということは、そういうふうには操作しないでやっているのか、ちょっとそのところはわかりませんが、いづれにしても今総務課長の答弁をいただいたところでいくと、概数と、それは残金のほうも、残金、本年度予算が幾らぐらいになるということもわかりました。

だから、そうなるともう一点聞きたいのですが、総額が大体1億9,000万円ある土地購入費を、概略なので残ではなくて結構なのですけれども、その程度で終了になるということによろしいのですかというこ

とをまずお尋ねしたいと思います。

それから、今度は多世代ふれ愛ベースになりますので、61ページなのですが、発注者支援事業業務委託料と、要するに去年度出た言葉がこう違った、その違う言葉ではなかったかなという気がするのですが、工事の監理何とかとか、そういう名目だったような気がするのですが、多分そういうことで、この名称は変わってここに出たのでよろしいのかということ。

あと、この決算書でいくと、今町民課長に答えていただきましたが、決算書63ページの調査と5万4,000円というのは、これは委員の協議等のお金ということですね。これ多分空き家の調査をするということ、これ町民課になるかはわからないのですけれども、これ多分、もう長瀬町も済んでいるのではないかなと私は思うのですよ。その額がどのよりも、今全体として、その空き家を29年度中に把握されているのかどうかということ、その把握していれば、その空き家の件数についてお伺いしたいと思います。

あと質問の中であったのですが、73ページのところで、教育委員会とかかわるのではないかなということ、言ったわけなのですが、これはゼロ歳から12歳の人数があの人数ということ、よろしいわけですね。では、それは結構です。

あと、蓬莱島については、ちょっと追加ということになります、台風の相当強風が吹いたのですよ。一応私も、なじみ深いところだからということで早速行ってみたわけなのです。そうしたら、非常に枝が散乱しているのですよ。例えばもし台風が終わって、終わってというか通過、ここ直撃しなかったのだけれども、やはりああいうところは、できればこう確認をしていただいたほうが、今回は大水が出なかったからあの2つの橋も流されないだろうというふうなことだと思うのですが、大分木があそこの周遊道路に散乱、今しているかどうかわかりません。ただし、今回は水際まで結構草を刈って、水際あたりがこうよく蓬莱島側ではないほうは見えているなという感じがしたのですけれども、やはりそういうものができればチェックをしていただいたほうが、これは29年度ではなくなりますけれどもね。

〔何事か言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） はい。

○議長（染野光谷君） 今のは、再質問ではないのだというけれども。

○5番（村田徹也君） はい。オーケーです。あとマイナンバーのほうについては、国との行政のやりとりで、こういう料金がかかってくると。見込みとしては、今後もかかってくるだろうというふうなお考え、お考えというか、システムになっているのではないかということ、それはわからないことだと思うのですが、国のほうからそういう形なのかどうかというふうなこと。

あと宝登山地域の維持管理というふうなことで、花の里とか、緑の村とか、もう緑の村もこれで終わりになったりとか、終わりになったりとか、今後どうしていくかということだと思うのですが、これ私は以前も言いましたけれども、別所公園の子供のあの公園に対してプール撤去料が2億円かかっているというふうなことで、あそこの緑の村を今後撤去とかしたら、それ以下ぐらいかもしれないけれども、かかってくるというふうなこともあって、これであの辺に対してこう維持管理でやっているけれども、実際問題としては、岩畳近辺のほうにそれを振り向けたほうがいいのではないかと、これは私の意見ですので、それについての答弁は要らないと思います。

同じように、ちょっとこれと関係します、毎年桜の管理で100万円出てくるのですが、この桜の観光ということで、100万円が実際問題として桜の管理に使われているのかどうか、委託料で出ていますの

で、要するに町でやっていないと、委託してしまっていると、どこへと、観光協会に委託していると。では、観光協会で桜の管理に対して100万円使っているのかどうかという、これ確認も必要があるのではないかなと。

もしこれが例えば68万円で済んでいれば、その委託料を100万円やって、例えば悪くとると、観光協会でもしなくてそれだけの差額を収入として、これは要するに観光協会の決算を見ればわかるのですが、実はちょっと見たのですけれども、ちょっと心配な面もあるのではないかなと。だったら、町で直接やったほうがいいのではないかと。無理、無駄を省くという点で、わかる範囲でお願いします。

あとは、そうですね、空き家のほうの件数がわかればお願いします。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

土地購入費なども含めた公園の総事業費は、入札等により今後若干の増減もあると思いますけれども、村田議員のおっしゃるとおり約1億9,000万円前後ということになるものと思われま。

以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 村田議員のご質問にお答えをいたします。

マイナンバー制度に伴うシステム改修のお金につきましては、今後とも国から示されれば、そちらの対応をせざるを得ない状況になるかと思えます。ただ、それはその都度という形になりますので、今後幾らそのシステム整備費にかかるかというのは今申し上げられないということでご理解を賜ればと思えますが、そのシステム整備費につきましては、共同調達等々国で一括してこう進めている制度でございますので、そういったもので参入させていただきながら整備費はなるべく抑えるような形での執行は、できればやっていきたいなというふうには考えています。

以上です。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

現在の把握している件数なのですけれども、119件となっております。その中で、特定空家に認定されている件数、いわゆる倒壊とか衛生上のおそれのある物件というのが8件ございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

発注者支援事業の名称でございますが、これは平成28年度補正予算として、29年3月の議会に補正、即繰り越しというような事業でありました。このときの答弁資料等から推察しますと、発注支援業務委託料とはという説明をしておりますので、そのときと名称は変わっていないのではないかなと思われま。

以上です。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

長瀬町観光協会のほうに委託をしている桜管理の件でございますが、今管理方法としましては、町に報告をしてもらっている内容につきまして、活動日の日報、それに附随しまして、活動したときの写真を一緒に添付をさせてもらって、町のほうに提出していただいております。それを確認後、支出をしている状

況になっております。

今後よりよい管理をしてもらうために、その辺の精査をもう一度させていただきながら、管理方法も含めてもう一度中で検討したりして、よりよい桜管理に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、残った少しだけということで、宝登山地域のは桜にちょっとということになりましたけれども、以前、ちょうどたまたま歩いていたら、この桜の木がどうしても邪魔で困ると、出入りにも困るといようなことで、結構太いやつだったので、切っていただきたい。これちょっとわからないのでということで、何かその人から聞いたところによると、観光協会で管理しているから観光協会に言ってくれと、そんなふうな話があったので観光協会に持っていきました。そうしたら、観光協会の事務局さんが来て、一緒に、ではこれ切っていいですというふうなことで、ちょっと切ったりしたことがあります。写真を撮るといようなことで、写真を撮ったりということがありました。

桜の管理、これは、そのこのところまで、町ではなくて観光協会に委託しているのかなと思ったわけなのですが、これはあの歩道の通行等にかかわりましても、当然町のほうにも来ています。桜でなくても、非常に歩道まで出ているので歩きにくい。これは、私も個人で言ったことがありますが、再三そういう声が出ているということで、これはただ木が長瀬町の木ではないと、植えた木ではないということになると、これなかなか難しい点もあると思うのですが、桜あたりも歩くのにぶつくと、そんなふうな状態があったときは、やはり観光協会さんのほうに連絡するか、それとも町のほうの管理ということか、そこがはっきりしていれば、今後そういう場合に切ってもいいのですかとか、そういうことで連絡できると思いますので、予算とちょっとずれて申しわけありません。

あと今の町民課のほうの空き家の件なのですが、この特定8件というのは、つまり国でいう強制的にでも、これを地権者にお金を出させて撤去なりしたら、その費用は弁償させると、そんなようなものが8件ということですね。はい。何か前に以前ちょっと確認したら、119件はあったのですけれども、その後では余り、これは29年度だから変わるわけではないですね。はい、わかりました。では、その点だけについてお願いします。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 村田議員の桜の管理の質問にお答えいたします。

村田議員がおっしゃったとおり、桜の管理は協会に委託しておりますので、協会に一報入れていただければいいと思います。

協会で判断のつかないものにつきましては、町産業観光課のほうに照会が来ますので、町の判断をかけますので、基本的には協会のほうに言っていただければいいかなというふうに思います。

道路上に桜がありますけれども、産業観光課のほうではその桜だけを管理しているものでして、道路上の支障につきましては建設課のほうが対応するようになると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 次、8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 済みません。では、3件ほどお願いします。

まず最初に、ページから行きます。45ページのふるさと応援基金だとか、それからこのことについて質

問します。ふるさと長瀬応援基金801万8,000円というのと、ふるさと手数料の下のほうの、これ手数料ですから違うのも入っているかとも思うのですけれども、443万7,272円、それから収入のほうで基金繰入金32万4,000円と寄附金が1,895万4,000円、今回はありました。

それで、ふるさと手数料のほうと、それからさっきの今言いました消耗品費、返礼品ですか、返礼品、これには、それだけではないかと思えますけれども、643万8,259円というのが出ております。そうしますと、その2つを手数料と消耗品費をすると1,000万円になるわけですよ。そうしますので、1,895万4,000円をもらっても基金の積立金は801万8,000円になるのでしょうか。

それから、町民が他町村にふるさと納税をした方々が、寄附額から2,000円を自己負担金引いた額が、もしも長瀬町の人が寄附金を違う町村にした場合には、その領収書か何かをここにもらいますよね。それで、2,000円を引いた分が今度長瀬町の住民税から控除されますよね。それで、控除される仕組みにはなっています。だけれども、町内の方が他町村にだから寄附をした後の住民税が控除されて、税収が、税務課長、税収が少なくなった金額というのがわかりますか。

それから、税収が少なくなった金額については、貧乏町村なのだからしょうがないからというので、地方交付税か何かで補填とか何かがあるのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それから、次に、83ページ、道路整備費のことなのですけれども、これは町長が一生懸命頑張って頑張って、私の一つの偉業としてというので酒蔵をつくりましたよね。酒蔵をつくって、それですごく固定資産税も入ってくるし、それから売上金のそちらのほうの法人税も入ってくるからよろしいかとも思うのですけれども、やっぱり商人さんというのは、看板とか何かというのにつきまちは、前面に前面に押し出すわけです。そうしますと、新井家住宅に入るところの看板を見てもらうとわかりますように、新井家住宅に看板の碑がありますよね、その前に看板が出ておりますので、それはよく考えて道路には出ていないか、出ているかわからないですけれども、すれすれのところにあるかもしれませんけれども、新井家住宅の一番最初にあった碑が見えなくなるということがちょっとおかしいかなと思いますので、そこところはよく行って精査してもらって、それでというときにはそれをやってほしいなと、それで思っています。

それから、今度は85ページです。

85ページの消防費のことなのですけれども、備品購入費の……。

○議長（染野光谷君） 8番、大島議員、決算の問題ではない。

○8番（大島瑠美子君） 決算の問題です、これ。

○議長（染野光谷君） では、決算ではないのだよな。

○8番（大島瑠美子君） 今のは違うのですか。では、違うのならそれはそれでいいです。後で町長に言ってしまったからいいです。それは取り消してください。では、それは取り消してもらいたいと思います。

それから、あとは、次には85ページです。大きな声で言います。

○議長（染野光谷君） はい、わかりやすくてね。

○8番（大島瑠美子君） 18の備品購入費、被服費32万1,958円というのがありますけれども、これは何のですか。それとも、新団員の女性のほうの被服費が何着分なののでしょうか、それをお聞きします。

それから、19の負担金、補助及び交付金ですけれども、消防団運営費交付金70万円がありますけれども、これは1団体10万円とかで、各分団に配布しているお金なののでしょうか、それをお聞きしたいと思います。以上です。

〔「道路管理の話じゃない」と言う人あり〕

- 8 番（大島瑠美子君） 道路管理なのだから、いいのではない。
- 議長（染野光谷君） 企画財政課長。
- 8 番（大島瑠美子君） 道路管理はだめだな。言ったほうがいいよ。
- 議長（染野光谷君） 余分な口はきかない。
- 企画財政課長（内山雅人君） 大島議員のご質問にお答えをいたします。

ふるさと長瀬応援基金の積立金、諸経費、そして寄附金等の考え方になりますけれども、まずふるさと納税につきましては、1,895万4,000円の寄附金が昨年度は寄せられているところでございます。返礼品の諸経費等で、それがこちらでいう需用費ですとか、ここの手数料です。これはこの金額ではなくその内訳になりますけれども、それで859万1,891円かかっております。それを差し引いた1,036万2,109円、そのうち昨年度のこの801万8,000円は、791万7,000円を基金にまず積み立てをさせていただきましたが、平成29年度の9月補正予算におきまして平成28年度分の、その今申し上げた計算式での残額、積み立てるべき残額を10万1,000円補正させていただいておりますので、791万7,000円と10万1,000円を足した801万8,000円を昨年度は基金に積み立てをさせていただいております。

といいますのは、3月補正の編成の際には、1月までは寄附金の額ですとか、かかった諸経費は確定金が出るのですけれども、それ以降、2月、3月分につきましては予算上反映ができておりませんので、そちらにつきましては例年9月の補正で、これから審議をしていただきますが、補正でその残分については積み立てをさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思います。

この減収です。寄附金をした自治体の減収、それが地方交付税上どうなるのかということなのですが、例えば2億円控除、寄附金をということで2億円控除されましたということになりますと、地方交付税上は基準財政収入額が1.5億円ふえます。ただ、基準財政収入額というのは、25%分は留保財源ということで算入されておきませんので、そのうちの0.5、5,000万円は地方交付税上は減収になってしまうという形の制度設計にはなっているということで、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

- 議長（染野光谷君） 税務課長。
- 税務課長（相馬孝好君） 大島議員からありました、ふるさと納税に係る控除額についてのご質問でございますが、平成29年度長瀬の町民が町外でふるさと納税した金額なのですが、その前に人数のほうは70人、寄附金額が441万24円、控除額につきましては185万2,098円となっております。
- 議長（染野光谷君） 総務課長。
- 総務課長（横山和弘君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

決算書の85ページの消防費のうちの備品購入費の被服費でございますけれども、これらは消防団員、新入団員等の活動服というのがございまして、消防、火事のときに着ていく服です。その上下とか、それから防寒着、それらを含めると約一式で5万円ほどかかるわけです。それらの購入費となっております。単純に当てはめると、6人ぐらいの活動服の購入になると思います。

それから、次の19節の負担金、補助及び交付金の一番下段の消防団運営費70万円でございますけれども、これは消防団の本部を含めた消防隊員のほうの活動、運営費ということで70万円を支出しているものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 一般質問でもしましたけれども、町長が今のところは報酬のほうはだめだからと言われております。そうですので、この消防団運営費交付金70万円なのですけれども、町長、少くくは、かわいそうだから、70万円を少し余分にうんと31年度予算あたりにはしていただけたらありがたいなと思うのだけれども、お言葉を申し上げます。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨日もお話しさせていただきましたけれども、まだ値上げをして3年ということでございますので、昨日も話したとおり、そちらを上げる予定はございません。

しかしながら、結局火事が起こらなければ出勤しなくても済むわけでございまして、火事が起こるから皆さんにお骨折りをおかけするわけですので、火事が起こらないようにしっかりと町中を網羅しながら、啓蒙、啓発活動をするように努めたいと思っております。よろしく願いいたします。

○8番（大島瑠美子君） 70万円はそのままということですね。

いいです。終わりです。

○議長（染野光谷君） 次は、9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 9番、新井です。質問を2つさせていただきます。

報告書の57ページに有害鳥獣捕獲事業委託費で40万円ありますけれども、この有害鳥獣、主に鹿とかイノシシが主体になってくるかと思うのですけれども、これが出没していわゆる被害をこうむった人からいろいろ申請が出たり、通報があったりすることから、余計動きが出てくるかと思うのですけれども、わなを仕掛けたり、見回ったり、捕獲したり、また捕獲をした後の処分とか、大変な思いを実際に猟師がされているかと思うのです。とるのも大変、とった後も大変という状況かとも思います。そういうところから、その辺のことについて、もう少し処分方法等についても詳しく聞かせていただきたいと思うので、産業観光課長かな、よろしく願いいたします。

もう一つは、91ページに介護予防のほうで載っていますけれども、本当は健康増進的なことが主体になってきますけれども、介護予防事業としていろんな各種事業が行われております。そういうふうな関係からか、非常に長瀬町の町民も寿命が延びているかと思うのですけれども、日本では最近出た中では、女性が87.26歳、男性が81.09歳というふうに出ております。そういうふうなところから、長瀬町民の平均寿命とか、また健康寿命とか、そういうふうなものがわかりましたら、お答えいただきたいと思うのですが。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

有害駆除捕獲事業委託料の40万円ということでございますが、この40万円につきましては、ここ数年金額的には変わっていないかと思えます。従事者が、今狩猟のうちのほうに登録してある人数が33名おります。そのうち約半数が町外者でございます。狩猟の人たちも大分高齢化になっているところ、大変ご苦労いただいているところでございますが、去年の実績で言いますと、鹿15頭、イノシシ16頭、アライグマ4頭、ハクビシン1頭、アナグマ1頭ということで捕獲をしております。捕獲数に関係なく、この40万円は一律で支給というか委託をしている金額になっております。

捕獲数がふえておりますけれども、例年捕まえていただいて、その場でとった従事者たちが肉等は分けていたり、あとは広域のほうの処理場に町民課の窓口で減免措置で火葬してもらったりしているのが現状

でございます。大変苦勞はしているのですが、この金額等は、ちょっと変えることは今のところ考えておりません。

それと、従事者の資格等が必要に、わなとか銃の更新が必ずあるわけですが、その辺の費用の負担も町内者に限っては負担をさせていただいておりますので、費用面にも負担を軽減させてもらっていますので、その辺もご理解いただきたいと思います。

処理方法は、どっちにしても、肉にして食べるか、秩父の火葬場のほうに持って行って焼却処分にするか、2通りという形で今考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと手元にそういった資料がないものですが、健康寿命の関係につきましてと、あと65歳からの平均余命というものの資料はありますので、それについてちょっとお答えさせていただきたいと思います。

健康寿命につきましては、平成27年の埼玉県が公表した数値でございますが、男が16.87、女が20.56、65歳から要介護2になるまでの期間をあらわすものでございます。平均余命というのは、65歳の方が何歳まで生きられるかということですが、65歳の方が長瀬町の平均余命ですと、男が18.34歳、ですから65を足しますと83.34、それから女が23.76、65を足しますと88.76ということで、平均寿命よりは多少平均余命が、ゼロ歳からのものと各年代ごとの何歳まで生きるかというところの数字がちょっと違いますので、それで見ますと、今私が申し上げたとおりの数字が健康寿命、それから65歳からの平均余命、ですから健康寿命と平均余命の差が要介護期間だと考えてもらえばいいと思います。

例えば要介護期間ですと、私が今話した男性ですと16.87と18.34ですから、要介護2から亡くなるまでの期間が1.47年、女性の方が20.56と23.76ですので、要介護期間は3.2という形になります。要介護になってから亡くなるまでが女性のほうが長いというような形のデータとしてはそういう数字が出ております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。

それでは、小さいこともありますが、決算書の歳出から疑問点について確認させていただきたいと思っております。

決算書の37ページ、上のほうの4の共済費、こちらの社会保険料が28年度は3万6,754円でしたが、29年度、139万563円に増加している理由を教えてください。ちなみに、予算では76万6,000円でした。

次に、45ページ、企画総務費の11、需用費から下の14の使用料及び賃借料のあたりですけれども、昨日ふるさと納税の増額や予定より寄附件数が減少したことについて不用額が多くなっているとの説明がありました。私が気になるのは、例えばですが、11の需用費、12の役務費、13の委託料、14の使用料及び賃借料は、全てにおいて不用額が多く出ているのに、双方から流用している理由がわかりません。これらはほかにも見られますが、流用する意図についてお聞きいたします。

49ページ、戸籍住民基本台帳費の委託料です。13、真ん中の下の辺ですが、委託料の一例として、こちらは28年度も29年度も予算の1割以上が不用額となっておりますが、備考の内訳の内容は、前年とほぼ変わらない委託料となっております。こういった部分は、初めから1割減らして、多少足りなければほかか

ら流用するといったことをすれば済むことだと思いますが、こちらについてもご意見を伺います。

課をまたいでしまいますが、こちら55ページの社会福祉総務費8の報償費、こちら28年度は91.8%が不用額、29年度が68.5%、57万5,455円が不用額となっております。この後、59ページの介護保険費などでも41%から57%以上高くなっているものがありますが、これらは今年度の支出額を見て、来年度の予算では減額をしてもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

73ページ、緑の村の管理費ですけれども、353万5,911円と、前年度より96万3,123円減額となっている理由は、酒蔵の関係で面積分が減少したことなのか、こちらについて伺います。

85ページ、消防施設費の13の委託料を見ますと、こちら流用に21万2,000円、不用額が8万8,000円と、予算を全く使わなかったようなので、これ28年度決算書を見てみるとこの節はなくて、29年度の予算書を見ると桜伐採業務委託料30万円となっておりますが、こちらはどこの桜で、なぜ伐採しなかったのか伺います。

87ページ、上のほうの14使用料及び賃借料ですけれども、上から2番目ですか、こちら電波使用料と土地借上料のみですけれども、前年度も料金もほぼ変わらず、予算47万2,000円に対し不用額は37万円となっておりますが、こちらも見直しも必要かと思いますが、いかがでしょうか。

89ページ、真ん中の14、使用料及び賃借料のAEDリース料が28年度より7万5,600円減額、小中学校コンピューターウイルス対策ソフトが17万2,832円減額の理由、また児童登下校用車両リース料が、予算では61万円だったのが18万3,708円になった理由も伺います。そして、ここもほかに流用しなければ不用額は83万5,792円となっておりますので、見積もりが過大だったのかと思われそうですが、こちらの見解も伺います。

次、行政報告書、各部門の主要施策からですけれども、その前に13ページ、借入先について、昨年お聞きしたと思いますけれども、財政融資資金等のかなり高目の利率のものがあり、こちらの残金を繰り上げ返済することができないのかと伺い、確認してみるとのことでしたが、まだ残っているということではできなかったということなのか伺います。

21ページ、これも上から10センチぐらい下のところなのですけれども、財産管理のこの中で、役場庁舎中央システム等の借上料の280万7,344円ですけれども、これ28年度は「システム等」となっており、「等」がなかったものが今回ふえて100万円程度の費用がふえています、こちらは何がふえたのか伺います。

24ページ、真ん中のイメージアップ事業、先ほどもちょっとシンボルマークの話や、今年度活用していないような話もありましたが、イメージアップ基本計画策定から、平成5年ですから25年が経過するようですけれども、計画は継続しているのか、また先ほどの答弁だと続いていると思えますが、時代の情勢も変わってきていると思われしますので、見直し等は行わないのかを伺います。

あと少しです。同じページ、下の15のふるさと長瀬応援基金ですけれども、こちらは現在の寄附金の大半は、楽天ふるさと納税を通してのものになると思いますが、この基金の項目、この四角の中には、観光に関する事業というものが入っていないのはなぜなのか。町外の方が寄附するのに長瀬を選ぶのは、観光を通して長瀬を知り選んでいる可能性が高いと思われすし、町のイメージとしても観光地ではないでしょうか。事業の指定なしを選択する方が過半数いるのも、そういったことが理由と考えられますが、いかがでしょうか。

46ページ、真ん中辺、広域市町村圏組合への清掃費負担額が641万8,000円増加しております。処理人口も減り、ごみの年間総排出量は全ての区分において減っているのに清掃費が増加している理由を教えてください。

ださい。

隣の47ページも同じですが、し尿処理事業も同じように減っているのに228万2,000円増加している理由を教えてください。

最後です。56ページ、蓬莱島にヤマツツジの植樹をしておりますが、28年度は8本で事業費は13万7,000円でしたが、29年度は16本にふえて14万1,000円ということですが、これは種類や大きさが違うということでしょうか。

細かいことになりますが、以上について伺わせていただきます。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の決算書の37ページ、第4節の共済費の中の備考欄、社会保険料139万563円、これが昨年度に比べて非常にふえているというご質問でございませうけれども、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律、ちょっと長いのですけれども、これが一昨年、平成28年の12月に公布されました。このため、週20時間以上で働く短時間労働者に対する社会保険の適用対象が昨年の4月から拡大されまして、役場で行っている再任用短時間勤務職員等で要件に該当する者は、今までは共済組合の任意継続ということで共済組合に加入できたのですけれども、これに加入することができなくなりまして、健康保険の適用を受けることになりましたので、社会保険料で支払うということになりました。このため、再任用職員の分が一気に社会保険料ということでふえているという状況でございます。

それから、次に、85ページの消防費の……失礼、これには載っていないのですよね。決算書にはないということで。桜の木の伐採委託ということで当初予算には計上してあったわけなのですけれども、これは本野上上袋地内、町営の袋団地のちょうど反対側に防火水槽がございまして、そこに桜の木が植栽されております。それで、地元のほうから伐採をしてほしいということがありまして、では役場のどこが切るのだという話になったわけなのですけれども、防火水槽用地ということで消防費のほうから予算計上させていただいたわけなのですけれども、その後話し合いによりまして、もとの伐採はしなくていいと、枝がはびこっているから枝の剪定をしてもらえばいいということで、委託料ではないで支出する必要がなくなりましたので、全額ゼロという形で決算になっております。

それから、次に、87ページの第4目の防災対策費の中の第14節使用料及び賃借料、備考欄で電波使用料が8万9,100円、支出済額はほとんどこの電波使用料を使っているけれども、不用額が37万5,727円あるということでございますが、私も今ちょっと確認したのですけれども、当初予算にはこの額はないのですね。途中で恐らく補正か何かやったのかどうかあれなのですけれども、中身はちょっと今手元に資料がないのではっきり申し上げられませんが、当初予算で計上してあってこれだけの不用額が出ているとすれば、何らかの事情があったものと思われまうけれども、その辺はよく確認させていただいて、今後執行額より不用額が多いようなことのないよう注意してまいりますので、後ほどまた確認させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 岩田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、決算書45ページの1目企画総務費の第11節需用費から第14節使用料及び賃借料の不用額が多い、それにもかかわらず各節で流用されているのはなぜかということでございますけれども、こちらの理由と

いたしまして考えられ得るのは、各節とも各この中には、この企画総務費の中にはいろんな事業がもちろんぶら下がっているわけでございます。流用というのは、ご承知おきかもしれませんが、各年度の末にやるというよりかは、その都度必要になった場合に予算の執行を、それは不適切な範囲ではなくて必要な場合に流用をさせていただいております。その考え方といたしましては、例えば契約の差金です。ここはちょっと関係ないですけれども、差金が出た場合、予算額より不用が見込まれるという事態が発生した場合に一方の節に流用をさせていただいているので、確実にここは今年度中に執行することはないだろうというところを流用元といたしまして、必要なところに流用させていただいていると。

こちらは、需用費など76万円ということで大きい金額が出ておりますけれども、こちらにつきましては先日もご説明をさせていただきましたが、ふるさと納税の関係の消耗品費が予想を下回って執行することになったと。ただ、この経費につきましては、やはり年度末までちょっとわからない経費の類いのものもございまして、そこら辺は難しいかなとは思いますが、予算の積算の立て方といたしまして、このような不用額が出ないように、積算につきましてはいま一度見直しをさせていただくとともに、流用がこのように不用が発生しているにもかかわらず出ないように、そこは執行を考えていきたいというふうに思います。

続きまして、行政報告書13ページの町債の状況にかかわって、財政融資資金、利率が高いものが残っていると。昨年度繰り上げ返済、そちらのほうはできないのかということで、確認いたしますということでご回答を差し上げているということでございますが、繰り上げ償還をします場合には補償金というものを支払う必要性がございまして。こちらは、繰り上げ償還をした後も、相手方が受け取ることができるはずだった利息の収入と、繰り上げ償還を受けた資金を元手にして、新たに貸し付けを行うことによる得られる利息収入、そちらの差額を補償金として支払う必要があると。ですので、利率が高いものにつきましては、もちろん元金と利子プラス補償金を払う必要があるものと、そういったものを加味しながら、実際にこのまま粛々と返すほうが安いのか、それとも今申し上げたような形で、補償金を払ってでも返したほうが安いのかを分析させていただいた上で繰り上げ償還については検討するということですので、実際には昨年度は繰り上げ償還のほうは実施をしておりますけれども、そういった点を踏まえまして、また今後こちらにつきましては検討してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、21ページのこちらの財産管理事業のうち、役場庁舎中央監視システム等の借り上げということで、昨年度は「等」という言葉が入っておりませんでしたということと、昨年度より経費が上がっているということでございますが、今年度のこちらの計上した、支出した内容を申し上げますと、こちらは空調の一括管理システムの経費であったりですとか、あとAED、そちらの借上料ですとか、あと職員、町で使いますコピー機器の借上料等々を計上させていただいているものでございます。

考え得るのは、年度途中で契約が切れた場合には、昨年度中は年度途中で下がった、ことしは1年間丸々、29年度は丸々経費がかかってしまったため上がったということは考えられますけれども、ちょっと昨年度どういった経費をここで計上していたかは、ちょっと今わかりかねますので、ちょっとこちらのほうを確認をさせていただきまして、ご回答を差し上げたいと思います。

続きまして、24ページ、イメージアップ事業の関係でイメージアップ基本計画、こちらがもう25年経過する、これは計画として継続しているのかというお話でございますが、こちらは計画をやめたとか、そういったことの意味表示はさせていただいておりますので、考え方といたしましては継続をしているものというふうに捉えております。ただ、議員おっしゃいますとおり25年経過したということもございまして

で、こちらのほうの見直しの必要性も含めまして今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

最後になるかと思いますが、楽天のふるさと納税に関するこちらのふるさと長瀬応援基金でございます。ここの項目に、観光に関する事業、そういったものが入っていないのはなぜかということでございますが、こちらの基金でございますけれども、基金の設置の根拠は、ふるさと長瀬応援寄附金条例というものに基づきまして、寄附金を募集、そして、募集ではないです、失礼しました。いずれかの事業の経費に充てるということで、条例で規定をさせていただいているものでございます。これが、今こちらで記載させていただいている5つの項目で、事業の指定はしませんといった場合には、その都度この5項目に当てはまるこのものとして使えますよということで、町長が判断したもので執行をするという形の仕組みになっています。

この条例を制定したのが平成20年9月18日で、議会にお諮りをして条例を制定させていただいているということで、こちら10年近く改正をしていないということと、それはそのときの総合振興計画の大項目等に基づいてこの項目は設計をされているというふうに考えられますので、こちらにつきましても、現状もちろん総合振興計画の改定も行っているわけでございますから、そちらの項目などなどに沿うように、こちらも見直しにつきましては検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

まず、決算書の49ページ、1割以上の不用額の理由ですか、戸籍住民基本台帳費なのですが、こちらにおきましては、通知カード、個人番号カードの関連事務に関する交付金が地方公共団体情報システム、いわゆるJ-LISというところから概算交付額の根拠が示されるのですが、その予算計上等、補正の計上も行ってきたのですが、交付金の確定額が平成30年3月末に結果が来ますので、そのために不用額が生じたということが理由になります。

それから、行政報告書のほうの清掃費が増加している理由なのですが、こちらはいつもお答えにはならないかと思うのですが、広域のほうから請求された額ということで支出のほうをさせていただいているのですが、いわゆるごみの量が、処理をする量がふえてきているということでこの額になったものと思われまます。

それから、し尿処理のほうの負担金に関しましては、溪流園のほうでし尿のほうの処理をさせていただいているのですが、溪流園のほうの老朽化、施設の老朽化に伴いまして、中央監視装置設備の更新を行ったために、若干というか金額がふえた要因かと思われまます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

決算書55ページ、報償費の関係でございますが、こちらにつきましましては、例年、この中に成年後見制度の利用のための謝金というものが33万6,000円ほどあります。これについては、2月に3月補正の減額とかを決めるわけですが、その後、議会後に申請があった場合に等困りますので、こういうものについては最後まで減額をしないで制度上残しているというものが、この中の大半でございます。

また、昨年度は、第7期高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画、障害者計画、障害児福祉計画というものを策定いたしました。その策定のために、健康福祉推進委員会というのを4回ほど開催さ

せていただいております。当初こちらが見積もった額より出席される方が少なかったということで、1回当たり委員については5,400円ですので、多少その残が出たということでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 岩田議員の質問にお答えします。

決算書73ページの緑の村管理事業、第14節の使用料、賃借料の件でございますが、96万4,089円、不用額が出ている件でございますが、これにつきましては、以前町が借りた土地の一部を酒蔵の企業が進出したため、地権者のほうと酒蔵のほうで賃貸の契約をしたことに伴いまして、その差額分が不用額ということで発生しております。

続きまして、行政報告書の56ページの上段の家庭募金緑化事業の蓬莱島の植木の本数なのですが、あそこも場所が狭いので、なるべく多く植えるにはどうしたらいいかということで課内で話をしたところ、植えてもらうのではなくて、職員で多少やれば本数がふえるだろうという判断のもとに、職員で去年は対応したという経緯でございまして、本数がふえているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 岩田議員の先ほどのお答えした答弁なのですが、先ほどの87ページの電波使用料でございますけれども、当初予算に計上しないというようなことを申し上げましたけれども、誤っております。防災無線の電波使用料として当初予算に計上してございます。訂正させていただきます。

なお、支出につきましては、執行状況を確認させていただき、後ほど報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、岩田議員の質問に答えさせていただきます。

予算書の89ページ、14節の使用料及び賃借料の関係でございますが、こちらのほうが、まず執行残が41万5,000円、流用を合わせると83万5,000円になるよというお話でしたけれども、こちらのほうはまずAEDですけれども、5年リースが5月いっぱい切れまして、当時、そのときもうちで1カ月当たり1台5,000円ちょっとしていたのですけれども、ほかにも安いところがあるのではないかとということで見積もりをとりました。アイミツをとった関係で、そのリース料が落ちたものでございます。

続いて、ウイルス対策ソフトのほうも、こちらと同じで、やはりもっと安いところがあるのではないかとということでアイミツをとりまして、見積もり合わせで安いところを使用したものでございます。

それと、児童登下校用車両リースなのですけれども、こちらのほうは某会社、車両のリースの会社が1社だけだと思っていまして、そこに予算要求の関係で見積もりをとりました。その後、ほかにも同じ会社なのですけれども、また会社でも販売店が違うということで、ではこちらのほうもアイミツ、見積もり合わせをしたところ、当初予定していた額の半分とは言いませんけれども、4割ぐらい安くなりまして、その分が減った分です。

それと、そのとき12カ月分、車両リースを1年分とらせてもらったのですけれども、車両リースとなりますと、私はもうできているものをそのままリースと、車ということで持ってくるものだと思っていまし

たら、リースは初めからつくるところから始まるということで、実際契約が9月から、9月に完成するというので、9月から3月の7カ月間のリース料になりました。その関係で、ここで60万円ちょっとあった予算だったのですけれども、28万円ですから、四十何万円ちょっとのところ減額になっております。

あと、小学校、中学校のコンピューターのリースの関係で、昨年度は小学校、第一小、第二小で先生用のノートパソコン、またデスクトップパソコンと、中学校のコンピューター室、あと先生用のノートパソコン10台、その辺を更新、リースが切れますので、その辺のリースの更新で販売金額を含めましてリース料が落ちて、入札の差金が出た関係で執行残が残ったものでございます。その積み重ねで80万円ちょっと執行残が残ったということになります。

以上です。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時53分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

議案第38号 平成29年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありますか。
7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 29年度決算認定の反対討論を行います。

行政報告書の総論にも、町税の減少、ふれ愛ベースの建設で町債が増加、実質公債費比率及び経常収支比率が前年度より悪化し、財政の硬直化から抜け出していないと書いてあります。町の事業の魅力あるまちづくり総合整備計画が計画どおり実施が難しく、地域では落胆をしています。地域のニーズに沿っての住民サービスが低下している現状なので認定はできません。

○議長（染野光谷君） 次に、賛成討論はありますか。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。私は、賛成の立場で討論をいたします。

毎度のことでございますが、まず決算書などで気になる点は質疑を行わせていただき、理由などを説明していただきました。また、質疑では細かい部分を指摘しましたが、全体的に見ますと29年度の町長施政方針に基づいた予算が執行され、若者の定住促進事業や福祉関係、その他の施策に関してもそれなりに成果が出ているようであります。財政状況につきましては、監査委員の審査意見書に書かれておりますように、財政指数の財政力、経常収支比率、経常一般財源比率等も微増・微減であります。また、不用額につきましては、28年度4.1%が2.86%へと減少しております。もちろん町税の収入率の低下など改善点はございますが、決算を否決するほどの理由はないと考えます。

何はともあれ、限られた財源を最大限に有効活用し、住民の要望や住民福祉等を改善していくことが行政の使命だと思っておりますので、今後も適正かつ効率的な行政運営を続けていただきたいと思います。

そういったこともしっかりと提言させていただきまして、私は今回の決算に賛成したいと思いますので、皆さんもご賛同をお願いいたします。

○議長（染野光谷君） ほかに討論ありますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） どっちですか、反対。反対なのね、反対討論を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、平成29年度の当初予算というふうなところから見て、主に5つ挙げているのですよね。将来の財政負担の軽減を図る効率的・効果的な事業運営、それから最少の経費で最大の効果を上げる事業、従来の計上方法にとらわれない事業の見直し、維持管理コストの5年度負担の見直し、歳出優先順位の選択を行い、必要財源は既定経費との振りかえや接合合理化により捻出ということを主に掲げておりました。

そして、その中で、29年度決算というふうなことで見ますと、町民の税金を有効に使うというふうなことはあるのですが、既定事業の継続が目立つような気がします。例えば、その事業を取りやめてそのお金を町債返還に充てるとか、そのような努力が見られないというふうなこと。特に社会資本整備事業とか魅力あるまちづくり計画で、当初の予算より予算が多くかかっているというふうなことから、もう少し節税と歳出の削減という点に努力が足りなかったのではないかなと。事業の精査とかいろいろ町なりに努力されている点は認めますが、結果的に実質公債費比率11.1、将来負担比率101.3、財政力指数4.11、財政力指数は0.01上がったというふうなところはありますが、健全化のためというふうな歳出削減策が決算にあられていないのではないかと思いますので、反対討論とします。

○議長（染野光谷君） 次に、賛成討論を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 賛成の立場から討論をさせていただきます。

この決算書は、平成29年度に町の伸展と町民全体のために執行された事業、金額であります。少し詳しく言えば、子供の出生・保育・教育・医療・保健衛生・土木・産業振興・税務・総務、全般に行われた事業に使われました。その結果、町民が安心して暮らせた1年であったと思います。ここにいる全ての人もその恩恵にあずかっている事業の決算でありますので、賛成します。

以上。

○議長（染野光谷君） ほかに討論ありますか。

2番。

○2番（田村 勉君） 田村です。

○議長（染野光谷君） 反対。

○2番（田村 勉君） 反対討論を行います。

○議長（染野光谷君） はい。

○2番（田村 勉君） 全体としては、努力をされているということは、私も小さな自治体でやっているということは認めるのですが、1つは、私は今回質問はしませんでした、マイナンバーの問題です。これは、やっぱり今、企画財政課長が町民の利便性のためにということをやったわけですけども、それは確かにそういうふうなことを言えるかもしれませんが、逆をひっくり返すと、町民一人一人の財布の中身まで全部上の上級というか国がつかんでしまうという制度でもあるわけですよ。これについて反対

する団体、個人、そういうのはかなりあるわけですよ。そういう問題について、自治体として独自の判断ができるはずなのです。上から言われたことをそのままやるのではなくて、そういうのが1つあると。

もう一つは、やっぱり水道の問題です。何回も質問していますけれども、やっぱり広域になって見通しで水道料が安くなるとかと言っていますけれども、水道料金そのもの自身は今変わっていませんけれども、いわゆる負担が相当の金額でふえていると。ここにやっぱりメスを入れて、そしてやっぱり町全体のこれも町税だって、水道を利用している人だけではなくても全部町税から持ち出しするわけなので、こういう決算については賛成できないということで、反対をいたします。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号 平成29年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第38号は認定することに決定いたしました。

次に、議案第39号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は認定することに決定いたしました。

次に、議案第40号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は認定することに決定いたしました。

次に、議案第41号 平成29年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号 平成29年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は認定することに決定いたしました。



◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第5、議案第42号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第42号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,945万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を34億4,523万1,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 議案第42号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回1億6,945万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を34億4,523万1,000円にしようとするものでございます。

第2条の地方債の補正でございますが、6、7ページをごらんください。第2表地方債補正ですが、平成30年度の普通交付税の額が決定し、臨時財政対策債の起債発行可能額が確定したことにより、限度額を1億3,000万円から1,156万3,000円を減額し、1億1,843万7,000円にさせていただくものでございます。

12、13ページをごらんください。まず、歳入の補正の主なものにつきましてご説明をいたします。第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金、第1目地方特例交付金、補正額48万3,000円の増額及び第10款

地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税、1億3,473万9,000円の増額は、それぞれ交付額が確定したことに伴うものでございます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金、補正額56万9,000円の増額は、子ども・子育て支援法に基づく地域子育て支援事業の延長保育事業等に対する交付金、第5目総務費国庫補助金、補正額165万2,000円の増額は、マイナンバー等の記載事項の充実に関する社会保障・税番号制度システムの改修に伴う補助金でございます。

第15款県支出金、第2項県補助金、第1目総務費県補助金、補正額100万円の増額は、公共施設個別施設計画の策定に対する補助金、第3目衛生費県補助金、補正額9万円の増額は、不育症検査費及び早期不妊治療費に対する補助金、第4目農林水産業費県補助金、補正額3,210万円の増額は、ブドウの生産事業者に対して生産施設の機能向上のため資材等を導入する経費に対する補助金、未利用農地の利活用促進するための経費に対する補助金及び景観の向上、生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能を図るため、木々の伐採等を行うための経費に対する補助金でございます。第3項県委託金、第1目総務費県委託金、補正額4万5,000円の増額は、町字別人口調査及び農林業センサス事前調査に対する委託金でございます。

14、15ページをごらんください。第17款寄附金、第1項寄附金、第1目一般寄附金、補正額3万円の増額は、7月に使途を限定せず町の発展のためを目的として1件の寄附をいただいたものです。第3目教育費寄附金、補正額10万円の増額は、7月に中央公民館の利用団体から中央公民館の備品整備を使途目的として寄附をいただいたものでございます。

第19款諸収入、第5項雑入、第2目雑入、補正額433万1,000円の増額は、平成29年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算による返還金を受け入れるものであります。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額1億2,664万9,000円の減額及び第2目減債基金繰入金、補正額2,999万9,000円の減額は、今回の補正で地方特例交付金や地方交付税の増額などによりまして、歳入が歳出を上回った結果、各基金に繰り戻すものでございます。第2項特別会計繰入金、第1目国民健康保険特別会計繰入金、補正額1億1,000万円の増額は、平成30年度から国民健康保険制度の中心的な運営主体を都道府県が担うことになりましたので、平成29年度国民健康保険特別会計決算の剰余金について整理をいたしました。今後国民健康保険特別会計の不測の事態が生じた場合に対応するべく、その必要見込額を国民健康保険財政調整基金に積み立てをいたしまして、残額の1億1,000万円につきましては一般会計に繰り入れをさせていただくものでございます。

16、17ページをごらんください。続きまして、歳出の補正の主なものにつきましてご説明をいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、補正額526万1,000円の増額についてですが、こちら第2節給料152万1,000円は、人事異動等に伴う減額、第4節共済費560万2,000円は、共済負担金率が当初予算編成時に見込んだ率を上回ったことによる増額、第13節委託料108万円は、地方自治法及び地方公務員法改正により、平成32年4月から施行される会計年度任用職員制度導入に向けまして、改正等が必要となる例規整備の支援を委託する経費、第26節寄附金10万円は、埼玉県町村会を通じまして、平成30年7月豪雨で被害に遭った岡山県、広島県、愛媛県に対して寄附金を送るものでございます。第6目財産管理費、補正額9万7,000円の増額についてですが、第12節役務費5万4,000円は、本野上地内にある秩父警察署長瀬交番の隣地の町所有地に生えておりますケヤキの木の剪定に要する経費、第23節償還金、利子及び割引料4万3,000円は、平成27年度から平成29年度の3年間、株式会社埼玉りそな銀行皆野支店長瀬町役場出張所設置及び駐車スペース2台分で、使用する目的といたしまして、行政財産使用許可を出した行

政財産使用料の算定に誤りがありましたことから、過大に徴収した金額を株式会社埼玉りそな銀行に返還するものでございます。第12目ふるさと長瀬応援基金費244万6,000円の増額についてですが、平成29年度3月補正予算調整後に寄附をいただきました平成29年度分の寄附金の積み立てでございます。第4項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費、補正額166万5,000円の増額についてですが、第13節委託料165万3,000円は、マイナンバー等の記載事項の充実に関する社会保障・税番号制度システムの改修に伴う経費でございます。第6項統計調査費、補正額2万1,000円の増額についてですが、県委託金を財源としまして、町字別人口調査及び農林業センサス事前調査を実施する経費でございます。

18、19ページをごらんください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費、補正額1,270万6,000円の増額についてですが、第19節負担金、補助及び交付金275万2,000円は、延長保育事業及び安心・元気！保育サービス支援事業におきまして、対象児童数が当初予算編成時で見込んだ児童数より増加したことによる増額でございます。なお、各目の説明欄で返還金と記載させていただいているものは、平成29年度の決算が確定をいたしましたので、各事業における国及び県への補助金や負担金等を返還するものでございます。また、繰出金と記載させていただいているものは、特別会計の決算が確定をいたしましたので、一般会計繰出金の減額を行うものでございます。

次に、第4款衛生費、第4項公衆衛生費、第1目予防費、補正額59万円の増額ですが、第19節負担金、補助及び交付金14万円は、県補助金を財源とし、不育症検査費及び早期不妊治療費の補助金でございます。なお、民生費と同様に、説明欄の返還金と記載させていただいているものは、平成29年度決算が確定をいたしましたので、各事業における国及び県への補助金や負担金等を返還するものでございます。

20、21ページをごらんください。第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、補正額610万円の増額についてですが、県補助金を財源としまして、ブドウの生産事業者に対して生産施設の機能向上のため、資材等を導入する経費への補助金及び未利用農地の利活用を促進するための補助金でございます。第2項林業費、第1目林業総務費、補正額2,600万円の増額についてですが、こちらも県補助金を財源としまして、景観の向上、生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能を図るため、木々の伐採等を行うための経費でございます。

第8款土木費、第1項道路橋梁費、第4目まちづくり推進費、補正額84万円の増額についてですが、道路の適切な維持管理を図るために実施する道路後退用地の分筆測量の経費及び土地を取得する経費でございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額577万5,000円の増額についてですが、第2節給料432万9,000円は、人事異動等に伴う増額、第4節共済費144万6,000円は、共済負担金率が当初予算編成時に見込んだ率を上回ったことによる増額でございます。第6項社会教育費、第2目公民館費8万円の増額は、寄附金を財源とし、中央公民館の備品を整備する経費でございます。

第12款公債費、第1項公債費、第1目元金、補正額128万3,000円の増額についてですが、平成19年度に借り入れた臨時財政対策債は10年での利率見直し方式により借り入れているため、利率の見直しを行いました。その結果、元金償還額が増額となったため、増額をさせていただくものでございます。また、平成29年度に借り入れた上水道広域化施設整備事業出資債について、借入額が過大となったため、繰り上げ償還を行うため増額するものでございます。第2目利子、補正額18万4,000円の減額ですが、先ほどもご説明のとおり、臨時財政対策債の利率見直しにより、利率が下がったことから減額するものでございます。また、今回の補正において減債基金に繰り戻しを行うため、財源更正を行うものでございます。

以上で、議案第42号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、農林水産業費の第19節負担金、補助及び交付金の10万円についてお聞きします。

埼玉県産地パワーアップ事業費補助金500万円、未利用農地の補助金110万円ですけれども、これはあれですか、ブドウ組合資材とか何かと今説明されたのですけれども、これはブドウ組合にするのですか、それとも個人の方にお金を出して、そしてするわけですか、それをお聞きしたいと思います。

それから、促進事業費補助金110万円は、未利用農地のと書いてあるのですけれども、これをする人がいるから補助金を出すわけですけれども、でも国・県支出金が来るということで、もう組合に出すのだったらブドウ組合のほうに出すのですけれども、違うブドウ組合の資材だとか何かというので、1人の個人とか2人の個人に出す、2人は個人ではないので違ってきますけれども、それを出すのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。名前は多分言えないと思いますので。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 大島議員の質問にお答えいたします。

産地パワーアップ事業に関してでございますが、定義が、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取り組みを支援するという定義がございます。それに基づきまして、何とか今までブドウにはこの産地パワーアップというのは該当していなかったのですが、今回秩父のブドウ組合のほうで農林振興センターに働きかけまして、対象になるということでございます。それで、今長瀬ブドウ組合というのもありまして、ブドウの農家が6軒ございます。その中で、今やりたいと手を挙げているのが3軒、ブドウ組合に支出するのではなくて、その対象としている事業者3軒に補助金を充てる今予定になっておりますが、現在申請中ではございまして、おおむね通るかというふうを考えております。

それと、未利用農地の利用活用促進事業というのが、これが埼玉県で今年度から新しくこの事業を始めしております。その中で、中山間地域の活性化を図るとか、農産物の観光施設への供給など、交流事業をふやして中山間地域を活性化しましょうという意味合いもありまして、未利用農地の活用を、なるべくあいている農地を活用してやってくださいという趣旨のものです。その中で、今回受けるのが生産支援事業ということで、生産団体という1団体が今手を挙げております。その団体につきましては、農機具等の購入の費用、導入に充てる費用の負担を今お願いしているところでございまして、これは1軒でございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 事業者のこの500万円の事業者が3軒というのですけれども、今やっている人たちの申し込みで手を挙げているので、その人たちに3軒あるということ、今やっている6業者のうちの3軒がやっているということ。それとも、新規に新しくというふうなことで3軒出てきているのか、そこだけは聞きたいと思います。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 大島議員の質問にお答えします。

現在6軒の農家でブドウ栽培をやっております。その6軒も、見ますとビニールハウス等で囲ってあるところもあると思いますが、不足をしている部分について、3軒の方から新たにそこにビニールハウスで

覆いたいという要望がございまして、その3軒が手を挙げているということございまして、新たにどこかへまたつくるといってなくて、今現存でつけていない部分にもつけたいということは、品物の質の向上を図るためにどうしても必要だということで、3軒が申請をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） ほかに。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、3点についてお伺いします。

まず、会計年度任用職員制度導入支援事業業務委託料108万円なのですけれども、これは平成の32年の4月だと思えます、施行が。ということだと思えますが、これは特別職の任用及び臨時的任用の厳格化、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化で、会計年度任用職員について期末手当の支給が可能となるよう給付に関する規定を整備するというふうな政府のほうの資料なのですけれども、こういう目的でやられるということによろしいわけですね。それに沿って、例えば長瀬町でも会計年度臨時職員という言葉がいいかどうかわかりませんが、そういう方に対して期末手当の給付をするというふうなことで受けとめてよろしいか。これについて、細かい町の条例があるのだと思えますけれども、その部分改正ぐらいで済みそうなので、ちょっと町職員の方が頭を絞って手を動かしてもらえれば、100万円も出さなくてできるのではないかなと思えますけれども、それはやっぱりシステムの関係でそうはいかないのだよというふうなことかどうかお伺いします。できるのであれば、まだすぐその予算をとらなくても大丈夫なのかなというちょっと気はするのですが。

2点目、ただいま大島議員からもあったのですけれども、産地アップ事業費補助金というのについては、これは多分話の流れからいって、ブドウ業者に本年度長瀬町としてはやるのだということでブドウ組合さんのほうに話を持っていったのか、そうではなくて、ほかの農業振興という面で持っていったのかということ、まず第1。

それから、同じように未利用農地の利活用促進事業なのですけれども、例えばこれ1生産団体さんというふうなことであったわけなのですが、これはこれらについて、このような本事業をどのように呼応をしたのかと。農業関係者というのはいっぱいいますよね。例えば私なんかもソバなんかつくっていますけれども、団体ではないけれども、個人的につくっているのだろうと。例えばもう亡くなって畑をやる人がいないと、では草にしておくのももったいないということで、そこに今年度新たにソバをつくったりしたというふうなことがあるわけなのですけれども、全然こういうことはわからない、知らない。それで、もう生産団体でそれを実施する方向であると言われても、もっと話をしっかり通さないのかと。わかりますよね。おかしいですよ。おかしいですと。一応例えば各養蚕組合ではないけれども、団体とかそういうのに声をかけるとか、もう少しそういう未利用地を農地にしていきたいのだと、意欲あるとか、そうでないと、何かこれから農業振興ということで、あした、あさっても、申しわけない、個人的なことになるが、草刈りを頼まれたと。草ぼうぼうだから、そこのところを草をとにかく刈って何とかというふうなことで、そういうものについては全然目が向けられないですよ。お金が欲しいとかいうことではないけれども、そういうものが全然わからないということで、どういうふうに決定したのかなということ。これは、継続事業なのかどうか。

そもそもこれは、長瀬町の農業ということで園芸農業と言ったらいいのですか、果樹産業なんか振興するというのがビニールハウスをとというのは確かにいいと思えますが、一般的に何かやる場合には、自

分で投資して自分でその利益を得るとというのが一般的なのだけれども、この6名の方の中にちゃんとお話をして、3名だけがやりましょうというふうなことで決まったのか。まさか3軒だけ話をしているということではないと思うのですけれども。

もう一点は、しゃべっているうちに忘れたので、済みません。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

補正予算書の17ページの第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の第13節委託料108万円、内容は会計年度任用職員制度導入支援業務委託料108万円との内容でございますが、村田議員がおっしゃられるとおり、内容につきましては、平成29年の5月に地方公務員法及び地方自治法の一部改正が行われまして、特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会計年度任用職員が創設され、平成32年の4月から施行されることとなりました。このため、会計年度任用職員制度の導入のための例規整備の支援業務を委託するものでございます。

改正内容が、1つの条例に限ることなく非常に多岐にわたるために、これに漏れがあっては困りますので、委託内容といたしましては、臨時非常勤職員の任用状況に関してヒアリングシートによるヒアリングを各課で実施いたしまして、長瀬町の会計年度任用職員制度導入方針の決定を援助するというところで、ヒアリング結果に基づきまして、法改正に伴い町の例規整備の検討が必要な箇所が非常に多いと思われまますので、整備の考え方や検討すべき事項を提示していただく。また、あわせて、該当条文と改正後の条文案を併置して提示していただいて、漏れないように実施していかなければならないために、ちょっと職員では難しいということで、業者のほうにその例規を専門とする業者のほうに委託をするものでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 村田議員のご質問にお答えします。

最初に、産地パワーアップ事業の補助金のことでございますが、ちょっと経緯を話をしますと、産地パワーアップ事業は、ことしからブドウが入った、認められたということになってはいますが、その原因につきましては、小鹿野で今キュウリの栽培が結構有名で、そっちにだけ以前は出ていたと。それを嗅ぎつけた秩父ブドウ組合、秩父郡全体の組合なのですが、その組合の組合長が振興センターのほうに行きまして、キュウリだけではなくてブドウも何とかその対象にしてほしいというお願いをして、これが実現したということになります。それに伴いまして、その秩父の組合に長瀬町のブドウ組合も加盟しておりますので、その中で長瀬もやりたいというお話がありまして、その組合の中で応募したと思うのですけれども、うちでやりたいという人が3軒あったということが経緯でございます。町のほうでは、直接ブドウ組合と直接ではないのですけれども、県のほうに直接相談に行かれましたので、後口で町のほう知ったという状況でございます。

それと、未利用農地の利用活用促進事業ですが、これが今年度から始まったということは先ほども申しましたが、事業の内容の区分が、事業推進に関しましては埼玉県が関係機関と調整してやるということになっております。2番目に、耕作条件整備につきましては、中間管理機構を介しての改善整備という形になっております。3番目に、生産支援事業、これが生産団体等ということで、地域特性を生かして農産物の導入を促進するために農業機械、施設、苗木等の購入の費用を助成するという3本柱で構成しております。

この広報をしていたかということでございますが、ちょっとこれも町のほうは把握していませんでした、実際広報等はしておりませんでした。これ振興センターのほうから、何か始めますと振興センターからこういう生産団体、1軒五、六人で組んでいる生産団体があります。そこはどうでしょうかという話と、事前にその話し合いを県のほうに申し出て進んでいたようでございます。この促進事業の助成を受けるためには、認定農業者でなければいけないという条件もついております。この生産団体につきましては、認定農業者の認定をしたところでございます。それをもって正式にその申請ができるという条件で今申請をさせていただいているところでございます。この辺については、認定農業者にならなければいけないという条件もありますので、ハードルはちょっと高くなるかもしれないのですが、ありますよという広報はおくれてはいますけれども、広報はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） もう一回ぐらいしゃべるだろうと思って、電気がついているのでしゃべらせていただきます。

今産業観光課長の説明のほうはわかりました。私が考えたのは、少なくとも長瀬町で遊休農地が多いというふうなことで、こういうのも解消につながっていくのかなと思ったのだけれども、なかなかそれは難しいところがあるのかなというふうなことを感じました。

1点だけ急に思い出してで申しわけありませんが、予算のほうで、市町村アセットマネジメント推進県補助金が入っているのですが、これが何に使われているかなと。多分これ資産管理とか運用代行とか、そういうものの補助金だと思うのです。補助金で100万円来ていますが、これが支出のほうで、だからやっぱりそういう言葉で出てこないから、どこに使われているのかなというのがわからないので、もしわかれば、すぐわからなければ、後でも結構なのですけれども。

以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 村田議員のご質問にお答えをいたします。

こちらの今回の補正の歳入でして、13ページでございます、総務管理費県補助金の市町村アセットマネジメント推進県補助金100万円なのですが、こちらは今回の補正で、歳出予算の補正はしておりませんが、歳入を補正をさせていただいています。というのは、当初予算で、今年度は公共施設の個別施設計画、こちらの策定を進めておりまして、これは委託料で当初予算536万3,000円をお認めいただいて今執行させていただいているのですけれども、こちらに充てる経費として、埼玉県のほうで県への補助金を使えるということで、今回100万円の増額の補正をさせていただいたというものでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 2つばかり質問させていただきます。

17ページの寄附金で、被災県を見舞うための寄附金を県町村会に納めることになってはいますが、これは自治体への均等割なのか、それとも自治体の規模別割合なのか、への割当額をわかれば聞きたいと思えます。

それから、もう一つ、21ページの土木費のまちづくり推進費なのですが、これの対象道路がわかれば教

えてもらいたいと思います。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

補正予算書の17ページの第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の中の第26節寄附金、説明欄に平成30年度7月豪雨に対する寄附金10万円というのがございますが、これが均等割なのかどうかということでご質問でございますが、これは埼玉県町村会が主になりまして、各市町村10万円ずつ、それから県の町村会自体から60万円だったか、たしか町村会から40万円、ちょっと金額は定かではないのですけれども、申しわけありません。40万円ほど出しまして、総額で約260万円ほどになるのですけれども、内訳が岡山県、広島県に対しては100万円、愛媛県に対してはたしか残りの60万円を寄附金として送るという内容になっております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、新井議員の質問にお答えいたします。

この事業につきましては、今後建築等が発生する場合のセットバック、その部分の買収と用地測量の委託料の補正でございます。一応今現在道路後退が発生すると見込まれるのが町内で4件ございまして、その部分の補正になります。

路線については、まだ把握等は、ちょっと今のところわかっておりません。一応そういうことで。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） ほかに。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 13ページの14款2目個人番号制度の問題で、社会保障・税番号制度システム整備費ということで、これは165万2,000円というふうに書いてあるのですが、この社会保障というのは、要するに国保が国、県のほうに移管したというのがことしの4月で、そういう関係でこの補正予算にのったのかなということなのか、だからこの社会保障というのは国保を税番号に組み入れるということなのかなど思っているのですけれども、それについての質問なのです。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

こちらは国保に関してではなくて、個人番号カード、先ほどから出ておりますけれども、マイナンバーカードの記載事項の充実を目的といたしまして、カード氏名欄に希望者には旧姓を併記できるようにするためのシステム改修を行うための事業の補助金になっております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

2番、田村勉君。

反対討論だね。それでは、許します。

○2番（田村 勉君） やはりマイナンバーです。先ほど申し上げたのは、個人の財産だとか、全部プライ

バシーが政府とかこの上級機関のほうに上がってしまうという問題だけではなくて、もう一つつけ加えると、やっぱり情報が1つのところに集中して、それが今漏れるという現象があちこちで起きているのではないですか。そういう意味でも、このマイナンバーというのは非常に危険な制度なわけです。

確かに一面、企画財政課長が言ったように利便性はあると思います。しかしながら、非常に危険だと。個人の情報が全部そういうふうになってしまうわけですからね、そういう意味で反対です。

○議長（染野光谷君） 賛成討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 賛成多数。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第6、議案第43号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第43号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,214万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を10億3,167万3,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、議案第43号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,214万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,167万3,000円とするものでございます。

今回の補正の概要でございますが、平成30年度より県が保険者となり、財政運営の責任主体となりました。この制度改正により、国保事業報告システム改修の費用並びに平成29年度の決算額の確定に伴い、各項目において精査した結果、歳入の総額を増額し、歳出は必要な費用の増額や財源組み替えを行った上、

剰余金については一般会計へ繰り出しを行い、また不測の事態に備え、基金に積み立てる等の内容となっております。

次に、補正予算の詳細につきましてご説明申し上げます。6 ページ、7 ページをごらんください。

初めに、歳入についてでございますが、第6 款県支出金、第1 項県補助金、第1 目保険給付費等交付金でございますが、療養給付費、いわゆる医療費が当初予算で見込んだ額に不足が見込まれるため、増額をするものでございます。

次に、第8 款繰入金、第1 項第1 目一般会計繰入金でございますが、事務費繰入金及び出産育児一時金繰入金は、平成29年度の決算額の確定により精査した結果、生じた不用額を減額するものでございます。

次に、第9 款第1 項第1 目繰越金でございますが、平成29年度の決算額が確定いたしましたので、当初予算額と繰越額の差額分を増額しようとするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。8 ページ、9 ページをごらんください。

第1 款総務費、第1 項総務管理費、第1 目一般管理費、第13 節委託料は、平成30年度国保制度改革に伴う国保事業報告システム改修業務委託料でございます。

第2 款保険給付費、第1 項療養諸費及び第2 項高額療養費は、療養給付費に不足が生じるため、それぞれの項目におきまして増額を行うものでございます。

第4 項出産育児諸費は、補正後の額は変わりませんが、財源内訳のとおり財源組み替えを行うものでございます。

次に、第6 款第1 項基金積立金、第1 目国民健康保険財政調整基金積立金は、平成29年度決算額の確定により繰越金が生じたので、国保財政に不測の事態などが生じた際に備えるため、国民健康保険財政調整基金への積立額を増額しようとするものでございます。

次に、第8 款諸支出金、次ページになりますが、第1 項償還金及び還付金、第7 目療養給付費等負担金償還金及び第8 目療養給付費等交付金償還金は、平成29年度の実績報告に基づきまして、それぞれの項目について返還金が生じたので増額をするものでございます。

次に、第3 項繰出金、第1 目一般会計繰出金でございますが、平成29年度の決算におきまして繰越金が確定したこと、また今年度から国保制度改革に伴い歳入歳出決算額の精査を行いました。その結果、歳出におきまして必要額を確保し、残った剰余金につきまして一般会計へ繰り出しを行うものでございます。

以上で、議案第43号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第7、議案第44号 平成30年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第44号 平成30年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,831万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を7億8,827万1,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第44号 平成30年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,831万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ7億8,827万1,000円とするものでございます。

次に、2ページ、3ページをごらんください。

款項別の補正額については、ごらんのとおりとするものでございます。

内容につきましては、予算説明書によりご説明いたします。

歳入につきましては、6、7ページをごらんください。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金の第1目介護給付費繰入金、第2目地域支援事業繰入金、第3目地域支援事業繰入金（総合事業以外）、第5目その他一般会計繰入金の合計額310万4,000円は、29年度の決算に伴い減額するものでございます。

同じく第2項基金繰入金、第1目介護給付費支払基金繰入金367万円の減ですが、平成29年度の決算に伴い繰越額が生じたため、基金からの繰り入れを取りやめるため減額するものでございます。

次に、第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、前年度繰越金4,509万円でございますが、29年度の決算に伴い当初予算との差額を増額するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。8ページ、9ページをごらんください。

第1款総務費、10、11ページにまたがっております第2款保険給付費及び12、13ページにまたがっております第4款地域支援事業費については、補正額の財源内訳、特定財源その他について歳入の繰入金の減

額に伴い、財源の組み替えを行うものでございまして、補正額はゼロでございます。

次に、12、13ページをごらんください。中ほど、第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金2,717万7,000円については、平成29年度の決算に伴い、保険給付費に要する費用の不足額に充てるため基金に積み立てるものでございます。

次に、第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目第1号被保険者保険料還付金5万円ですが、死亡等により過誤納が生じた場合の還付金に不足が生じる見込みであるため増額するものでございます。

第2目償還金1,108万9,000円ですが、国庫等の支出金で、精算により超過交付となったため返還する必要が生じ、増額するものでございます。

以上で、議案第44号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑ないですね。質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号 平成30年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第8、議案第45号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第45号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を1億338万1,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、議案第45号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億338万1,000円とするものでございます。

今回の補正の内容でございますが、歳入については平成29年度の決算額が確定したことにより、繰入金減額及び繰越金を増額し、諸収入の保険料還付金を増額いたしまして、歳出については、各項目の財源組み替え及び被保険者へ保険料を還付するために、保険料還付金を増額する内容となっております。

次に、補正予算の詳細につきましてご説明申し上げます。補正予算書の6ページ、7ページをごらんください。

初めに、歳入についてでございますが、第4款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金の事務費繰入金及び第5款第1項第1目繰越金でございますが、平成29年度の決算額の確定により、113万4,000円を繰入金は減額、繰越金は増額するものでございます。

次に、第6款諸収入、第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は、被保険者に保険料を還付するために、埼玉県後期高齢者広域連合から支払われるため増額をするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

第1款総務費並びに、飛びますが、第4款予備費の補正額の財源内訳について、特定財源欄その他の合計額113万4,000円を一般財源に組み替えるものでございます。

次に、第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は、被保険者に保険料を還付するため増額をするものでございます。

以上で、議案第45号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑ないですね。質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第9、議案第46号 長瀬町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第46号 長瀬町固定資産評価員の選任についての提案理由を申し上げます。
長瀬町固定資産評価員である大野英雄氏が平成30年9月30日付で辞任することに伴い、後任の評価員として福島基之氏を選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を得たいので、この案を提出するものでございます。

福島氏は上袋区に在住し、昭和56年に長瀬町役場に入庁、35年間役場職員として勤務され、平成28年3月に定年退職されました。温厚な性格で幅広い見識を有する方であるため、評価員としてふさわしい方でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論。討論ないのだね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号 長瀬町固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第10、議案第47号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第47号 長瀬町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

教育委員である西山忠文氏の任期が平成30年9月30日で満了となります。ついては、西山氏を引き続き委員として任命することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ないですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第11、議案第48号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第48号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員野村滋子氏の任期が、平成30年12月31日で任期満了となりますので、後任として山崎智子氏を候補者として推薦することについて、同意をお願いするものでございます。

山崎氏は、昭和50年4月から平成24年3月まで小学校教諭として勤務し、人格、識見高く、人柄も温厚で、中立、公正さを兼ね備え、教員時の経験を生かし、人権擁護委員としての活躍が期待できると思われまますので、人権擁護委員候補者として推薦することについて議会の同意を得たいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほど、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ないですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決をいたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎請願第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（染野光谷君） 日程第12、請願第3号 長瀬町における受動喫煙防止対策に関する請願を議題といたします。

紹介議員、岩田務君に趣旨説明を求めます。

○4番（岩田 務君） 請願第3号 長瀬町における受動喫煙防止対策に関する請願についてご説明申し上げます。

請願者は、埼玉県生活衛生同業組合連合会会長、田村眞。埼玉県鮎商生活衛生同業組合理事長、関根利明を初め、全国15団体より提出されました。

要旨、理由等について朗読させていただきます。

2. 要旨。受動喫煙防止に関して、条例化による一律的、強制的な規制ではなく、事業者の自主的な取り組みによる受動喫煙防止対策を行っていただけますよう請願します。

3. 理由。現在、国において受動喫煙に関し、法制化の議論がなされている事は、我々も承知しており、受動喫煙は防止すべきものであると認識しております。

我々団体は、受動喫煙を防止することに異論を唱えるものではなく、お客様が来店前に、店内の喫煙環境がわかるようステッカーの店頭貼付を率先して推進し、東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えて受動喫煙防止への取り組みを行っております。

この取り組みを進めることが、海外からのたばこを吸うお客様、吸わないお客様に、さまざまな形態を選択できることとなり、日本が誇る「おもてなし」に繋がると考えております。

我々も一生懸命取り組んでおります。過度な規制は、売上にも影響します。飲食業界に配慮した検討をお願いいたします。

たばこを吸う方も吸わない方も我々にとって大切なお客様です。強制的な規制が一律に導入されれば、分煙を行いたくても資金的、スペース的な問題で分煙ができない中小の狭小店舗は全席禁煙とするしかなく、たばこを吸うお客様にはお越しいただくことができません。売り上げの減少により飲食施設の事業者や施設管理者が混乱することは必至であると考えております。加えて、国で議論がなされている法施行と貴町の条例施行によるダブルスタンダードとなった場合は、事業者のみならず生活者全体に混乱を招くことを懸念いたしております。

以上のことから、貴町におかれましては、条例化による一律的、強制的な規制がなされることなく、各施設の実態に即した取り組みによる受動喫煙防止対策にご理解、ご支援をいただき、官民一体となり、バランスのとれた受動喫煙防止対策を行っていただけますよう議長に切にお願いいたします。

以上のように、地方自治法第124条に基づき請願いたします。

平成30年8月27日。

長瀬町議会議長 染野光谷様。

以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） これより請願に対する質疑に入ります。

質疑ありますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 8番、大島瑠美子です。これよく読みました。読めば読むほどわからなくなってしまう文章なのかと思います。長瀬町における受動喫煙防止対策に関する請願なのですが、これ本当はどっちのことを言っているのだからよくわからないので、これどうしましょうねということが、もしだめならだめ、吸うのなら吸うということにも書いてあるのですが、売り上げにも影響します、飲食業界に配慮した検討をお願いしますと言って。

でも、東京オリンピックだとかパラリンピックの開催を見据えてということになってきますと、東京オリンピック・パラリンピックを見据えてということは、もう禁煙にするという方向で進んでいるのに、これには取り組みを行っていますとかということを書いてあるので、これちょっとわからないので、岩田さんにもう一度よくわかるように、私にもわかるように、理解できるように教えてほしいと思います。

○議長（染野光谷君） 大島君。質疑ね、討論ではないのだから。

○8番（大島瑠美子君） 質疑と聞いたのだから、だから質疑でそれを、またもう一度教えてくださいと言っている。

○議長（染野光谷君） 何だか言っていることがわからなくなりました。

○8番（大島瑠美子君） そうだよな。言っているのだから、聞いていないのだから。

○議長（染野光谷君） 4番、岩田務君、説明してやってください。

○4番（岩田 務君） それでは、大島議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

私もこれ読んでみて、いろいろ考えてみたのですが、例えばですが、私も10年前までは喫煙をしていました。また、現在飲食店も経営しております。ただし、現在はたばこもやめましたし、うちのお店は喫煙の対象外です。

どちらの立場も理解できますが、やはりきょう請願されている、特にこの飲食店の方々にとっては死活問題だからということで提出されていることと思います。

国や地方の規制がなくても、それぞれのお店や団体で受動喫煙の防止に取り組んでいくという趣旨の請願でございますので、ご理解をいただければと思います。

また、細かいことにつきましては、こちらの請願、委員会付託になる予定でございますので、その中で議論ができればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則91条第1項の規定により、経済観光常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

異議あり。5番、村田徹也君。いいのだよ。ちょっと待ってください。

〔何事か言う人あり〕

○5番（村田徹也君） 議運でこれ、経済ではなくて総務扱いだと出たのです。皆さんご承知だと思います

けれども、議運のとき総務でというふうなことで出されたので、あれ今経済になったので、どっちかわからないので。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 4時23分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第91条第1項の規定により経済観光常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、本請願については、経済観光常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することに決定いたしました。



◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第13、発議第1号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書を議題といたします。

議案を事務局に配付させていただきます。皆さん届きましたか。全員届きましたね。

〔届きました〕という人あり〕

○議長（染野光谷君） 発議の内容等について、提出者、井上悟史君の説明を求めます。

1番、井上悟史君。

○1番（井上悟史君） 発議第1号、趣旨説明をいたします。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、上程されました発議第1号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の提出者として内容の説明を申し上げます。

この意見書については、長瀬町議会会議規則第14条の規定により、別添のとおり提出するものであります。

提案理由は、当町にとって貴重な財源を確保するため、ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書を関係機関に送付するものでございます。

意見書の原文を朗読して説明にかえさせていただきます。

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

ゴルフ場利用税は、都道府県税として納付され、その7割がゴルフ場の所在市町村にゴルフ場利用税交付金として交付されている。その規模は平成28年度決算で、全国で325億円にものぼる。

長瀬町におけるその交付額は、平成29年度決算額で1,175万4,785円であり、貴重な財源となっている。

現在、地方自治体は、医療・介護などの社会保障、社会資本の老朽化への対応、子育て支援、教育などにおいて果たす役割が年々増加しており、これらの問題解決には財源確保が必要不可欠であることはいう

までもない。

また、地域活性化および地方創生に全力で取り組もうとしている中、ゴルフ場利用税交付金を廃止することは、国において進められている地方創生に逆行するものである。

国におかれては、ゴルフ場利用税がゴルフ場所在市町村にとって重要な財源であることを改めて認識していただき、現行制度が存続されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月11日、埼玉県長瀬町議会。

(提出先)

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣。

以上です。

- 議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。
質疑はないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより発議第1号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。
よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件

- 議長（染野光谷君） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。
お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件については、お手元にご配付いたしましたとおり派遣することに可決されました。



◎経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（染野光谷君） 日程第15、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉会について

○議長（染野光谷君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された件は全て終了いたしました。会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日で閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（染野光谷君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例案など17件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいります。

さて、各学校では2学期が始まり、早速、秋の行事であります中学校の文化祭が今週の15日の土曜日に、第一、第二小学校の運動会が翌週22日の土曜日に行われますので、それぞれ児童生徒の頑張っている元気な姿をごらんいただければと思います。

また、21日から秋の全国交通安全運動が実施されます。交通事故に遭わないよう、また起こさないよう十分注意していただきたいと思います。

最後に、夏の疲れから体調を崩しやすい時期でもございますので、皆様にはくれぐれもご自愛いただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、9月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（染野光谷君） これをもちまして平成30年第3回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

長いお時間ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年11月30日

議 長 染 野 光 谷

署 名 議 員 井 上 悟 史

署 名 議 員 田 村 勉

署 名 議 員 野 原 隆 男